新　　宿　　区
第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画

平成 28 年 1 月

新　宿　区

第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定にあたって

新宿区は、新宿駅に代表される大規模ターミナルや、歌舞伎町などの繁華街、新宿中央公園や都立戸山公園等大きな公園を抱えていることから、匿名性を求めて流入してくるホームレス等への対応が課題となっています。

新宿区としては、こうしたホームレスの方に、路上生活からの脱却を支援することが、大変重要であると考えています。

そのため、平成 18 年に、第Ⅰ期の「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定しました。平成 22 年には、第Ⅱ期となる計画として改定を行い、ホームレスの自立支援に積極的に取り組んできました。

特に、都区共同事業に加え、新宿区の独自事業として、「巡回相談事業」、「拠点相談事業（とまりぎ）」、「地域生活安定促進事業」など、ＮＰＯ等の関係団体と連携して、他の自治体に先駆け、路上生活者対策に取り組んでまいりました。

その結果として、新宿区のホームレス数は、「東京都の路上生活者概数調査」では、平成 16 年 8 月の 1,102 人をピークに、平成 27 年 1 月は 70 人、平成 27 年 8 月には 99 人と、減少しました。

しかし、ホームレス問題は、ホームレスが単に公園や道路等から退去するだけでは根本的な解決には至らないことはいうまでもありません。

ホームレス状態にある人に、早い段階での相談・助言や適切な社会資源に結びつけること、そして、個々の状況に合わせたきめ細やかな就労支援や生活支援を行い、再び路上生活に戻らないように支援を続けることが必要です。

また、起居する場所を流動しながら不安定な就労に従事する、いわゆる「見えにくいホームレス」への支援など、時代のニーズに合った、大都市問題としての広域的な取組も必要です。

平成 27 年 4 月 1 日から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、ホームレス対策は生活困窮者自立支援法に移行することとなり、支援の仕組みが変化しています。

このような変化に対応した実効性の高い取組を推進するため、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定しました。

本計画では、ホームレスの態様、段階に応じた施策の展開を図るために、概ね三つのタイプ別にホームレスの人々のニーズを把握し、それぞれのタイプ・段階にふさわしい支援の方向性を示すとともに、「固定･定着化が進む高齢層への支援」、「若年化しつつある層への支援」、「再路上化への対応」の三つのポイントを中心に改定しています。

計画の策定にあたっては、学識経験者やＮＰＯ等支援団体、地域住民の方々をメンバーとした策定委員会を設置し、様々な角度から議論していただきました。

これからのホームレス対策の指針となるこの推進計画をもとに、多くの区民の皆様の理解と協力を得て、一日も早く、一人でも多くの人が、ホームレス生活から脱却し、居宅・地域生活を継続されることを願っています。

平成２８年１月

新 宿 区 長　　**吉 住 健 一**

目　次

Ⅰ　計画改定の基本方針

１　計画改定の基本方針 ---------- Ｐ１

２　計画の位置づけと計画期間 ---------- Ｐ３

３　ホームレスの定義とタイプ ---------- Ｐ４

Ⅱ　ホームレスの現状

１　ホームレス数 ---------- Ｐ７

２　ホームレスの生活実態 ---------- Ｐ１４

３　新宿区の相談状況 ---------- Ｐ１９

４　路上生活者対策施設利用者の状況 ---------- Ｐ２２

Ⅲ　これまでのホームレス問題への取組と課題

１　都区共同事業による取組 ---------- Ｐ２９

２　新宿区の取組 ---------- Ｐ３６

Ⅳ　ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

１　解決のための基本的な考え方 ---------- Ｐ５７

２　新宿区・東京都・国の役割 ---------- Ｐ６１

３　具体的な施策の推進 ---------- Ｐ６５

４　ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ ---------- Ｐ８１

Ⅴ　計画の推進等

１　計画の推進体制 ---------- Ｐ８５

２　第Ⅲ期推進計画の見直し ---------- Ｐ８６

Ⅵ　資　料

１　第Ⅲ期推進計画策定委員会 ---------- Ｐ８７

２　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ---------- Ｐ９１

３　生活困窮者自立支援法 ---------- Ｐ９５

４　ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 ---------- Ｐ１０５

５　ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第３次） ----- Ｐ１３３

６　路上生活者対策事業実施大綱 ---------- Ｐ１６１

７　新宿区のホームレス自立支援等の経緯 ---------- Ｐ１６３

８　新宿区のホームレス事業に関する事業費等の推移 ---------- Ｐ１６７

９　第Ⅲ期推進計画の事業と事業主体、対象タイプ一覧 ---------- Ｐ１７７

10　生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント項目一覧 ---------- Ｐ１７９

11　用語説明 ---------- Ｐ１８１

Ⅰ　計画改定の基本方針

１　計画改定の基本方針

２　計画の位置づけと計画期間

３　ホームレスの定義とタイプ

Ⅰ　計画改定の基本方針

1　計画改定の基本方針

新宿区は、乗降者数世界一の新宿駅や繁華街を抱えるなど大都市として位置づけられています。その中で流入するホームレスが大きな都市問題の一つとなっています。

そこで、区は、ホームレス対策を区政の重要課題と位置づけ、平成 18 年 2 月に「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅰ期推進計画」という。）を策定し、積極的にホームレス対策を実施してきました。

この第Ⅰ期推進計画を受けて、平成 22 年 2 月に策定した「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅱ期推進計画」という。）では、この間のホームレス数の減少やホームレス層の変化、都区制度の見直し等を踏まえて、八つの基本施策を展開することとしました。この第Ⅰ期・第Ⅱ期の 9 年間にわたる取組により、新宿区のホームレス数は東京都の*路上生活者概数調査（以下、「路上生活者概数調査」という。）で、平成 16 年 8 月の 1,102 人をピークに、平成 27 年 1 月には 70 人と大幅に減少しました。平成 27 年 8 月の調査では 99 人となっています。

しかしながら、路上生活が長期化・高齢化したホームレスに加え、近年、起居する場所を流動しながら不安定な就労に従事する、いわゆる*「見えに

くいホームレス」層や住まいと職を失い「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」等が加わり、質的な変化に対応する施策の展開が、これまで以上に強く求められています。

さらに、全国から人が集まる新宿は、まちの特性としてホームレスが集まりやすい条件下にあります。

このような中で、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下、「第Ⅲ期推進計画」という。）でより実効性の高い取組を推進するために、これまでの取組を継承しながら、「固定・定着化が進む高齢層に対する支援」、*「若年化しつつある層に対する支援」、「再路上化への対応」の三つのポイントを中心に改定することとします。

併せて、ホームレス対策は、個々の自治体だけの取組だけでは抜本的な解決が困難な問題であることから、国に対して、東京都及び東京 23 区と連携して、総合的な施策の確立や財政負担のあり方などについての提言・要望を行うものです。

また、今回の改定により、ホームレス対策について区民の理解と協力を深め、さらに、これまでホームレス対策の支援活動を続けてきたＮＰＯ等支援団体との連携を、より一層強化するよう努めていきます。

２　計画の位置づけと計画期間

今回改定する第Ⅲ期推進計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「特別措置法」という。）に、その策定の根拠を持つものです。

第Ⅲ期推進計画は、平成 19 年（2007 年）に策定した「新宿区基本構想」で示した目指すべきまちの姿を実現するための「新宿区総合計画」を上位計画とする、ホームレスの自立支援等に関する個別計画であり、実行計画や各年度における予算によって具現化されます。

「新宿区基本構想」及び「新宿区総合計画」では、まちづくりの基本目標Ⅲ「安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」の個別目標「だれもが互いに支えあい、安心してくらせるまち」の中で施策として「セーフティネットの整備・充実」を掲げ、「ホームレスの自立支援の推進」を実行計画事業に位置付けています。

なお、現在の総合計画の総仕上げとして策定する第三次実行計画（平成 28 年度～平成 29 年度）では、重点的に取り組む施策を５つの基本政策で体系化しており、基本政策Ⅰ「暮らしやすさ 1 番の新宿」の中で引き続きホームレスの自立支援の推進に取り組んでいきます。

一方、国は、10 年間の時限立法として制定した「特別措置法」を平成 24 年 6 月に 5 年間延長するとともに、平成 25 年 7 月 31 日に国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「国の基本方針」という。）を見

直し、東京都は平成 26 年 6 月に「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第３次)」(以下、「都の実施計画」という。）を策定しました。

また、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、国は、平成 27 年 3 月に国の基本方針を改正し、東京都は、平成 27 年 9 月に都の実施計画を改定しました。

第Ⅲ期推進計画の期間は、「特別措置法」の期限が平成 29 年までとなっていることを踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

３　ホームレスの定義とタイプ

「特別措置法」第２条では、「ホームレスとは都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義しています。

しかし、路上生活は未経験であっても「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」が依然として存在します。

したがって、第Ⅲ期推進計画では「特別措置法」第２条の定義に加え、不安定就労による「見えにくいホームレス」、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」も引き続き対象とします。

また、限られた資源の有効活用、ホームレスそれぞれの態様・段階のニーズの違いに応じた総合的な施策の展開を図るために、次のように概ね三つのタイプ別にホームレスの人々のニーズを把握することとします。

(1)　〔タイプ　1〕　概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層

概ね 50 歳以上を中心とした、ホームレス生活が長期化した人には、福祉制度を利用しない人と、利用を繰り返している人がいます。

前者の多くは*都市雑業や日雇い仕事をしながらダンボール等で路上生活をしています。

後者には、生活保護を受給したり*自立支援システムを利用するものの、自己都合による施設の退所などにより、再び路上に戻っては行政の支援を繰り返し受けるなど、なかなか自立が難しい人がいます。

しかし、前者・後者とも、住民登録や年金調査などの福祉的支援の条件整備を行うことにより、地域での継続した生活を送ることのできるケースも数多くあります。

(2)　〔タイプ　2〕 概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

傷病あるいは過去の職歴や、人的つながりが稀薄なことなどから継続就労が難しく、中には、就労意欲を喪失している人も多数見受けられます。

(3)〔タイプ　3〕 概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層

倒産・失業等により職を失い、所持金が無くなり、その日その週の暮らしに困窮しているが、心身ともに問題がなく就労意欲もあり、住居の確保など短期的・集中的な支援が必要な人たちです。

Ⅱ　ホームレスの現状

１　ホームレス数

２　ホームレスの生活実態

３　新宿区の相談状況

４　路上生活者対策施設利用者の状況

Ⅱ　ホームレスの現状

１　ホームレス数

ホームレス問題を解決していくには、はじめにホームレスの現状を把握する必要があります。

その中でもホームレス数は、国にとっても地方自治体にとっても、施策や計画の策定のための指標となり、また運用状況や効果を評価する上での重要な指数となります。

新宿区のホームレス数は、東京都の「路上生活者概数調査」では、平成 16 年 8 月に 1,102 人、東京 23 区で最多の状況でした。

その後、支援の取組により漸減傾向が続き、平成 19 年 8 月に一時的に増加しましたが、平成 27 年 1 月には 70 人と東京 23 区で 4 番目、平成 27 年 8 月の調査では 99 人となり、東京 23 区で 3 番目となっています。

一方、全国のホームレス概数は、国の平成 19 年 1 月の「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」（以下、「全国調査（概数調査）」という。）では、全都道府県でホームレスが確認され、合計 18,564 人でした。特別措置法に基づくホームレスの自立支援の取組を継続したことにより、平成 27 年 1 月の「全国調査（概数調査）」では、44 都道府県、合計 6,541 人までに減少しています。

ここでは、ホームレスの多い都市や東京 23 区、及び新宿区におけるホームレス数について比較検証します。

(1) 全国のホームレス数

平成 27 年 1 月「全国調査（概数調査）」

自治体名等	27年調査	19年調査	増減
5 都市	**4, 123人**	**10, 532人**	**△6, 409人**
東京 23 区(※)	1, 336人	4, 213人	△2, 877人
横浜市	548人	661人	△ 113人
川崎市	439人	848人	△ 409人
名古屋市	273人	741人	△ 468人
大阪市	1, 527人	4, 069人	△2, 542人
その他大都市	**653人**	**2, 037人**	**△1, 384人**
札幌市	45人	132人	△87人
仙台市	110人	132人	△22人
千葉市	36人	103人	△67人
京都市	89人	387人	△298人
神戸市	74人	135人	△61人
広島市	32人	115人	△83人
北九州市	84人	249人	△165人
福岡市	183人	784人	△601人
これ以外の市町村	1, 765人	5, 995人	△4, 230人
合計	**6, 541人**	**18, 564人**	**△12, 023人**

※　国が管理する河川のホームレス数（都内合計 682 人、うち東京 23 区 558 人）を含む。

平成 27 年 1 月「全国調査（概数調査）」
自治体種別による全国のホームレス数
合計　6,541 人　（342 市区町村）

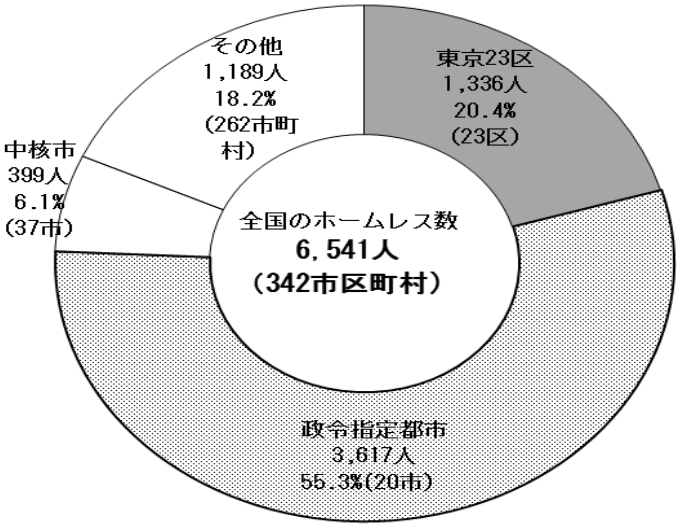

全国のホームレス数については、巡回による目視で確認したところ、平成 27 年 1 月の調査では 6,541 人となっており、平成 19 年の 18,564 人と比べて 12,023 人（64.8%）減少しました。

また、ホームレス数を都道府県別に見ると、大阪府が 1,657 人（平成 19 年調査　4,911 人）、次いで東京都が 1,498 人（同　4,690 人）となっており、大阪府と東京都で全国の約半数を占めています。

さらに市区町村別では、ホームレスが確認された 342 市区町村のうち、東京 23 区が 1,336 人（20.4%）、政令指定都市（20 市）が 3,617 人（55.3%）となっています。

(2) 東京都全体のホームレス数

区市町村別ホームレス概数一覧　　平成 27 年 8 月「路上生活者概数調査」単位：人

千代田区	56 (109)	品川区	13 (35)	北　区	10 (49)
中央区	50 (121)	目黒区	2 (16)	荒川区	3 (14)
港　区	32 (113)	大田区	38 (63)	板橋区	9 (59)
新宿区	99 (299)	世田谷区	16 (38)	練馬区	5 (7)
文京区	25 (64)	渋谷区	117 (199)	足立区	27 (55)
台東区	100 (160)	中野区	7 (35)	葛飾区	17 (52)
墨田区	78 (211)	杉並区	19 (35)	江戸川区	20 (104)
江東区	29 (109)	豊島区	35 (94)		
東　京　２　３　区　合　計					**807 (2,341)**
八王子市	3 (9)	小金井市	1 (1)	東大和市	0 (1)
立川市	1 (11)	小平市	1 (1)	清瀬市	0 (4)
武蔵野市	2 (8)	日野市	3 (3)	東久留米市	0 (1)
三鷹市	2 (8)	東村山市	1 (2)	武蔵村山市	0 (1)
青梅市	0 (0)	国分寺市	1 (0)	多摩市	0 (8)
府中市	11 (27)	国立市	1 (1)	稲城市	2 (1)
昭島市	0 (3)	西東京市	1 (2)	羽村市	0 (1)
調布市	1 (4)	福生市	0 (4)	あきる野市	0 (1)
町田市	0 (1)	狛江市	0 (4)	町村部	0 (0)
市　町　村　合　計					**31 (107)**
総　　合　　計					**838 (2,448)**

※（　）内は、平成 21 年１月調査の数値です。「路上生活者概数調査」は、昼間の巡回による目視で確認した数値です。国が管理する河川のホームレス数を含みません。

(3) 東京 23 区のホームレス数

① 東京 23 区別のホームレス数

平成 27 年 8 月　「路上生活者概数調査」

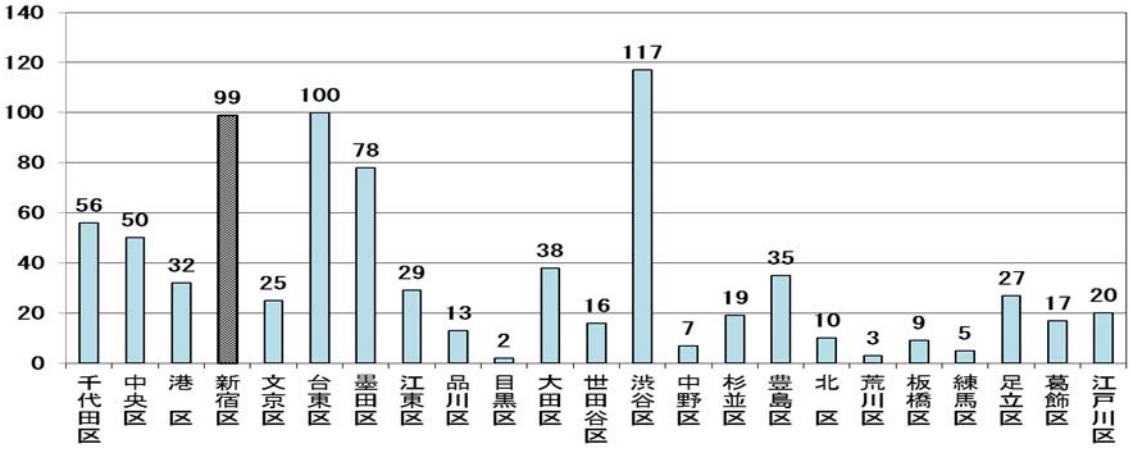

平成 27 年 8 月の路上生活者概数調査による東京 23 区内のホームレスの合計数は 807 人です。渋谷区 117 人、台東区 100 人、新宿区 99 人、墨田区 78 人、この 4 区の合計で 394 人になり、東京 23 区全体の約半数を占めています。

② 東京 23 区全体と新宿区のホームレス数の経年推移

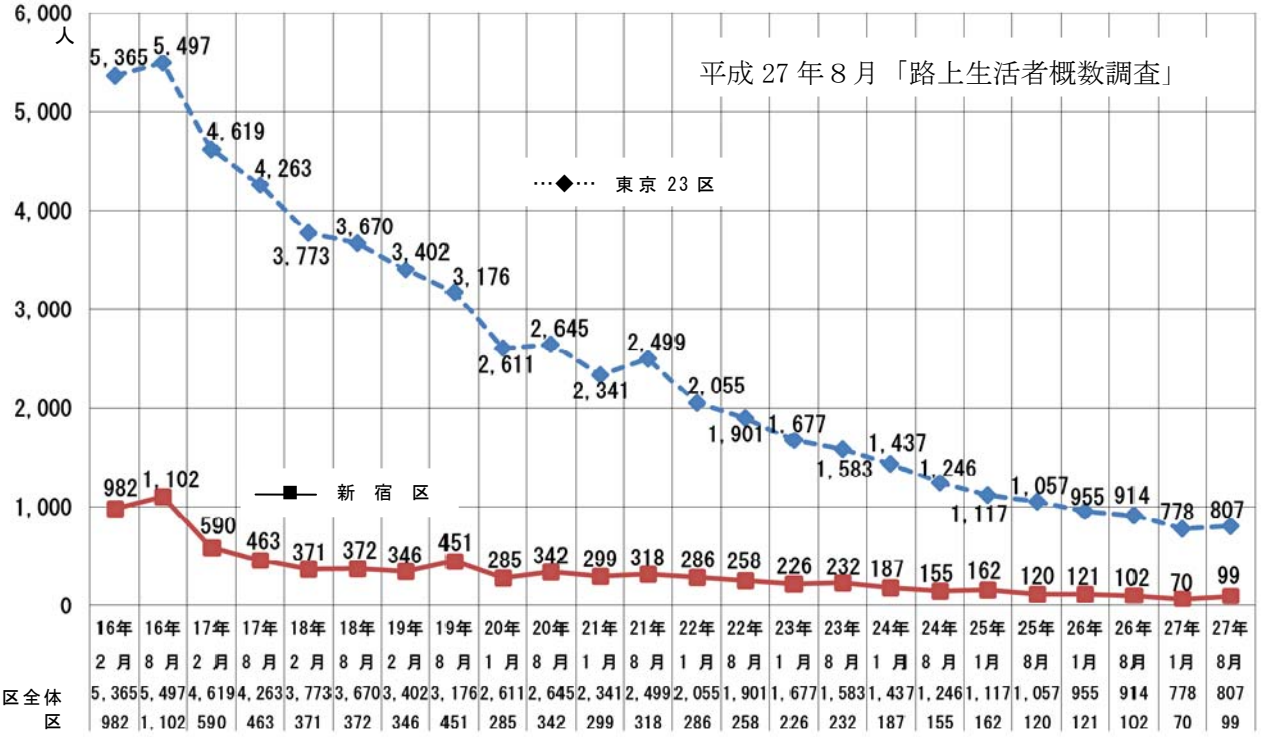

	16年2月	16年8月	17年2月	17年8月	18年2月	18年8月	19年2月	19年8月	20年1月	20年8月	21年1月	21年8月	22年1月	22年8月	23年1月	23年8月	24年1月	24年8月	25年1月	25年8月	26年1月	26年8月	27年1月	27年8月
東京２３区全体	5,365	5,497	4,619	4,263	3,773	3,670	3,402	3,176	2,611	2,645	2,341	2,499	2,055	1,901	1,677	1,583	1,437	1,246	1,117	1,057	955	914	778	807
新宿区	982	1,102	590	463	371	372	346	451	285	342	299	318	286	258	226	232	187	155	162	120	121	102	70	99

東京 23 区及び新宿区のホームレス数は平成 16 年以降、減少しています。

これは、東京都及び東京 23 区と共同で*地域生活移行支援事業を実施したことや自立支援システムの整備等により、多くのホームレスが自立したことによります。

なお、平成 21 年 1 月に比べ 8 月では 158 人の増加となっており、この原因の一つは、景気の悪化に伴う失業率の上昇だと考えられます。

(4)　新宿区のホームレス数

① 新宿区内のホームレス数の内訳と経年推移

平成 27 年 8 月　「路上生活者概数調査」

調　査　年	16　年		17　年		18　年		19　年		20　年		21　年	
調　査　月	2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	2 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月
東京２３区全体	5, 365	5, 497	4, 619	4, 263	3, 773	3, 670	3, 402	3, 176	2, 611	2, 645	2, 341	2, 499
新宿区（A+B+C）	982	1, 102	590	463	371	372	346	451	285	342	299	318
内（女性）	(6)	(25)	(8)	(9)	(10)	(7)	(9)	(9)	(10)	(5)	(7)	(4)
A　区内の都施設	519	585	376	228	206	205	194	255	162	200	162	149
内（戸山公園）	(213)	(238)	(80)	(159)	(105)	(99)	(106)	(142)	(64)	(131)	(103)	(81)
B　区内の駅施設	23	15	10	8	11	3	2	9	12	8	13	7
C　区立施設	440	502	204	227	154	164	150	187	111	134	124	162
区立公園	419	476	188	212	137	150	142	177	103	105	91	124
内（新宿中央公園）	(316)	(339)	(98)	(115)	(77)	(82)	(67)	(103)	(43)	(56)	(46)	(71)
区道等	21	26	16	15	17	14	8	9	8	29	33	38

調　査　年	22　年		23　年		24　年		25　年		26　年		27　年	
調　査　月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1月	8月	1月	8月	1月	8月
東京２３区全体	2, 055	1, 901	1, 677	1, 583	1, 437	1, 246	1, 117	1, 057	955	914	778	807
新宿区（A+B+C）	286	258	226	232	187	155	162	120	121	102	70	99
内（女性）	(4)	(9)	(6)	(5)	(6)	(2)	(10)	(6)	(8)	(6)	(7)	(2)
A　区内の都施設	126	134	120	112	104	73	107	41	48	51	51	71
内（戸山公園）	(54)	(43)	(29)	(18)	(8)	(3)	(16)	(14)	(8)	(11)	(13)	(11)
B　区内の駅施設	6	9	11	4	6	2	4	1	7	2	4	2
C　区の施設	154	115	95	116	77	80	51	78	66	49	15	26
区立公園	104	87	72	85	54	62	45	57	52	44	9	19
内（新宿中央公園）	(63)	(39)	(36)	(67)	(46)	(49)	(23)	(35)	(35)	(32)	(4)	(0)
区道等	50	28	23	31	23	18	6	21	14	5	6	7

新宿区内のホームレス数は、平成 27 年 8 月の路上生活者概数調査によると 99 人で、平成 16 年 8 月のピーク時 1,102 人と比べると 1,003 人（91.0%）減少しました。

東京 23 区全体のホームレス数は、807 人で、平成 16 年 8 月の 5,497 人と比較すると 4,690 人（85.3%）減少しました。新宿区は、東京 23 区全体に比べると、減少率が大きいといえます。また、公園に起居するホームレスの比率が減少しています。

これは、これまでの新宿区の取組や*都区共同事業等の効果によるものと考えられます。

② 施設別ホームレス数

平成 27 年 8 月「路上生活者概数調査」

新宿区	（人）	（%）
公　園	30　人	30.3%
道　路	67　人	67.7%
駅　舎	2　人	2.0%
その他	0　人	0.0%
計	99　人	100.0%

東京 23 区	（人）	（%）
公　園	413　人	51.2%
道　路	236　人	29.2%
駅　舎	39　人	4.8%
河　川	82　人	10.2%
その他	37　人	4.6%
計	807　人	100.0%

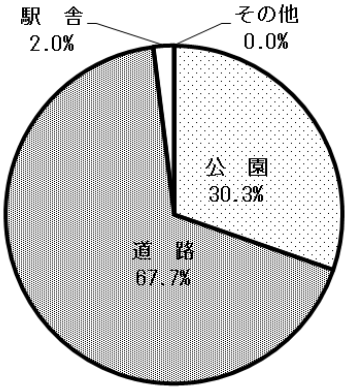

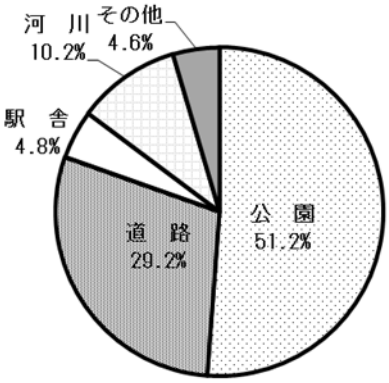

新宿区と東京 23 区全体を比較すると、新宿区は道路上のホームレスが多いといえます。新宿区は、駅周辺や繁華街の近くに幹線道路やガード下、大規模な地下街等、滞留しやすい場所が多くあるため、路上でホームレスが起居していることがわかります。

２　ホームレスの生活実態

(1)　平成24年1月＊「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」

国は、平成24年１月、東京23区、政令指定都市及び平成23年調査において50人以上のホームレスが確認された市において、「平成24年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（以下、「全国調査（実態調査）」という。）を実施し、全体で1,373人（有効回答1,326人）を対象に個別面接調査を行いました。

①　性別

ホームレスの性別は、男性が92.6％（平成19年調査においては95.5%）、女性が4.3％（平成19年調査においては3.6%）で、大半が男性で占められています。

②　年齢

ホームレスの平均年齢は59.3歳（平成19年調査においては57.5歳）であり、年齢分布については、「60－64歳」が25.6％と最も多く、次いで「55－59歳」が18.1％、「65－69歳」が16.4%の順となっており、「55歳以上」が全体の7割以上を占め、ホームレスの高齢化の傾向が見られます。

③　野宿生活の状況

野宿生活の実態としては、居所の場所が定まっている者が83.6%（平成19年調査においては84.0%）であり、このうち場所としては「公園」が29.7%（平成19年調査においては36.1%）、「河川敷」が29.1%（平成19年調査においては32.7%）、次いで「道路」が18.8%（平成19年度調査において

は15.0%）となっています。

また、平成24年調査時の野宿生活期間は、3年未満が37.0%（平成19年調査においては39.9%）、5年以上は47.0%（平成19年調査においては41.3%）となっており、野宿生活の長期化の傾向が見られます。

さらに、仕事と収入の状況は、ホームレスの61.0%（平成19年調査においては70.1%）が仕事をし、その仕事内容は「廃品回収」が77.8%（平成19年調査においては75.9%）を占めています。

平均的な収入月額は3.6万円ですが、1万円以上3万円未満が34.1%（平成19年調査においては29.9%）、次いで3万円以上5万円未満が30.2%（平成19年調査においては25.1%）となっています。

④ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が45.9%（平成19年調査においては48.0%）、製造業関係の仕事が14.6%（平成19年調査においては12.7%）を占めています。雇用形態は「常勤職員・従業員（正社員）」が42.0%（平成19年調査においては43.5%）と大きな割合を占め、「日雇」が25.5%（平成19年調査においては26.3%）、「臨時・パート・アルバイト」が23.8%（平成19年調査においては19.7%）となっています。

また、野宿生活に至った理由としては「仕事が減った」が34.1%（平成19年調査においては31.5%）が最も多く、次いで「倒産・失業」が28.4%（平成19年調査においては29.0%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が20.4%（平成19年調査において22.0%）となっています。

⑤ 健康状態

現在の健康状態については、「身体の不調を訴えている」者が26.2%（平成19年調査においては50.2%）であり、このうち「治療等を受けていない」者が64.3%（平成19年調査においては65.7%）となっています。

⑥ 福祉制度の利用状況

福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は78.3%（平成19年調査においては62.3%）あり、このうち相談したことがある者は38.2%（平成19年度調査においては35.9%）となっています。

次に、『緊急一時宿泊事業（シェルター）』を知っている者は65.3%（平成19年調査においては61.9%）であり、このうち利用したことがある者は17.6%（平成19年調査においては13.1%）となっています。また*『自立支援センター』を知っている者は64.4%（平成19年調査においては66.3%）であり、このうち利用したことがある者は10.1%（平成19年調査においては9.1%）です。

なお、『緊急一時宿泊事業（シェルター）』及び『自立支援センター』を利用した後に、再び野宿生活に戻ってしまう者がいることが確認されています。

また、これまでに生活保護を受給したことのある者は24.4%（平成19年調査においては24.3%）となっています。

⑦ 自立について

自立に向けた今後の希望としては「自活したい」が28.5%（平成19年調査においては37.0%）であるのに対し、「今のままでいい」という者は30.5%（平成19年調査においては18.3%）となっており、平成19年調査と比較し、

就労自立する意欲が十分でないホームレスの割合が増加しています。

⑧ 生活歴

家族との連絡状況については「家族及び親族がいる」と回答した者が74.7%（平成19年調査においては76.7%）を占めています。このうち、過去１年間に「家族・親族との音信がない」者が77.8%（平成19年調査においては75.5%）となっています。

また、「公的年金の保険料を納付していたことがある」者は69.9%（平成19年調査においては65.9%）、また「年金受給者」は6.3%となっています。なお、「金融機関等に借金がある」者は16.0%（平成19年調査においては18.7%）です。

⑨ 行政への要望及び意見

行政への要望及び意見では、「仕事関係」が19.2%（平成19年調査においては37.8%）と最も多く、次いで「住居関連」が18.5%（平成19年調査においては45.1%）、「その他の生活関連」が10.1%（平成19年調査においては18.1%、「健康関連」が18.2%）となっています。

(2) 東京都内における「住居喪失不安定就労者」の状況について

～「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」の利用状況等　～

国は、平成19年、ネットカフェ等に寝泊まりしながら不安定就労に従事する「住居喪失不安定就労者」の実態を明らかにするため、平成19年6月から7月にかけて「住居喪失不安定就労者実態調査」を実施しています。調査の結果、ネットカフェ等を週の半分以上オールナイト利用する住居喪失者は全国に約5,400人、そのうち東京23区内に約2,000人いるものと推計されています。

そのうち、住居喪失非正規労働者は、全国で 2,700 人、東京 23 区内に 1,400 人いると推計されます。

住居喪失非正規労働者の実態は、ほとんどが男性（性別の 90%）で、年齢層では 20 歳代（27.3%）と 50 歳代（26.5%）が多いことがわかりました。

ネットカフェ等以外の寝泊まり場所としては、「ファストフード店」(26.1%)、「カプセルホテル」(23.3%)、「その他」(21.2%) の順です（複数回答あり）。

その後の東京都内における「住居喪失不安定就労者」の状況は、東京都及び関係機関が共同設置している*「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」（都内の住居喪失不安定就労者や離職者に対する住居・就労支援窓口）の利用者状況から推察することができます。

「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」では、平成 23 年度から平成 26 年度の 4 年間で、窓口相談件数は延べ 31,261 件あり、87%が「男性」、年齢層は「40 代」(31.7%) が最も多く、次いで「30 代」(26.1%)、「50 代」(19.6%) の順となっています。

住居の状況は、相談の段階で、住居を失って半年未満の人が 45.4%と最も多く、次いで「自宅あり・不明」の人が 30.1%となっています。

また、寝泊まりしている場所は、「ネットカフェ」が約 26.1%を占め、次いで「喪失直前の状態にある自宅」が約 21.0%、「路上・公園」が約 12.7%の順となっています。

就労状況は、相談の段階で就労を確認できた人は 55.9%、失業・不明が 44.1%となっており、就労区分は、「アルバイト」(19.2%)、「派遣社員」(11.7%) の順となっています。

これらの結果から、住居喪失不安定就労者には、「比較的若年の男性が多い」、「住居喪失期間は短い」、「ほとんどの人が仕事をしており、非正規雇用などの

不安定就労が多い」などの特徴が見られます。

都市雑業や建設日雇等に従事して生活する従前のホームレスが高齢化・固定化する一方で、このような若年化しつつある層が増加しています。

３　新宿区の相談状況

(1)　福祉事務所の相談状況

ホームレス等の窓口相談の推移　（人）

年度	福祉事務所相談件数			※	※	※
	相談のみ	生活保護申請受理	相談来所（計）	食料支給	送院通知	*区内ホームレス概数*
21	14,053	2,736	16,789	59,023	729	*286*
22	12,984	2,151	15,135	32,831	493	*226*
23	11,799	1,772	13,571	23,454	671	*187*
24	7,449	1,684	9,133	15,917	678	*162*
25	5,508	1,312	6,820	10,292	682	*121*
26	4,443	1,299	5,742	9,292	415	*70*

※　食料支給：乾パンを支給した人数です。拠点相談所「とまりぎ」での支給を含みます。

※　送院通知：救急車等で直接病院に搬送されて医療扶助を受けた人数です。

※　区内ホームレス概数：各年度１月の「路上生活者概数調査」によるものです。

区内のホームレス数は漸減傾向にありますが、新宿区福祉事務所への相談は依然多く、相談内容も複雑化しています。

個々の状況に応じ、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業や生活保護等の支援を行っています。

(2)　拠点相談所「とまりぎ」の相談状況

新宿区は相談体制の充実をはかるため、平成 18 年 4 月社団法人（平成 25 年 4 月より公益社団法人）東京社会福祉士会に委託して、*拠点相談所「とまりぎ」を開設しています。

拠点相談所では、豊富な知識と経験を持つ社会福祉士による相談のほか、心理・借金・アルコール等に精通する各分野の専門家に依頼して、それぞれ専門相談を行っています。

① 相談件数

相 談 種 別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活保護	556	445	350	381	323	218
病気	1,895	1,563	1,487	1,554	1,044	1,062
※自立支援センター	896	494	429	358	288	220
年金	173	105	116	90	55	66
借金	112	67	37	46	25	13
法律	81	37	27	43	26	31
就労	2,358	1,163	1,432	1,230	896	628
住宅	101	58	79	42	42	25
その他（衣類・シャワー等）	8,725	6,788	6,228	5,398	3,761	3,161
延べ相談者数　（注）	10,191	7,674	6,646	5,727	3,971	3,235
1 件当たりの相談時間	*26.0 分*	*29.2 分*	*32.6 分*	*36.7 分*	*36.8 分*	*40.4 分*
病院等への同行（回）	*198 回*	*214 回*	*206 回*	*196 回*	*78 回*	*71 回*
巡回相談（回）	*19 回*	*27 回*	*18 回*	*38 回*	*181 回*	*121 回*

(注) 一人が複数の相談を受けているため、延べ相談者数は縦列の合計数と一致しません。

※　自立支援センター：都区共同による自立支援センターの入所等に関する相談

区内ホームレス数の減少に伴い、相談件数は漸減傾向にありますが、相談内容は複雑化し、１件あたりの相談時間は増大しています。

現在は、路上生活が長期化・固定化しているホームレスへの巡回相談を重点的に行っています。

② 相談種別年度比較

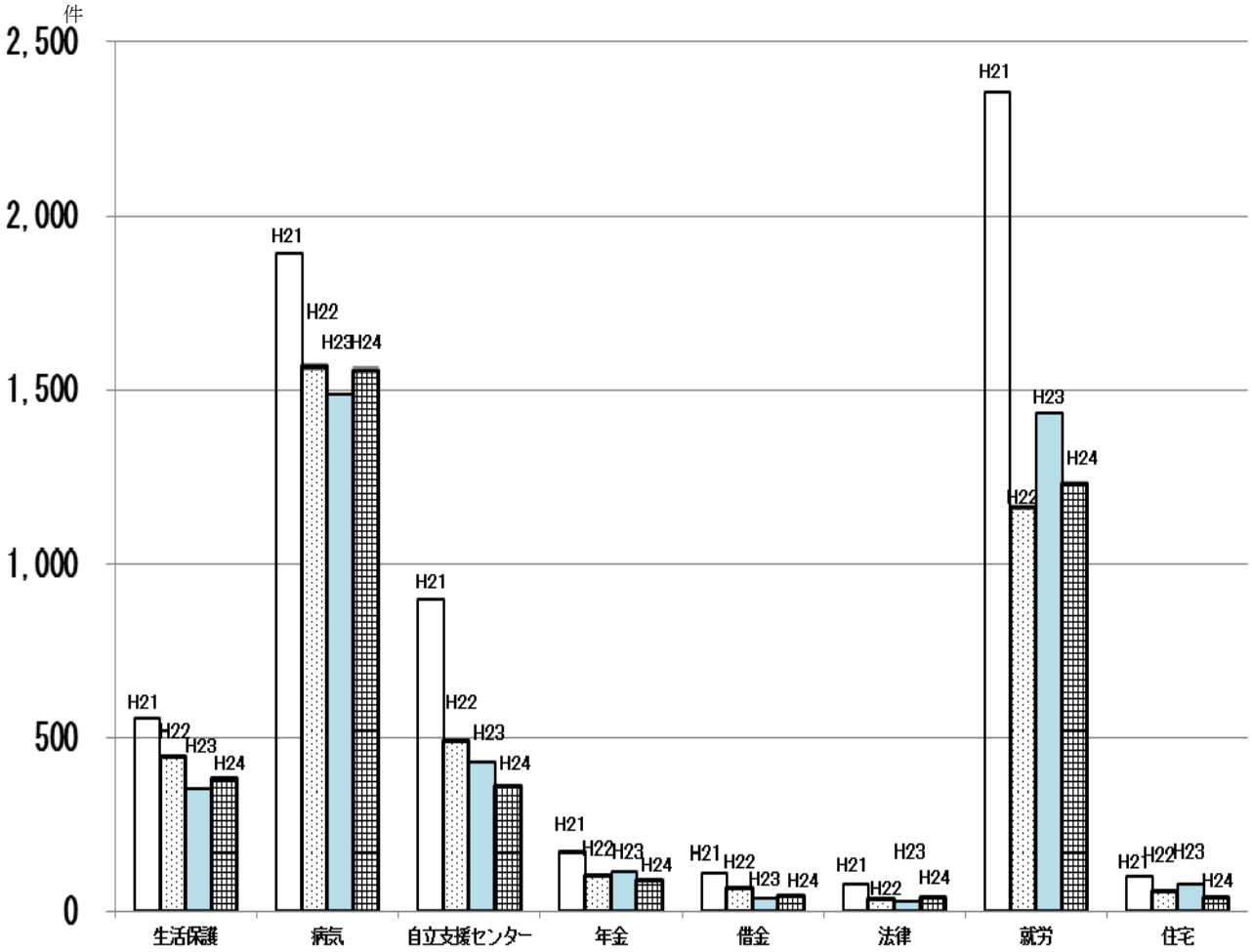

４　路上生活者対策施設利用者の状況

1　東京 23 区内路上生活者数（路上生活者概数調査）

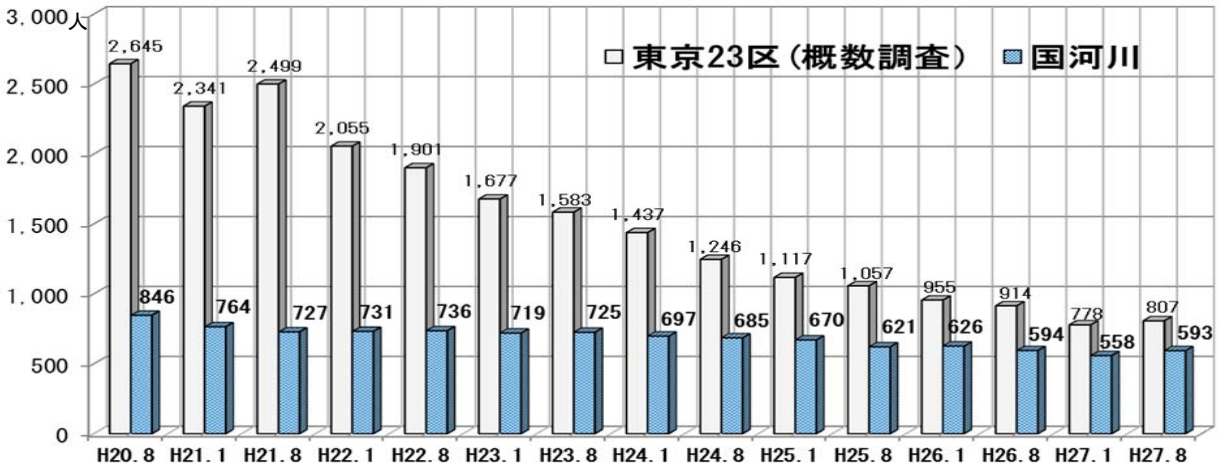

2　路上生活者対策施設入居者数　（23 区一般利用分）

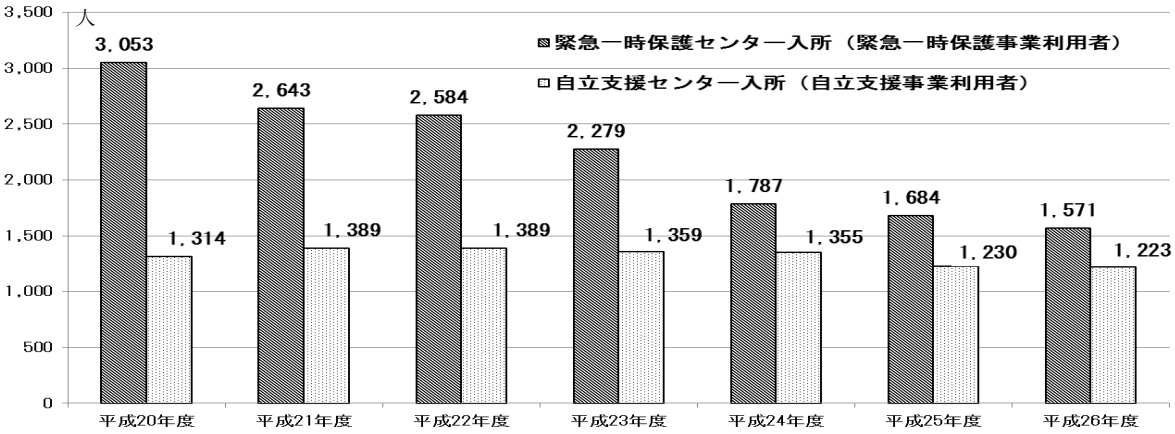

※　平成 22 年 10 月から「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した「新型自立支援センター」の設置を開始し、平成 25 年 2 月に全てのセンターが「新型」となっています。

※　平成 20～23 年度の緊急一時保護事業の利用実績には、緊急一時保護センターの利用実績を、自立支援事業の利用実績には、自立支援センターの利用実績を含んでいます。

３「全国調査（実態調査）」による東京 23 区内路上生活者の年齢構成

平成 19 年

「全国調査（実態調査）」

全国のホームレス数　18,564 名

東京 23 区内ホームレス数　4,213 名

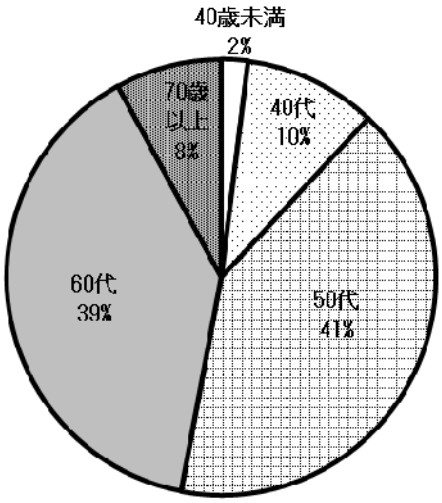

平成 24 年

「全国調査（実態調査）」

全国のホームレス数　9,576 名

東京 23 区内ホームレス数　2,134 名

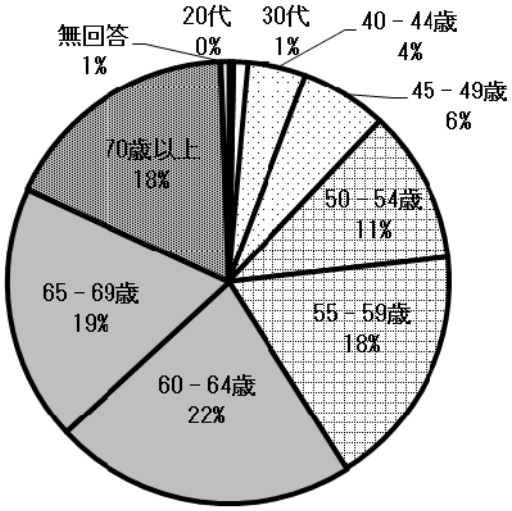

４　緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の年齢構成

平成 20 年度入所者　3,053 名

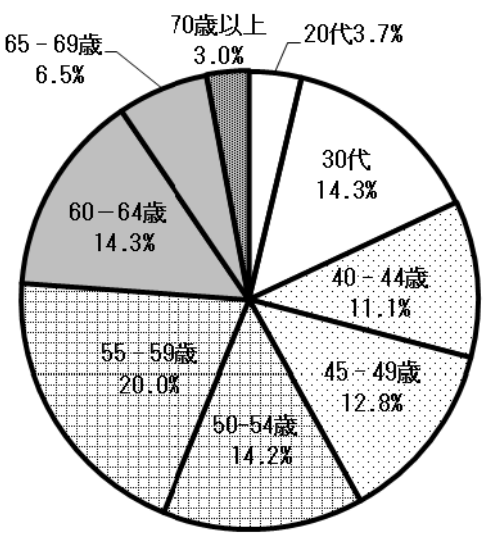

平成 26 年度入所者　1,571 名

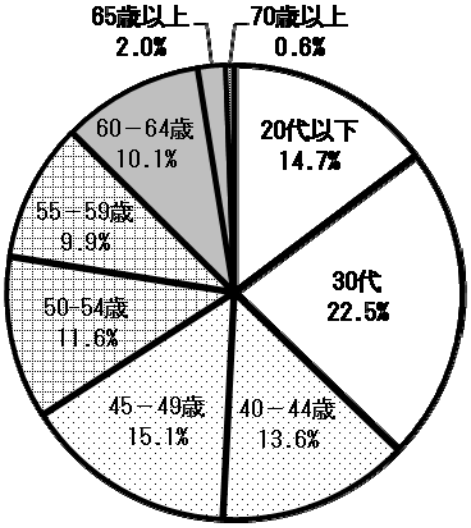

５　緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の入所前居住地

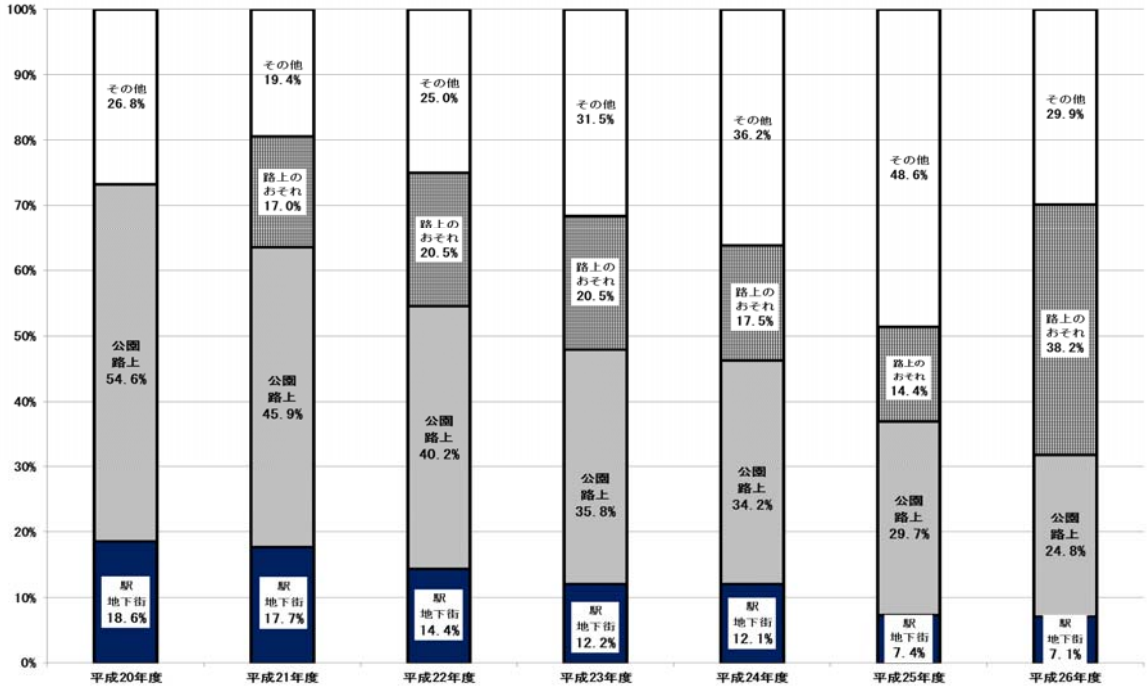

６　緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の路上生活歴

平成 20 年度入所者　3,053 名

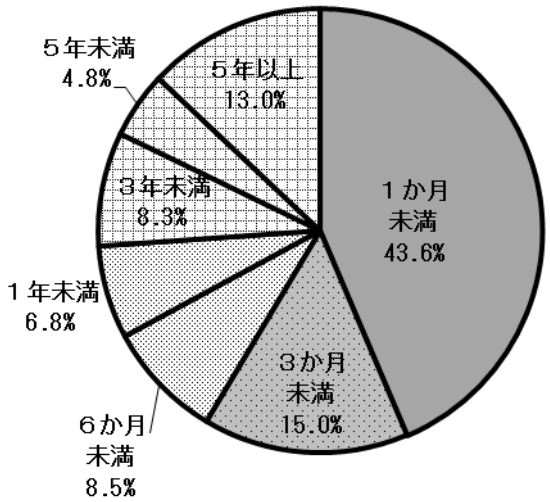

平成 26 年度入所者　1,571 名

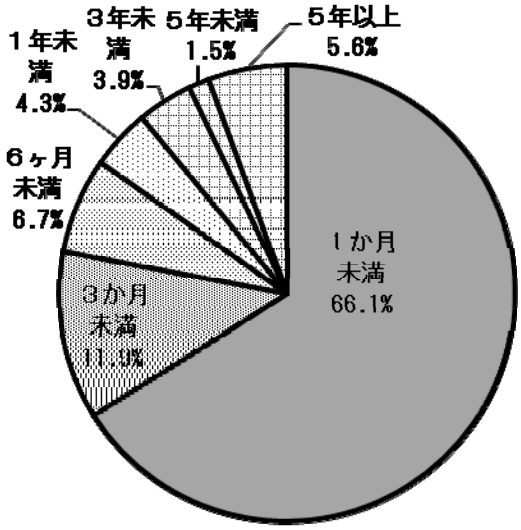

7　緊急一時保護事業（自立支援センター）退所者の退所理由

平成 20 年度退所者　2,934 名

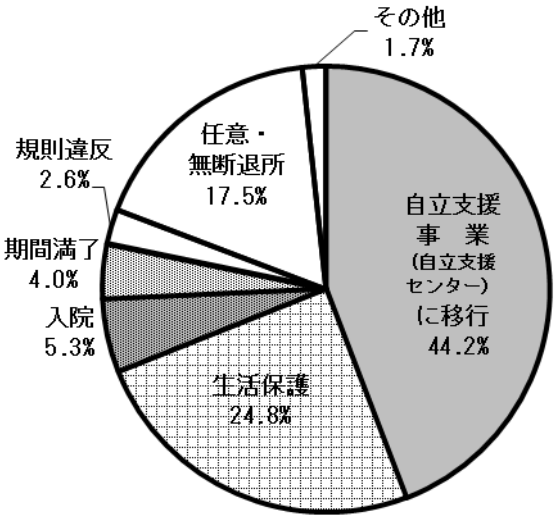

平成 26 年度退所者　1,579 名

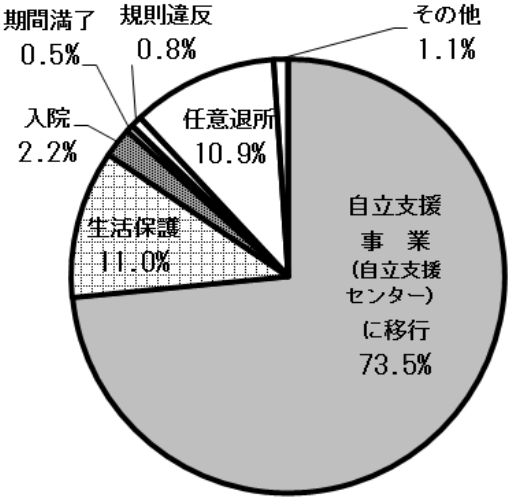

※　「その他」：帰郷、親族引取り等を含みます。
退所先や事情を確認できない場合、平成 20 年度は「任意・無断退所」、
平成 26 年度は「任意退所」に含みます。

8　自立支援事業（自立支援センター）入所者の年齢構成

平成 20 年度入所者　1,314 名

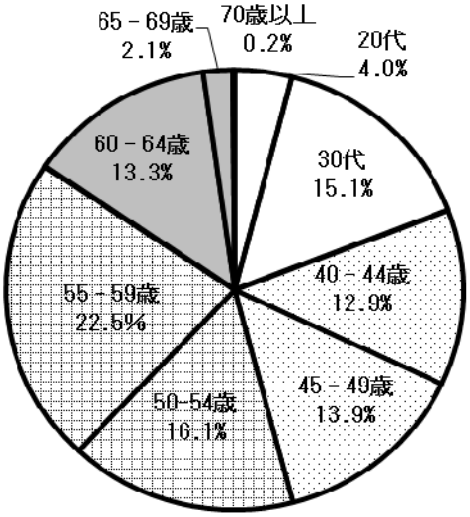

平成 26 年度入所者　1,223 名

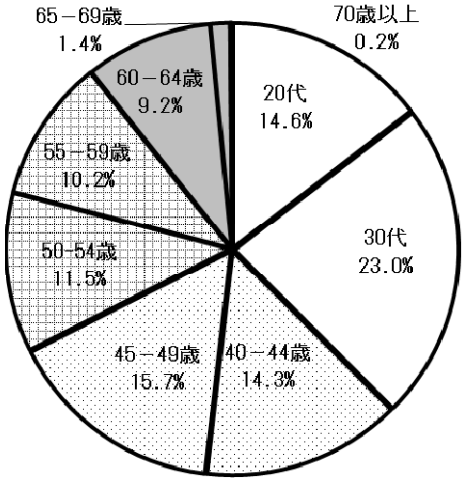

９　自立支援事業（自立支援センター）退所者の退所理由

平成 20 年度退所者　1,226 名

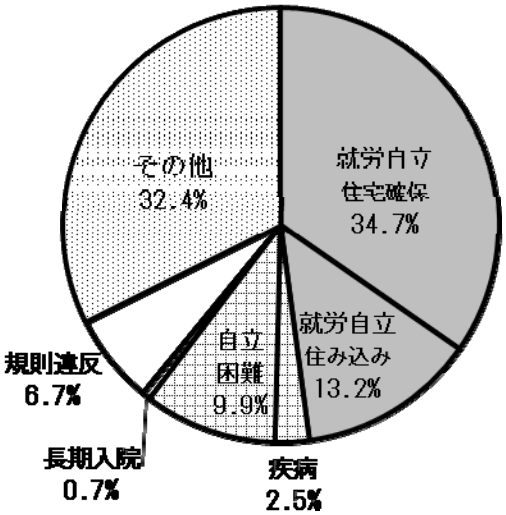

平成 26 年度退所者　1,216 名

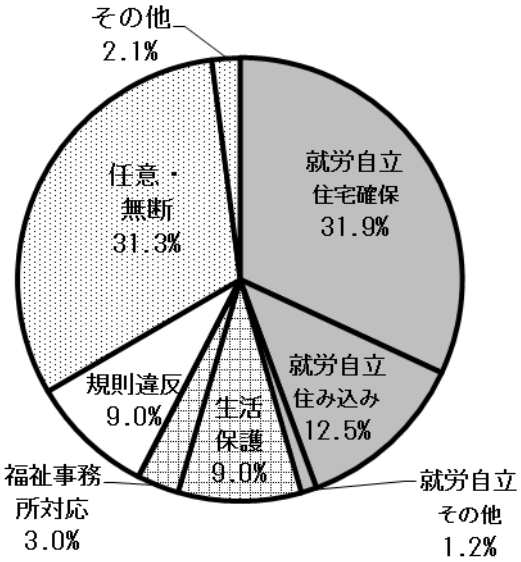

※　自立支援住宅の数値を含みます。

※　平成 20 年度「その他」：帰郷、親族引取り等と任意・無断退所を含みます。

※　平成 26 年度「その他」：帰郷、親族引取り等を含みます。

１０　自立支援事業（自立支援住宅）入所者の年齢構成

平成 21 年度入所者　178 人

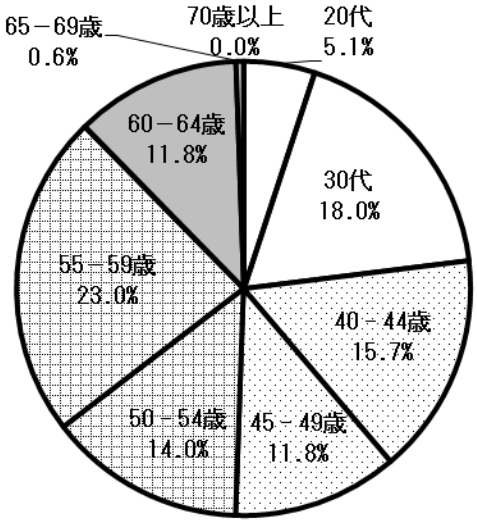

平成 26 年度入所者　524 人

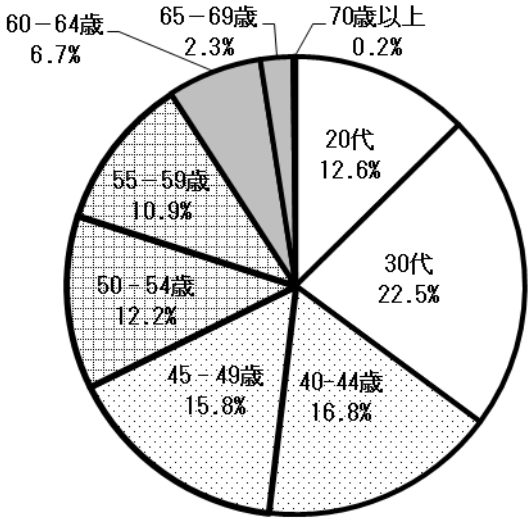

１１　自立支援事業（自立支援住宅）退所者の退所理由

平成 21 年度退所者　158 人

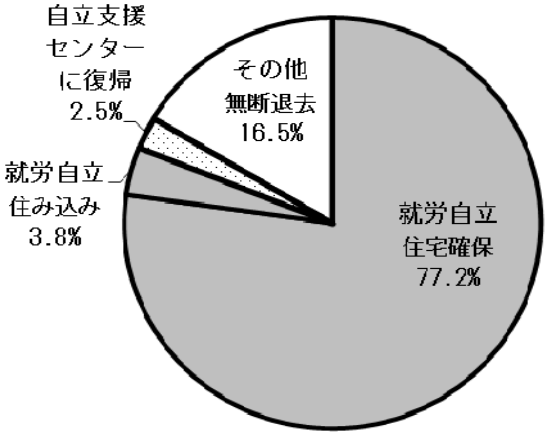

平成 26 年度退所者　540 人

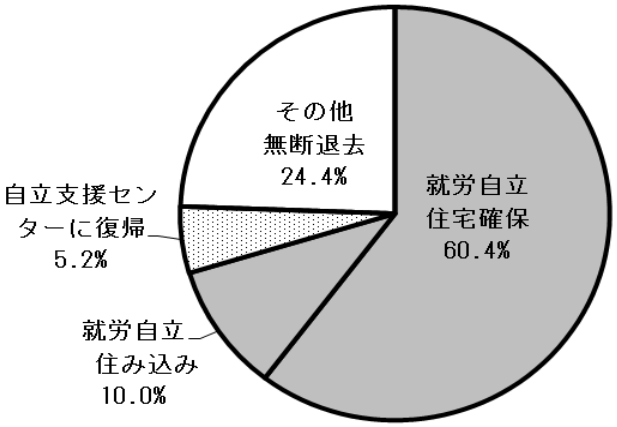

※　自立支援住宅の数値は、「自立支援事業」の内数になります。

※　その他・無断退去 ： 帰郷、親族引取り等と任意・無断退去を含みます。

１２　*緊急一時宿泊事業入所者の年齢構成

平成 22 年度入所者　581 人

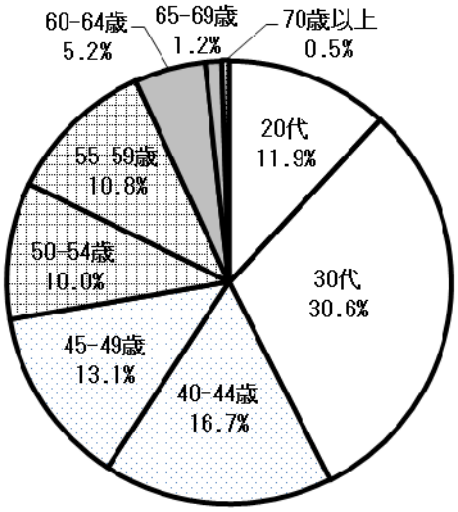

平成 26 年度入所者　263 人

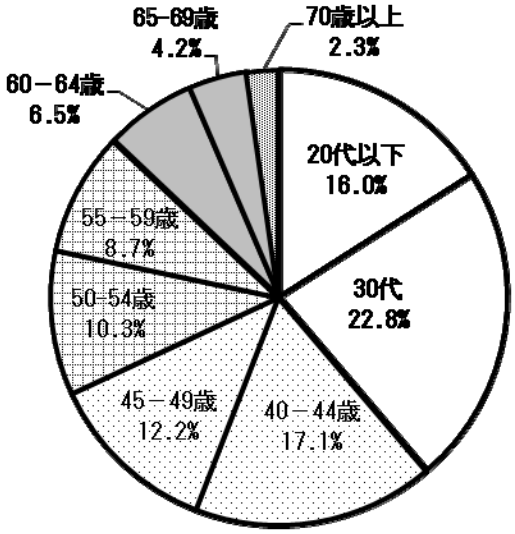

※　緊急一時宿泊事業は、平成 21 年 12 月から平成 27 年 3 月まで実施しました。

１３　緊急一時宿泊事業退所者の退所理由

平成 22 年度退所者　588 人

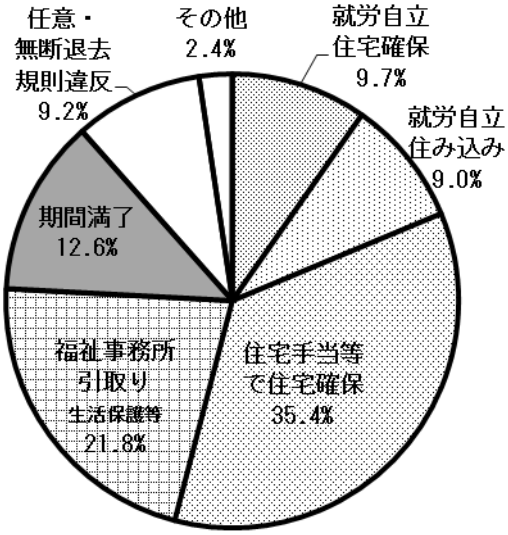

平成 26 年度退所者　317 人

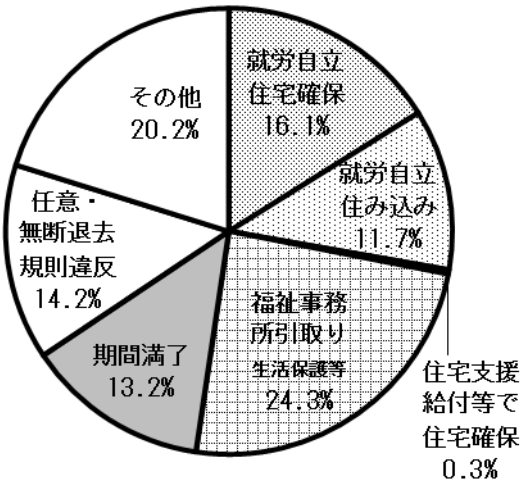

※　「その他」：帰郷、親族引取り、就労・退所先が不明の場合などを含みます。

Ⅲ　これまでのホームレス問題への取組と課題

１　都区共同事業による取組

２　新宿区の取組

Ⅲ　これまでのホームレス問題への取組と課題

1　都区共同事業による取組

平成 12 年 7 月、東京都と東京 23 区は「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結し、ホームレスの応急援護から自立支援への対策に大きく舵を切りました。

その後、「路上生活者対策事業実施大綱」に基づき、平成 13 年 8 月には「自立支援システム」、平成 16 年には「地域生活移行支援事業」、平成 18 年には *「巡回相談事業」を開始しました。

平成 22 年 10 月以降は、*「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した*「新型自立支援センター」に移行し（平成 25 年 2 月移行完了）、東京都と東京 23 区が共同してホームレスの自立支援に取り組んでいます。

(1)　路上生活者対策事業：自立支援システム（平成 13 年 8 月～）

「自立支援システム」とは、都区共同事業として実施している、緊急一時保護事業･自立支援事業･巡回相談事業･*地域生活継続支援事業を柱とする、総合的な路上生活者対策事業です。

「自立支援システム」の中心となる自立支援センターは、従来の緊急一時保護センターと自立支援センターの機能を一体化した「新型自立支援センター」（以下、「自立支援センター」という。）に移行し、巡回相談から社会生活への復帰まで、ホームレスの自立支援を一貫して進める体制を構築しています。

自立支援センターの設置方法は、東京23区を5つの行政ブロックに分け、ブロック内に各1か所、運営期間は5年間とし、順次設置しています。

①　緊急一時保護事業（自立支援センター）

ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、自立支援事業への移行などに向けて総合的な事前評価(*アセスメント)を実施し、意欲と能力に応じた支援計画を策定・実施することにより、社会復帰への道筋を明らかにします。

〔現状〕

1　平成26年度の利用者は1,571人です。その内、ホームレス生活3か月未満が78.0%(平成20年度58.6%)、50歳未満の若年層が65.9%(同　41.9%)を占めています。
2　原則、利用期間は2週間です。就労意欲の高い利用者は、次のステップの自立支援事業で就労自立を目指します。

※以下、自立支援システムのデータは、東京23区全体の数値です。

〔成果〕

1　平成27年3月末まで開設した15施設で、延べ32,461人が、緊急一時保護事業を利用しています。
2　平成26年度は、うち73.5%（平成20年度 44.2%）が自立支援事業に移行しています。

〔課題〕

1　利用者が、従来型ホームレスから、若年で路上生活が短期間の「見えにくいホームレス」等に変化しており、これまでの取組では対応が難しくなっています。
2　若年ホームレスは、社会性や就労経験が不十分なため、就労自立が難しいケースが多く見受けられます。
3　区外から流入し、利用する人が見受けられます。

〔今後の方向性〕

1　生活困窮者自立支援法施行後も都区共同事業として、自立支援システムを継続します。
　平成 27 年 8 月に二巡目の「新宿寮」が開設されました。
2　若年利用者の社会経験や就労意欲の向上につながる支援の充実が必要です。
3　利用者流入について、広域的な解決を国や東京都に働きかけていきます。

②　自立支援事業（自立支援センター）

緊急一時保護事業の利用者のうち就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる人に、就労準備や職業相談、アパート転宅相談等を行い、就労自立を支援します。

〔現状〕※　自立支援住宅の数値を含みます。

1　平成 26 年度の利用者は、1,223 人で、就労自立した人は 45.6%です。
2　原則、利用期間は、緊急一時保護事業から通算して 6 か月以内です。

〔成果〕

平成 27 年 3 月末までに開設した 17 施設で、延べ 17,628 人が自立支援事業を利用し、退所者のうち 48.5%（11,682 人）が就労自立しています。

〔課題〕

1　利用者が、従来型ホームレスから、路上生活が短期間の若年ホームレスに変化しており、就労自立が可能な者への就労支援の強化が必要です。
2　若年ホームレスは、社会性や就労経験が不十分なため、就労自立が難しいケースや転職を繰り返したりするケースが多く見受けられます。そのため、個別の状況に応じた支援が必要です。

〔今後の方向性〕

1　今後も、若年利用者の職業技能の蓄積や、就労意欲の向上につながる支援の充実が必要です。
2　利用期間内に就労できない人や就労自立の継続が困難な利用者を再び路上に戻さない方策が引き続き図られるよう、東京都及び東京23区（特別区人事・厚生事務組合）と一緒に取り組んでいきます。

③　自立支援事業（自立支援住宅）

＊「自立支援住宅」は、就労が確保された人が地域生活に移行するための生活訓練の場として、一定期間提供する住宅です。

東京23区の各ブロックに50戸ずつ設置し、自立生活訓練や自立促進積立金の積立、就労継続等を実施しています。

〔現状〕

平成26年度は524人が新規入居し、退去者数540人中70.4%が就労自立しています。

〔成果〕

1　平成21年4月から平成27年3月末までに、延べ1,854人が自立支援住宅を利用しています。
2　平成23年度より、女性ホームレスの利用を実施しています。

〔課題〕

入居後に、家計管理や生活管理における課題が明らかになるケースが見受けられます。

〔今後の方向性〕

就労自立の達成に向けて、よりきめ細かな生活状況の把握や伴走型の支援が必要です。

④　緊急一時保護事業（緊急一時宿泊事業）

路上生活者になるおそれのある失業者等に対して、アパート等を借り上げ、一時的な宿泊援護等を行います。

住宅資金給付事業等の利用が見込まれる方や、現に就労し、又は就職が決定している方で、一時的な宿泊援護が必要な方を対象とします。

〔現状〕

平成 26 年度は 263 人が入所し、退所者 317 人のうち 27.8%が就労自立しています。

〔成果〕

1　これまで開設した 125 戸において、平成 21 年 12 月から平成 26 年 3 月末までに延べ 2,622 人が緊急一時宿泊事業を利用し、うち 27.3%（716 人）が就労自立しています。
2　住居喪失不安定就労者に対する支援として一定の成果を上げました。
3　本来の目的の住宅資金給付事業等の利用が見込まれる方への宿泊援護が減少し、現に就労し、又は就職が決定している方等の利用が主となったため、平成 27 年 3 月に廃止されました。

(2)　巡回相談事業（平成 18 年度～）

巡回相談事業は、自立支援センターに巡回相談員を配置し、原則週 1 回、各区との協議によりホームレスの起居する公園や道路等に直接出向き、巡回して面接相談を実施しています。健康状態や生活状況を把握するとともに、自立支援センターなどで実施するホームレス対策事業の紹介や利用の勧奨、生活保護制度の説明などを行っています。

〔現状〕

平成 26 年度の相談件数は、7,188 件です。

〔成果〕

これまで、平成 18 年度から平成 27 年 3 月末までに、延べ 61,863 件の相談を実施しています。

〔課題〕

1　新宿区を含めて、東京 23 区内のホームレスは減少傾向にありますが、路上生活期間の長期化・高齢化、健康状態の悪化等への対応が必要です。
2　夜間、駅周辺に集まるホームレスの生活実態等を把握していく必要があります。

〔今後の方向性〕

1　引き続き、区や関係機関と連携して、粘り強く巡回相談を実施します。
2　若年化しつつある層を中心として夜間に集まるホームレスへの支援方法を検討し、早い段階からの支援を図ります。
3　平成 27 年度より、看護師の同行が始まりました。今後も、ホームレスの健康状況の把握等に努めていきます。

(3)　訪問相談（二度とホームレスに戻らないためのアフターフォロー）

※第Ⅱ期推進計画の事業名　自立支援システムによる生活支援

※第Ⅲ期推進計画の事業名　地域生活継続支援事業（平成 20 年度～）

自立支援事業による支援を終了し、特別区内のアパート等で生活している人を対象として、訪問・来所等による相談を実施しています。

原則１年間、日常生活や就労に関する相談・指導等を行い、再び路上に戻ることなく、安定した地域生活を維持継続できるよう見守りを行っています。

〔現状〕

平成 26 年度の相談件数は、6,124 件となっています。

〔成果〕

1　これまで、平成 22 年度から 27 年 3 月末までに、延べ 21,028 件の相談を行っています。
2　自立支援事業を終了し、東京 23 区内のアパート等に居住する者を対象としていますが、これまでの希望者から全員に対象者が拡充されています。
3　事業終了時に居宅・住込みを継続している割合（生活保護受給を含む）は平成 24 年度の 72%から平成 26 年度の 83%と向上しています。

〔課題〕

就労自立後、居宅生活等地域生活を継続できず、路上生活を繰り返す場合があります。

〔今後の方向性〕

1　居宅生活等地域生活の継続と再路上化への対応に向けた支援強化に取り組みます。
2　伴走的な支援の観点から、原則、訪問による相談支援を継続します。

２　新宿区の取組

平成 10 年 2 月の新宿駅西口の*「ダンボールハウス火災事故」を契機に、新宿区内に*「暫定自立支援センター」を 2 か所設置し、ホームレスの応急援護に取り組んできました。その後、平成 12 年に都区共同事業による「自立支援センター：新宿寮」の設置、平成 13 年から 15 年にかけて「路上生活者実態調査」を行い、新宿区のホームレスの実態把握に努めてきました。

平成 18 年 2 月には、「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、新たに「拠点相談所：とまりぎ」*「自立支援ホーム」*「訪問サポート：地域生活安定促進事業」を実施し、ホームレスの自立支援の取組を始めました。

第Ⅰ期推進計画の「７つの重点項目」（平成 19 年度～平成 22 年度）

(1) 相談体制の充実
(2) 居住支援
(3) 就労支援
(4) 健康衛生面の向上
(5) ＮＰＯ団体等との連携
(6) 公共施設の適正管理
(7) 人権啓発

平成 22 年 2 月には、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、次のような一人ひとりのタイプ・段階に応じた支援を推進するとともに、区の取組として、国や東京都、東京 23 区に様々な要望・提言を行いました。

第Ⅱ期推進計画の「八つの基本施策」

(1)　相談体制の機能強化
(2)　アセスメント（支援方法の判断・評価）システムの構築
(3)　福祉的支援の条件整備
(4)　施設・住宅の確保
(5)　就労支援
(6)　人的資源の開発とネットワークづくり
(7)　公共施設の適正管理
(8)　人権啓発

ここでは、第Ⅱ期推進計画での新宿区の取組を振り返ります。

(1)　相談体制の機能強化

〔はじめの相談〕

①　拠点相談所「とまりぎ」（平成 18 年度～）

福祉事務所では、日々来所する多数のホームレスに対して職員が、生活保護の適用や自立支援システムの利用、宿泊場所や食事の提供など、多様な支援を行っています。

しかし、固定・定着化しているホームレスの高齢化や若年化しつつある層の増加等により、これまで以上に相談内容が複雑化・多様化しており、継続的な相談の中で、一人ひとりの自立への支援課題を見つけ出し、適切な施策につなげていくことが求められています。

そのため、来所するホームレスとの継続的な関わりを維持し、個別の自立支援施策に粘り強く結びつけていくために、他自治体に先駆けて拠点相談所を設置しました。

〔現状〕

1　相談者数は漸減傾向にありますが、気軽に相談できる窓口として、多数のホームレスが相談来所しています。
2　相談状況の詳細は、第Ⅱ章を参照してください。

〔成果〕

1　生活保護の適用以外にも、福祉事務所と連携して、相談者の状況に応じたきめ細やかな支援が図られています。
2　新宿中央公園や歌舞伎町等、対応が困難なホームレスへの巡回相談を継続して行い、地域移行に結びつけています。
3　シャワーの提供や健康相談を通じて、傷病の早期発見につなげています。

〔課題〕

1　これまでのホームレスとはタイプの異なる若年相談者の増加に伴い、相談内容は複雑化・多様化し、1件あたりの相談時間が増大しています。
2　路上には、高齢化・固定化した支援困難なホームレスが滞留しています。

〔今後の方向性〕

1　引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、新宿区内に起居するホームレスに対し、ホームレス像の変化に応じたよりきめ細かな相談支援を行います。
2　今後は巡回相談に力を注ぎ、高齢化・固定化したホームレスに路上生活からの脱却を促していきます。

〔施設入所中の相談〕

②　巡回相談一時宿泊支援事業

路上生活が短く、自立意欲のあるホームレスに対し、ＮＰＯ等が行う巡回相談と区の自立支援ホーム事業を連携して、早期自立を促す支援を行っ

ています。

〔現状〕

自立支援ホーム事業を受託したＮＰＯ等が巡回相談を行う際に、自立意欲のあるホームレスを区の自立支援ホームに入所していただき、自立を支援しています。

〔成果〕

平成 24 年度から、自立支援ホームのベッド数を本事業分として２床増やし、就労意欲のある若年ホームレスの早期自立が図られています。

〔課題〕

夜間に駅周辺等に集まる若年ホームレスが長期の路上生活に至らないよう、ＮＰＯ等による巡回相談と連携し、就労自立に導く支援が今後も必要です。

〔今後の方向性〕

より効果的に事業目的を達成するため、自立支援ホームと連携して継続します。

③　地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（平成 15 年度～）

ＮＰＯ等が運営する宿泊所等に生活援助相談員を配置し、入所している単身生活が困難な元ホームレスへの生活相談や健康管理の支援を行います。

また、介護保険などの他法他施策を活用して日常的なケアを行い、地域での生活を支援しています。

〔現状〕

1　単身で生活することは困難であっても、見守りがあれば、地域での生活が可能な宿泊所等入所者を対象としています。
　平成 26 年度の支援対象世帯数は延べ 349 世帯です。
2　休日・夜間等に、緊急な宿泊援護が必要な者も、対象としています。

〔成果〕

1　見守りの必要な宿泊所等入所者に対し、生活援助相談員による健康管理等の相談援助により、継続的な自立への支援が図られています。
2　きめ細かな相談援助により、再路上化の予防に役立っています。

〔課題〕

1　ホームレスが高齢化する中、見守り等を必要とする元ホームレスが増えています。地域での生活を維持するのが難しく、再路上化するおそれがあります。
2　宿泊所等で相談援助を必要とする利用対象者は増加傾向にあり、高齢化した元ホームレスへの見守りが今後も必要です。

〔今後の方向性〕

1　高齢の元ホームレスに対する再路上化を予防するため、事業を継続します。
2　高齢化し、介護等が必要となった元ホームレスが地域での生活を継続できるよう、引き続き、きめ細やかな見守り支援に取り組んでいきます。

〔アパート生活後の相談〕

④　訪問サポート：地域生活安定促進事業（平成 19 年度～）

生活保護を受給し、アパート等での生活を開始した元ホームレスに対して、継続してアパートを維持し、再路上化しないよう、きめ細かな訪問・

相談等を行い、基本的な生活習慣の指導や相談助言等を行っています。

また、訪問相談員が日常生活等に必要な相談援助を行い、アパート等への転居をサポートしています。

〔現状〕

平成 26 年度

新規依頼件数　389 人

事業利用終了者数　390 人　　3 月末現在継続支援者数　158 人

〔成果〕

1　宿泊所等からアパート生活への移行支援に十分な成果を挙げています。

2　きめ細かな訪問を通じて生活実態を把握するとともに、他法他施策の活用など、地域での生活に必要な様々な相談・助言を通して支援が進められています。

3　平成 23 年度からは、区外の宿泊所等に移行した人にも実施しています。

〔課題〕

1　支援内容が多様化・複雑化し、支援期間が長期化する傾向にあります。

2　様々な生活課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な被保護者に対する支援をより一層強化する必要があります。

〔今後の方向性〕

1　引き続き、再路上化を防止し、アパート生活移行を促進し、地域生活を持続するための支援として事業を継続します。

2　様々な生活課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な元ホームレスの被保護者に対する支援の強化に努めます。

(2)　アセスメント（支援方法の判断・評価）システムの構築

アセスメントは、相談者の生活歴や困窮の要因、ニーズ等を把握するとともに個々の自立にふさわしい施策に結びつけるために必要なホームレス対策共通の仕組みです。日常の相談業務の中で、アセスメントを行うための項目を面接カードに採り入れて、面接を行っています。

〔現状〕

通常業務の面接カードにアセスメント項目を採り入れています。

〔成果〕

困窮の要因が多様化・複雑化しているため、面接カードのチェック項目の定期的な見直しが図られています。

〔課題〕

第Ⅱ期推進計画では、各区・関係機関とのアセスメント項目の共通化を図ること等としました。今後は、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントを活用した、より効果的な支援を目指す必要があります。

〔今後の方向性〕

生活困窮者自立支援法によるアセスメントにより、相談者の状況を効果的に把握し、個々の状況に寄り添った支援に役立てていきます。

(3)　福祉的支援の条件整備

路上生活から脱却する上で、様々な段階の相談・助言の中で応急援護を行うとともに福祉的支援の条件整備を行っています。

①　応急援護事業

食料の支給

人道上の観点から、乾パンを支給しています。

シャワーの提供

衛生面を確保するため、拠点相談所にシャワーを設置し、通院や就労活動のために必要なホームレスに対して、適宜提供しています。

日用品等の支給

必要に応じて、「寝巻き・下着・タオル・コップ・歯磨き・石鹸」等の日用品を支給し、相談援助につなげています。

＊ホームレスの結核予防検診

保健所では、レントゲン撮影による結核健診や健康相談を実施しています。また、ホームレスの感染防止に努めています。

②　年金の調査

相談・助言の中で年金調査を支援し、年金受給に結びつけています。

③　住民登録の設定

住所設定に関する手続きを支援しています。

〔現状〕

平成 26 年度 乾パンの支給 9,292 人、シャワーの提供 4,899 人

〔成果〕

事業実施により、新宿区や拠点相談所への相談来所を促進し、次の相談援助のステップにつなげています。

〔課題〕

1　応急援護事業の利用から次のステップの施設入所等につながらないケースが見受けられます。
2　心身の健康状態が悪化しているホームレスが見受けられますが、疾病の早期発見や治療に結びつけるのが困難です。

〔今後の方向性〕

1　ホームレス支援の第一歩として、「食料の提供」「シャワーの提供」「日用品の支給」等の応急援護を引き続き実施します。
2　ホームレス状態が長期化しないよう拠点相談所や巡回相談等を通して、次への誘導を図ります。
3　関係機関等と連携して、ホームレスの心身の健康確保に努めていきます。

(4)　施設・住宅資源の確保

〔緊急対応型〕

①　民間宿泊所の借上げ：給食宿泊場所の確保（平成 8 年度～）

病気や怪我などの理由から緊急に一時的な宿泊場所を希望するホームレスに対して、法外援護（生活保護制度以外の支援）として、民間宿泊所のベッドを年間を通じて借り上げ、食事や風呂、日用品などを提供する緊急一時保護事業を実施しています。

新宿区内には新たなホームレスが絶えず流入しているため、確保しているベッド数を平成 27 年度から 1 日あたり 23 床にしています。

〔現状〕

1　平成 26 年度は、延べ 5,611 床利用しています。
2　平成 27 年度から生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業として実施しています。

〔成果〕

1　路上生活から脱却したホームレスに対し、緊急一時的なシェルターとして自立への入口支援を行い、次のステップにつなげています。
2　ＮＰＯ等支援団体との連携により、緊急対応が図られています。
　また、宿泊場所や食事の提供とともに、利用者の生活状況の把握や見守り支援等を行っています。

〔課題〕

1　ホームレス数は減少していますが、今後も新宿区内には新たなホームレスが流入し続け、ホームレス数は横ばいとなることが予測されています。
2　自立支援センター入所待機の長期化や生活困窮者自立支援法施行の影響、都区共同事業の緊急一時宿泊事業の終了等により、長期利用者が増えています。
3　全国的に独自の一時生活支援事業を行う区は少ないため、他区市からの利用希望者が流入しています。

〔今後の方向性〕

1　本事業は自立への足掛かりとしての役割を果たしており、今後も一定の需要が見込まれます。生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業として継続します。
2　今後は、利用者の生活状況の把握や次のステップへの誘導等に努め、効果的な運営に努めます。
3　区外からの流入については、広域的な解決を国や東京都に働きかけていきます。

〔地域生活移行：定着型〕

②　生活支援付き住宅（施設）援助事業

介護サービスなど様々な地域の資源を活かした、生活支援付き住宅（施

設）事業を実施するＮＰＯ等支援団体への支援を、国・東京都の助成制度を活用しながら、住宅・高齢者部門と連携して推進しています。

〔現状・成果〕

１　平成 24 年度　１か所開設 ２　平成 26 年度　１か所開設

〔課題〕

高齢化したホームレス等、介護が必要な人向けの住宅・施設を整備する支援体制が引き続き求められています。

〔今後の方向性〕

高齢化したホームレス等に対応した施設整備を引き続き、住宅・高齢部門と連携して推進します。

③　無料低額宿泊所の居宅生活移行支援事業

*無料低額宿泊所に指導員を配置し、入所者に対し就労や生活の支援を行うとともに、居宅生活への移行支援等を行う計画でしたが、本事業は、効果的な実施を図るため、類似事業との整理を行い、(1)相談体制の機能強化〔アパート生活後の相談〕④　訪問サポート：地域生活安定促進事業に整理・統合しました。〔現状〕〔成果〕〔課題〕〔今後の方向性〕は、P. 40（１）④　訪問サポート：地域生活安定促進事業をご覧ください。

④　自立支援ホーム（平成 19 年度～）

路上生活の期間を問わず、就労意欲が高いホームレスに居室を提供し、

計画的・集中的・継続的に就労支援や生活指導を行い、安定した就労の確保とアパートへの入居を実現し、再びホームレス生活に戻らないように支援しています。

また、拠点相談所と連携して、年金受給の手続き等を支援しています。

なお、自立支援ホームの委託事業者による巡回相談と連携して、路上生活が短く、自立意欲のあるホームレスに利用を案内しています。

入所にあたっては、新宿区・施設管理者・拠点相談所の三者で構成する「入所判定会議」により、利用者を決定しています。

〔現状〕

1　年度を通じて、定員 6 人で運営しています。
2　平成 26 年度
　入所者　 7 人
　退所者　10 人（うちアパート等での自立生活移行者 7、その他 3）

〔成果〕

1　就労意欲があり一定の収入が得られるホームレスに対し、早期の自立に十分な支援が図られています。
2　就労収入が少なくても、年金収入を得ることにより、アパート生活が可能なホームレスへの支援が図られています。

〔課題〕

1　今後も若年化しつつある層の求職者やホームレス流入が続くと予測されますが、原則として、就労を開始しているホームレスは、新たに自立支援システム（都区共同）を利用できません。
2　若年で就労が長続きせず、転職を繰り返したり、生活の立て直しやアパート資金の貯蓄が難しい利用者が見受けられます。

〔今後の方向性〕

1　引き続き、就労意欲の高い若年化しつつある層をホームレス化させない支援が必要です。生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業及び一時生活支援事業として継続します。
2　入所者の個々の事情に応じたきめ細かな相談と就労支援をより一層充実し、就労自立に結び付けます。

⑤　住宅の確保

公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、家賃助成などを国や東京都に要望しています。

〔現状〕

都営住宅では、真に住宅に困窮する低所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、特別割当制度を実施しています。

〔成果〕

平成 14 年度から、自立支援センターを自立により退所する者を対象として、都営住宅の特別割当の実施が図られています。

〔課題〕

1　新宿区等、ホームレスが多く居住する自治体が単独で、流入し続けるホームレスに対する住宅提供を行うのは困難です。
2　路上に残る高齢化したホームレスと流入する若年ホームレスでは、住宅ニーズが異なります。それぞれのニーズに見合った住宅確保と地域移行を国、東京都が推進することが必要です。

〔今後の方向性〕

1　引き続き、元ホームレスに対する公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、家賃助成などを国、東京都に働きかけていきます。
2　都市型軽費老人ホーム等、現行施設の有効活用や今後の整備により、ホームレスのタイプやニーズに見合った住宅確保と地域移行が行われるよう、国、東京都に働きかけていきます。

(5)　就労支援

①　就労支援

新宿区では、拠点相談所でホームレスからの就労関係の相談に応じたり、生活保護を受給している元ホームレスに対して、就労支援員による支援や*「新宿就職サポートナビ」等の案内を行っています。

〔現状〕

1　拠点相談所「とまりぎ」の就労支援状況は、P.20 を参照してください。
2　生活保護を受給している元ホームレスに対しては、被保護者就労支援事業を活用してきめ細やかな就労支援を行っています。

〔成果〕

個人のニーズに合わせた就労支援を行い、就業機会の拡大と就職率の向上が図られています。

〔課題〕

就労自立に至らなかったり、長続きしない若年ホームレスが多く見受けられるため、若年化しつつある層に対する就労支援の強化が必要です。

〔今後の方向性〕

引き続き、関係機関と連携し、ホームレスの就労自立に向けた支援を継続します。

②　就労支援・住宅支援等相談機能との連携

ハローワークやＴＯＫＹＯチャレンジネット、社会福祉協議会等と随時打合せを実施し、連携を図っています。

〔現状〕

１　新宿区では、平成 23 年 7 月に新宿就職サポートナビを開設しています。 ２　生活困窮者自立支援法施行後、住居確保給付金も引き続き活用しています。

〔成果〕

ハローワークと連携して、区内の生活保護受給者等への就労支援が図られています。保護受給中の元ホームレスも多く利用し、就労につなげています。

〔課題〕

若年ホームレスは、これまでの職歴や生活歴により、人とのつながりや社会性が稀薄で、就労経験も不十分なため、安定した就労自立が難しいケースが多く見受けられます。

〔今後の方向性〕

引き続き、関連機関等と随時連携を深め、ホームレスのそれぞれのニーズや適性に見合った就労支援の推進を図ります。

③　雇用対策におけるセーフティネットの充実

第Ⅱ期推進計画当時の「就職安定資金融資」や「住宅手当」等は、次のような制度の見直しが行われています。

また、国は平成 27 年 4 月 1 日に「生活困窮者自立支援法」を施行し、第

二のセーフティネットの充実・強化を図っています。

〔現状〕

生活困窮者自立支援法施行に伴い、制度が拡充されました。次の事業は廃止・変更されました。

就職安定資金融資

*住宅手当の創設等により、平成 22 年 10 月に廃止されています。

東京都の*生活サポート特別貸付事業

平成 24 年 2 月に廃止されましたが、*「介護人材育成確保緊急対策事業」は、現在「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート（介護職支援コース）特別貸付事業」として実施されています。

〔成果〕

制度活用により、ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人をホームレス化させない支援や自立後に再路上化させない支援が図られています。

〔課題〕

利用要件があり、生活困窮者自立支援法施行後も、必ずしもホームレスの使い勝手のよい制度とはいえません。

〔今後の方向性〕

1　引き続き、国や東京都に対して、第二のセーフティネットの充実を働きかけていきます。

2　今後も関係機関と連携し、制度の活用を図ります。

(6)　人的資源の開発とネットワークづくり

〔現状〕

①　ホームレスの自立支援ハンドブックの作成

平成 22 年度に「ホームレスの自立支援ハンドブック」を 3,000 部作成し、区内の町会、民生・児童委員、区立小中学校等に広く配布しています。

②　福祉関係職員の研修の実施

*特別区人事・厚生事務組合等の研修を活用して実施しています。

③　広域的な関係機関会議の設置

広域的な関係機関会議の設置を求めていますが、実現に至っていません。

④　地域別連絡会議の設置

ホームレス問題に関する地域別連絡会議の設置には至りませんでしたが、区内の関係機関・ＮＰＯ等支援団体との連絡会議を実施しています。

〔成果〕

1　幅広い区民にハンドブックを配布し、区の施策の周知が図られています。
2　区民やＮＰＯ等支援団体及び国･東京都等と連携し、事業を推進しています。

〔課題〕

今後も、区民やＮＰＯ等支援団体等との連携を深め、国や東京都に積極的に情報発信を行う必要があります。

〔今後の方向性〕

1　引き続き、ホームページ等を活用して新宿区のホームレス支援事業の周知を図ります。
2　福祉関係職員の研修を、関係機関等による研修を活用し、実施します。
3　広域的な関係機関との連携として、国や東京都等に新宿区の声を届けていきます。施策に支援の現場の声の反映が図られるよう努めます。
4　必要に応じて、関係機関・団体等との連絡会議等を実施します。

(7)　公共施設の適正管理

公共施設は一定のルールのもとに、誰もが自由に快適に利用することができる場所でなければなりません。

しかし、多くのホームレスが居場所を求めて、起居を始めたり、他の人の使用を妨げる長時間の占拠等を行ったりしています。

このような状況に対し、区は公園や道路等では、施設管理者と福祉が連携して巡回相談を行い、地域の安全・安心な環境づくりを図っています。

他の公共施設では、施設管理者がホームレスに適切な施設利用について理解を求めるとともに、福祉と連携して巡回相談を行い、制度等の必要な情報を提供するなどして施設の適正な利用の確保を図っています。

〔現状〕

都区共同の巡回相談と合せて、区の福祉担当職員や巡回相談事業の相談支援員が年間合計延べ 100 件程度、出張し、ホームレスに相談来所を促しています。

〔成果〕

１　戸山公園や新宿中央公園等に滞留していたいわゆるテント生活のホームレスについて、施設管理者やＮＰＯ等支援団体と連携し、地域生活への移行が図られています。

新宿中央公園…平成 27 年 8 月「路上生活者概数調査」　0 名

みどり公園課の調査では、平成 27 年 3 月中から 0 名となっています。

テント数は、平成 27 年 8 月現在では 0 張となっています。

都立戸山公園…平成 27 年 8 月「路上生活者概数調査」　11 名

テント数は、平成 24 年度に 0 張となっています。

２　住民等からのホームレスに関する苦情や通報に迅速に対応しています。

〔課題〕

1　路上に残る高齢ホームレスの中には、福祉施策の利用を拒否し、路上に固定化している者が見受けられます。
2　長期の路上生活で身心の健康を害し、心の病やアルコール等の影響でコミュニケーションが取れず、対応が困難な者が多く見受けられます。
3　夜間に駅周辺等に集まるホームレスの中には、福祉の支援の情報が十分に伝わっていないケースが見受けられます。

〔今後の方向性〕

1　今後も施設管理者と福祉が連携・調整して、公共施設の適正管理を図るとともに、ホームレスに対して路上生活からの脱却を促していきます。
2　高齢・固定化したホームレスや心身の健康を害し、対応が困難なホームレスに対しては、都区共同の巡回相談の看護師や保健所の保健師等と連携して、適切な支援ができるよう巡回相談の実施を図ります。
3　若年化しつつある層を中心として夜間に集まるホームレスへの支援方法を検討し、早い段階からの支援を図ります。

(8)　人権啓発

①　ネットワークづくり等による啓発

環境対策会議などの機会を捉え、啓発を行っています。

②　第Ⅱ期推進計画・区広報紙等を活用した啓発

ホームページによる計画の公開や、概要版の配布、人権週間のパネル展示等によりホームレスに関する人権啓発を行っています。

また、教育委員会や青少年育成委員会を通じて、子どもたちに対して、人権啓発に努めています。

〔現状〕

1　機会を捉えて、ホームレスの人権擁護の啓発に努めています。 2　区立小中学校では、小学生の段階から社会的・職業的自立に向け、*キャリア教育を推進しています。

〔成果〕

人権週間のポスター展示等を活用して、人権擁護の啓発が図られています。

〔課題〕

1　住民の言動やホームレス自身の原因で、お互いの理解が得られないことがあります。近隣住民とホームレスの双方の人権に配慮していくことが必要です。 2　ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスに対する正しい理解と認識を深めるための広報・教育啓発活動を推進することが必要です。

〔今後の方向性〕

引き続き、ホームレスの人権擁護について、機会を捉えて啓発に取り組んでいきます。

第Ⅱ期推進計画期間中は、上記の取組により、区民やＮＰＯ等支援団体等と連携して、ホームレスのそれぞれのタイプ・段階に応じた支援に取組みました。

第Ⅲ期推進計画では、ホームレス像の変化に対応した自立支援を推進します。

(9)　ホームレス対策に要する経費

国に対して、積極的な財政支援を要望しています。

新宿区は、広域的な大都市問題のホームレス対策に積極的に対応しています。必要十分な国の財政措置がなければ、区民理解が得られません。

しかし、現状での国の財政措置は十分なものではありません。その上、生活困窮者自立支援法施行後、これまで国が負担してきたホームレス対策事業費は、一部自治体負担となりました。区の事業費負担額の増大は、生活保護の適用による地方負担も含め、区財政に及ぼす影響が少なくありません。

これから述べる第Ⅲ期推進計画の各事業については、生活困窮者自立支援法等による国庫補助金等を最大限に活用し、財源の確保に努めます。

以下は、平成 26 年度に新宿区のホームレス対策に要した直接経費の概要です。

平成 26 年度決算

歳 出

ホームレス対策	110,535,168 円
1　拠点相談事業	30,663,144 円
2　自立支援ホーム	12,363,344 円
3　宿泊所の確保等	24,087,730 円
4　宿泊所等入所者相談援助事業	12,551,846 円
5　地域生活安定促進事業	25,755,276 円
6　路上生活者対策事業分担金	4,950,768 円
7　自立支援等に関する推進計画の改定	163,060 円

歳　入

【特定財源】	85,152,122 円
都補助金	85,152,122 円
【一般財源】	25,383,046 円

Ⅳ　ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

１　解決のための基本的な考え方

２　新宿区・東京都・国の役割

３　具体的な施策の推進

４　ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ

Ⅳ　ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組

１　解決のための基本的な考え方

ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組は、経済・雇用情勢を踏まえることが重要です。

また、路上生活が長期化・高齢化したホームレスに加え、流動化・若年化しつつある層の増加や、再路上化への対応が課題となり、ホームレス像が変容してきています。

そして東京 23 区などの大都市に流入し、自治体間で移動するホームレスへの対策は、個々の自治体が対応しきれる課題ではなく広域的な課題であり、その特性やホームレスの個々の事情を踏まえた施策の継続や取組が、一層必要であることに変わりはありません。

そのためホームレス状態になった、また、そのおそれのある人々の様々な要因をつかみ、就労や住宅(施設)支援、相談体制や地域での生活支援など、真に必要とする取組の継続及び総合化を図ることが大切です。

今後もこれまでの取組や成果を活かしながら、ホームレス一人ひとりの支援の段階に応じた総合的な対応を粘り強く継続して進めていきます。

それは、Ⅰ「計画改定の基本方針」の３「ホームレスの定義とタイプ」で示した三つのタイプを基本に、固定・定着化が進む高齢層に対する支援、若年化しつつある層への支援、再路上化への対応といった、最近の動向に沿った取組を推進します。

(1)　ホームレス対策の現状認識

①　ホームレス対策は、ホームレス生活になる前、ホームレス生活、支援施設やアパート等に移行期など、様々な段階やニーズの違いに応じた支援策が必要であり、東京23区と東京都は都区共同事業による自立支援システムを推進しています。

②　新宿区は、ホームレスを「概ね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層」、「概ね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層」、「概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層」に分け、それぞれのタイプ・段階に応じた支援を実施しており、「見えにくいホームレス」も視野に入れた対応を行っています。

③　就労中心の支援も含めて、区に相談が集中しています。

　生活困窮者自立支援法により、第二のセーフティネットである就労支援や住居確保給付金の支給の仕組みの拡充が図られましたが、ホームレスにとっては必ずしも使いやすい制度となっていません。

④　民間宿泊所や小規模な借り上げ住宅、自立支援システム、拠点相談や巡回相談、施設入所後のアフターフォローなどの施設・人的資源の総合化を図り、より一体的な支援に結びつけることが求められています。

　また、ケースによっては、総合的な支援が必要なケースが増えており、より充実させていくことが必要です。

⑤　より効果的な支援を推進するために、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントに沿って、適切な支援方法の判断・評価を図り、支援に役

立てます。

⑥　大規模施設、小規模施設、一時保護機能施設、民間宿泊所等の居住環境問題など、不足している社会資源、及びそれぞれのタイプ・支援段階に応じた社会資源の整理が必要です。

⑦　国・東京都・区・ＮＰＯ等支援団体等、関係機関との連携をさらに進める必要があります。

⑧　拠点相談や巡回相談、自立支援システムなど、限られた資源の有効活用を図るためにも、関連機関やＮＰＯ等支援団体との協働や連携により、総合的な支援に結びつける必要があります。

(2)　第Ⅲ期推進計画の基本的な方向性

第Ⅲ期推進計画では、生活困窮者自立支援法施行、国の基本方針や東京都の実施計画の改定内容を踏まえ、ホームレス像の変化に対応するため、次の３つのポイントを中心として、これまでの成果を活かして、取り組んでいきます。

・ポイント１　固定・定着化が進む高齢層に対する支援

・ポイント２　若年化しつつある層に対する支援

・ポイント３　再路上化への対応

①　高齢化・固定化したホームレスについては、都区共同事業による巡回相談を粘り強く継続し、路上生活からの脱却を促していきます。

　また、巡回相談から施設・アパート入居後のアフターケアに至るまで、伴走的な支援を行う体制を強化します。

②　流動化・若年化しつつある「見えにくいホームレス」への支援については、その実態を国勢調査や民間団体による夜間巡回相談実績などを参考にし、より明確にしながら都区共同事業による巡回相談を夜間・休日等の実施を視野に入れて、早期発見・早期支援に努めます。

③　再路上化への対応として、アパート入居後の定着支援や訪問相談等、きめ細かなアフターケアに努めます。

④　ＮＰＯ等支援団体との連携をより一層強め、地域の資源を活かした総合的な施策を推進します。また、様々な主体とのネットワーク化を進めるとともに、ホームレス問題に対する理解が深まるよう区民への啓発に努めます。

⑤　ホームレス対策は広域的な対応が基本であるという視点に立ち、国に対して東京都及び東京 23 区と連携して、要望・提言を行います。

２　新宿区・東京都・国の役割

ホームレス問題は、一自治体では解決が困難な広域的な行政課題です。近年の経済・雇用情勢の中、依然として地方から大都市へと、人々が職や福祉的な対応を求め集まっています。

特に、大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区には、東京都全域、あるいは全国各地から、職と住まいを失った人々が流入しています。福祉事務所では、路上やネットカフェ等でやむなく起居している相談者が後を絶たないため、施設の確保など十分な対応を図ることができない困難な局面が続いています。

しかし、ホームレス問題が広域的な課題であることもさることながら、様々な問題を抱えるホームレスの支援については、ホームレス特有の課題に対応したノウハウや施設が必要です。これまでの自立支援システム及び「特別措置法」による東京 23 区と東京都の一体的な取組等は、ホームレス数の減少という成果にも表れており、将来的にも活かすことが必要です。

一方、平成 27 年 4 月より、新法・生活困窮者自立支援法が施行され、東京 23 区及び東京都などの各自治体において、ホームレスを含む生活困窮者に対する包括的な支援の仕組みづくりを行うものとされました。ホームレス対策事業のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等は、特別措置法の理念・趣旨に基づき、生活困窮者自立支援法で実施することとなり、支援の仕組みが大きく変わりました。

このような状況の中、一自治体の力だけでは解決することのできない広域的なホームレス問題について、新宿区・東京都・国の果たすべき役割を明確にし、合わせて国に対して東京都及び東京 23 区と連携して、要望と提言を行うものです。

(1)　新宿区の役割

基礎自治体である新宿区の基本的な役割は、ホームレス状態にある人に対して、早い段階での相談・助言や適切な社会資源に結びつけること、また、ホームレスであった人が再び路上生活に戻らないために、地域福祉を推進する視点から、居宅・地域生活を継続できるよう支援を行うことにあります。

東京23区でも有数の大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区にとってホームレス問題は、避けて通ることのできない大きな行政課題の一つです。

区民に最も身近な基礎自治体として、「だれもが互いに支えあい、安心してくらせるまち」をめざし、ホームレス問題に取り組んでいきます。

①　施策の総合化を図ります。

自立支援システムなどの都区共同事業や、拠点相談所などの新宿区独自事業の総合化を図り、ホームレスの個々の実情に応じたきめ細かな自立への支援を行います。

②　地域のネットワークづくりを推進します。

ホームレス問題の情報の共有化を図り、早期対応や区民の理解を促進するために、区民やＮＰＯ等支援団体をはじめ、多様な主体との連携を深めます。

②　情報の発信、施策の要望・提言に努めます。

ホームレス問題は広域的な課題です。新宿区が抱える課題や対応策を情報発信するとともに、状況の変化に対応するために施策の要望と提言を国に対して東京都及び東京23区と連携して、積極的に行います。

(2)　東京都の役割

東京都の基本的な役割は、東京 23 区との協議や国との連携により、施設の整備や住宅の確保などの社会資源の整備を促進することです。就労への支援も東京都の大きな役割の一つです。

ホームレス対策は、今後も、これまで以上に都区共同事業として推進することが必要です。

①　強力なリーダーシップの発揮を要望します。

東京都は、東京 23 区を包括する広域自治体として、問題の共通認識と課題解決に向けた都区共同事業の取組を推進させるため、施策の具体化に向けた積極的な対応を図る役割と責任があります。

②　東京 23 区への積極的な調整・助言を行うよう要望します。

各区のホームレス対策には未だ温度差があります。ホームレス数の多少、安価な住宅や宿泊施設の偏在、支援の困難性や費用問題など、様々な課題を抱える中にあって、ホームレス対策が特定の区に偏ることのないよう、東京都は、積極的な調整・助言を行う役割があります。

③　国への働きかけを強化するよう要望します。

ホームレス問題は、日本の社会経済・雇用情勢の中から生まれた問題です。東京都は、財政支援を含めた総合的かつ抜本的な取組を推進するよう、国に対し強く伝えていく役割があります。

(3)　国の役割

国の基本的な役割は、自治体の意見を取り入れた社会資源の整備や財政支援を行うなど、総合的な施策を策定し実施することです。

ホームレスに対する、就労や住宅対策をはじめ、各種助成・貸付制度による第二のセーフティネットの充実や積極的な財政支援など、国が責任を持って実施していくことを強く求めます。

①　総合的な雇用・住宅対策等の推進を要望します。

ホームレス問題への対応は、就労や住宅対策など、本来、国が行うべき対策が基本です。各種助成・貸付金制度も含めた対策の推進にあたっては、自治体の意見を十分取り入れた、総合的な施策の充実を図るよう要望します。

②　社会資源の整備を要望します。

ホームレスの自立支援を推進していくためには、緊急一時保護・就業訓練・生活支援など多様な機能を持った施設が必要です。

国は、自立支援を推進するための施設を、自治体やＮＰＯ等支援団体の意見を取り入れながら、都道府県と連携して整備する役割があります。

③　積極的な財政支援を要望します。

国が負担すべきホームレス対策経費が十分でないため、東京都や東京23区の一般財源を圧迫しています。生活困窮者自立支援法施行で自治体はホームレス施策費用の一部負担を求められました。流入ホームレス対応に区民理解を得るには、国の財政支援が必要です。東京23区のホームレス支援の取組みについて、国は、国の責任において、全額国の負担とすることを要望します。

３　具体的な施策の推進

基礎自治体の新宿区が先駆的に取り組んでいる「拠点相談所：とまりぎ」や「自立支援ホーム」は、本来、広域的に整備する必要のある事業です。とりわけ、施設や住宅などの社会資源の整備は国や東京都の責任において行い、基礎自治体が共有できる資源としてストックする必要があります。

ここでは、前述した新宿区・東京都・国の役割分担を基本に、ホームレスのタイプ別ニーズにふさわしい個別具体的な施策を整理します。

また、相談体制やアセスメント、施設・住宅資源の確保、就労支援など、ホームレスそれぞれの支援段階での施策の総合化を図るものです。

八つの基本施策

(1)　相談体制の機能強化
(2)　生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント
（支援方法の判断・評価）
(3)　福祉的支援の条件整備
(4)　施設・住宅資源の確保
(5)　就労支援
(6)　人的資源の開発とネットワークづくり
(7)　公共施設の適正管理
(8)　人権啓発

※ホームレスの三つのタイプと３つの改定ポイント

〔タイプ１〕　概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層

…　ポイント１　固定・定着化が進む高齢層に対する支援

…　ポイント３　再路上化への対応

〔タイプ２〕　概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

…ポイント２　若年化しつつある層に対する支援

…ポイント３　再路上化への対応

〔タイプ３〕　概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層

…ポイント２　若年化しつつある層に対する支援

…ポイント３　再路上化への対応

※事業の全体像とタイプ・改定ポイントとの関連は、第Ⅳ章「４　ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ」（P. 81～P. 83）及び第Ⅵ章資料「9　第Ⅲ期推進計画の事業と事業主体、対象タイプ一覧表」（P. 177）に記載しました。

(1)　相談体制の機能強化

相談体制は、ホームレスのタイプや支援段階に関わらず、欠くことのできないホームレス対策の基本です。ホームレス状態になった人、また、そのおそれのある人に対する相談や情報提供などは、自立支援にとって必要不可欠な取組です。それは、福祉事務所や拠点相談所、さらにハローワークでの相談、巡回相談の*アウトリーチ活動により、健康や衛生管理、就労や施設・住宅支援などの各種施策の紹介があります。

また、相談・助言は、生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントを行いながら、「はじめの相談」「施設入所中の相談」「アパート生活後の相談」など、段階的にきめ細かく行うことにより、はじめて効果的な支援に結びつくものです。

〔はじめの相談〕

①　拠点相談所　※（新宿区）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

新宿区の拠点相談所「とまりぎ」は、社会福祉士等による各種相談や巡回相談等を行い、ホームレスにとって気軽に相談できる最初の窓口となっています。

ハローワークやＮＰＯ等支援団体・就労支援機関との連携を強め、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として引き続き実施します。今後は巡回相談に力を注ぎ、高齢化・固定化したホームレスに路上生活からの脱却を促していきます。

※（　）内は事業主体や連携先です。区の委託事業は（民間団体）を省略します。

②　巡回相談事業（都区共同）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

都区共同事業による巡回相談を引き続き実施します。現地でのホームレス実態を把握するとともに、ホームレスに対して福祉事務所への来所を促し、福祉施策の利用につながるように努めます。

平成 27 年度より、看護師の同行が始まりました。

今後、巡回相談の実施方法を検討し、若年化しつつある層を中心として夜間に集まるホームレスをできるだけ早い段階で支援していきます。

〔施設入所中の相談〕

③　巡回相談一時宿泊支援事業（新宿区・民間団体）

〔タイプ３〕にふさわしい事業です。

自立支援ホームの運営を受託したＮＰＯ等支援団体が巡回相談を行う

際に、路上生活が短く就労意欲があるなど、早期の自立が可能と判断したホームレスに対して、自立支援ホームの利用について情報提供を行い、就労や年金受給による自立を支援します。より効果的に事業目的を達成するため、自立支援ホームと連携して継続します。

④　地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業（新宿区）

〔タイプ１・２〕にふさわしい事業です。

居宅・地域生活に移行後、単身では地域生活の継続が困難な宿泊所等入所者に対して、きめ細かな相談援助を行います。高齢化し、介護等が必要となった元ホームレスが地域での生活を継続できるよう、引き続き、きめ細やかな見守り支援に取り組んでいきます。

〔アパート生活後の相談〕

⑤　訪問サポート：地域生活安定促進事業（新宿区）

〔タイプ１・２〕にふさわしい事業です。

路上生活から脱却し、生活保護を受けている元ホームレスが再路上化しないよう、訪問相談員がアパートや宿泊所等を訪問し、生活相談等を行い、地域での安定した生活基盤づくりを支援します。

様々な支援課題により、宿泊所からアパート等への移行が困難な元ホームレスの被保護者に対する支援の強化に努めます。

⑥　地域生活継続支援事業（都区共同）

〔タイプ１・３〕にふさわしい事業です。

自立支援センター及び自立支援住宅の自立退所者に対して、再路上化を防止するため、退所後、転居先訪問や電話相談等を実施しています。

必要に応じて支援期間の延長を行うなど、伴走的な視点も念頭に置い

た取組の充実を図ります。

(2)　※生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント（支援方法の判断・評価）（新宿区・民間団体）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

アセスメントは、ホームレス生活になった人やおそれのある人の生活歴や現在に至った要因や、ホームレス自身のニーズを的確に把握し、それぞれの自立にふさわしい様々な施策に結びつけるために必要な、ホームレス対策共通の仕組みです。

生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントに沿って、適切な支援方法の判断・評価を行い、支援に役立てます。

※アセスメント項目は、１７９ページに記載しています。

(3)　福祉的支援の条件整備

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

応急援護事業の実施はホームレスに対する支援の第一歩です。

また、様々な段階の相談・助言の中で福祉的支援の条件整備を行うことは居宅・地域での生活を継続するうえで大切な支援のひとつです。

①　応急援護事業（新宿区）

ホームレスの健康や衛生面の管理を支援するため新宿区が取り組んできた、「食料の提供」「シャワーの提供」「日用品の支給」は、引き続き実施します。

ホームレスから脱却するための「入口」支援として、巡回相談等の際にシャワー利用等について情報提供を行い、区への相談来所を引き続き

促していきます。

②　心身の健康に関する支援（新宿区・都区共同）

「ホームレスの結核健診」や「健康相談」等を引き続き実施します。健康相談や健診を受ける機会を確保し、適切な医療が受けられるよう支援します。

また、心の病が疑われるホームレスへのケアについても、都区共同の巡回相談の看護師や保健所の保健師、東京都立中部総合精神福祉センター等が連携して支援していきます。

③　年金の調査（新宿区）

平成 24 年 1 月の全国調査（生活実態調査）では、ホームレスになる前の雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が約 4 割、公的年金の保険料を納付していた人が約 7 割でした。

このように、ホームレスの中には、年金受給権のある可能性を持つ人が少なくありません。様々な相談・助言の中で年金調査を支援し、年金受給に結びつける取組を推進します。

④　住民登録の設定（新宿区）

住民登録は、就労活動等の社会活動を行う基本となります。また、貯蓄や金銭管理をする上で欠かせない金融機関口座の開設時にも必要です。

そのため、自立支援ホーム等の入所者に対する住民登録設定に関する手続きの支援を行います。

(4)　施設・住宅資源の確保

施設・住宅資源の確保は、ホームレスの就労による自立、半福祉半就労

による地域での生活、医療や保険との連携による継続した地域生活を送るためにも、先ず必要となる施策の大きな柱です。

ホームレスのタイプ別ニーズを基本に、それぞれのホームレスの自立に応じた相談や、支援体制を併せ持った施設・住宅資源の確保が必要です。

今後は、「高齢層」の地域生活への移行や、「再路上化」防止のため、介護支援やコミュニティ機能を有する施設資源の確保も求められています。「再路上化」防止の観点から、施設環境の整備も必要です。

しかし、大都市における施設・住宅資源の新たな確保は、高額な用地取得費が施設運営費を圧迫することなどから、大きな課題があります。

そのため、国や東京都の積極的な財政支援に合わせて、国や東京都・*都区共同事業による公的な既存資源や、民間資源の有効活用を図るとともに、施設やホームレスの状況の変化に即した柔軟な対応が必要です。

ここでは、「緊急対応型」と「地域生活移行・定着型」に分類します。

〔緊急対応型〕

①　民間宿泊所の借上げ：給食宿泊場所の確保（新宿区）

〔タイプ１・２〕にふさわしい事業です。

ホームレスの緊急一時的な宿泊施設として、民間宿泊所を活用した給食宿泊場所の年間借り上げベッド数を確保します。生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として継続します。

②　緊急一時保護事業（自立支援センター）（都区共同）

〔タイプ１・３〕にふさわしい事業です。

各区の福祉事務所等で自立支援センターへの入所希望者を面接し、事業の利用を決定しています。

保護と心身の健康回復を図るとともに、利用者の就労意欲等の総合的

な評価（アセスメント）を行う「緊急一時保護事業」を行います。

生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業等として継続します。

〔地域生活移行：定着型〕

③　自立支援ホーム（新宿区）

〔タイプ１・３〕にふさわしい事業です。

自立意欲のあるホームレスに対して、区が借り上げた施設で短期的・集中的に就労や生活指導を行い、転宅資金を貯蓄することで、アパート等への移行を支援する「自立支援ホーム」を引き続き実施します。

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業として継続します。

④　自立支援事業（自立支援センター）（都区共同）

〔タイプ１・３〕にふさわしい事業です。

「緊急一時保護事業」でのアセスメントで、就労意欲があり、心身の状態が就労に支障が無いと認められる人に対して、就職及び住宅の相談を集中的に行い、就労による自立と円滑な地域移行を目指します。

今後は、就労支援の取組をより充実するとともに、若年化しつつある層等で社会経験が十分でない利用者に対しては、社会性の向上等、個別の状況に応じた就労支援の強化を図ります。

⑤　自立支援事業（自立支援住宅）（都区共同）

〔タイプ１・３〕にふさわしい事業です。

自立支援センターの就労退所者等に対して、特別区人事・厚生事務組合が借り上げアパート等を提供し、転宅資金の貯蓄と安定した生活基盤を築くことができるよう支援します。

今後は、区からの入所推薦等、弾力的な運用を東京都や特別区人事・厚生事務組合に要望します。就労可能な女性ホームレスの直接入所は、引き続き実施します。

また、訪問・相談体制を強化して、生活状況や貯蓄状況について、よりきめ細かな把握・助言等を行う等、支援の充実を図ります。

⑥　生活支援付き住宅（施設）の整備（国・東京都・新宿区）

〔タイプ１〕にふさわしい事業です。

高齢化したホームレスの中には、認知症等、高齢による要因で自立が困難な事例が見受けられます。

アパート等での生活が難しい高齢の元ホームレスが利用可能な介護や生活支援付きの住宅（施設）の整備について、住宅・高齢者部門と連携して国や東京都に働きかけていきます。

⑦　住宅の確保（国・東京都）

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

住宅確保は、国・東京都がその役割を担うのが基本です。

今後も、公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保、また、自立支援システムの「自立支援住宅」の弾力的な活用など、東京 23 区共有の資源ストックの整備と家賃助成も含めた住宅確保の支援を、強く働きかけていきます。

(5)　就労支援

就労支援は、国や東京都の基本的な役割です。「特別措置法」第 5 条(国の責務)で、「国は総合的な施策を策定し、これを実施する」としています。

福祉事務所を中心にした福祉部門で、就労や住宅支援の全てを行うのは困難です。そこで求められるのは、就労や住宅対策部門に福祉的な支援を取り入れた総合的な取組です。

①　就労支援（新宿区）

〔タイプ２・３〕に必要な事業です。

新宿区では、拠点相談所でホームレスからの就労関係の相談に応じたり、生活保護を受給している元ホームレスに対して、就労支援員による支援や「新宿就職サポートナビ」等の案内を行います。

また、新宿区に居住するホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人等については、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行います。

*「東京ジョブステーション」「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」「ハローワーク」「民間団体」などとの連携を図り、ホームレスの就労自立に向けた支援を継続します。

また、ホームレスの職歴などに配慮した雇用の創出・開拓の促進を国や東京都に要望していきます。

②　就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化（国・東京都・新宿区）

〔タイプ２・３〕に必要な事業です。

新宿区の就労支援部署、ハローワーク、ＴＯＫＹＯチャレンジネット、社会福祉協議会など関係機関とは、連絡会議等の場を活用し、常に密に連絡を取り合っていきます。

③　雇用対策における第二のセーフティネットの充実（国・東京都）

〔タイプ２・３〕に必要な事業です。

国は、生活困窮者自立支援法施行に伴い第二のセーフティネットを拡

充し、離職により住居を失った人や失うおそれのある人等に対し「職業訓練受講給付金」、「住居確保給付金」や「社会福祉協議会の各種貸付金」などの支援を実施しています。

しかし、様々な事情を抱えるホームレスにとって、必ずしも使いやすいとは言えません。第二のセーフティネットが、ホームレスにとっても、実効性の高い仕組みとなるよう強く働きかけていきます。

また、東京都は、「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート（介護支援コース）特別貸付事業」を実施しています。東京都独自の取組として引き続き実施するよう、要望します。

(6)　人的資源の開発とネットワークづくり

ホームレス問題の解決には、自治体職員はもとより、区民がより一層、人権意識を持ち、更にホームレスそれぞれのニーズや段階に応じた自立支援の取組に共通理解を深め、共に解決していくといった視点を持つことが大切です。

また、国や東京都の関係機関を含めた広域的な対応と、地域の人々の理解や支えあいなどの地域福祉の観点から、区民やＮＰＯ等支援団体との連携が必要です。

ホームレスにとって必要な施策が、総合的かつ横断的に展開されるためには、区民も含めた様々な主体が情報を共有化するとともに、ホームレス問題の解決のために共通の認識を深めることが必要です。

①　ホームレスの自立支援策の周知（新宿区）

新宿区の先駆的なホームレスの自立支援策について、第Ⅲ期推進計画の概要版等を活用し、福祉関係職員や地域の民生委員・児童委員などの

関係者に広く周知し、理解が深まるよう努めます。

②　福祉関係職員の研修等の実施（特別区人事・厚生事務組合）

ホームレス問題に対する東京 23 区の取組には、未だ温度差が大きくあります。そのため、各区の福祉担当職員や関係機関職員のホームレス対策に対する理解と共通認識を図るために、引き続き、専門研修等を実施するよう働きかけます。

③　広域的な関係機関会議の設置（国・東京都）

ホームレス問題の解決には、福祉・就労・住宅といった施策の総合的な取組が必要です。そのため、国や都県も含めた広域的な関係機関会議の設置を引き続き要望します。また、迅速な情報共有が図られるよう提言します。

④　関係機関・団体等との連絡会議の設置（新宿区）

都区共同事業の効果的な運営を推進するため、東京都も含めた東京 23 区のブロック別会議を引き続き実施します。

また、新宿区のホームレス課題を解決するために、関係機関・ＮＰＯ等支援団体との連絡会議を必要に応じて開催します。

(7)　公共施設の適正管理

〔全てのタイプ〕に必要な事業です。

公共施設には、公園や道路などがあります。こうした施設は一定のルールのもとに、誰もが自由に快適に利用することができる場所でなけれ

ばなりません。

しかし、多くのホームレスが居場所を求めて、公共の空間で起居を始めたり、周囲の人の使用を妨げる長時間の占拠を行ったりしています。

新宿区は、大規模なターミナルと繁華街を抱え、他自治体からのホームレスの流入が顕著に現れている自治体です。

このような状況に対し、区は以下のように取り組んでいきます。

①　大規模公園（新宿中央公園・都立戸山公園）

この２つの公園は、「地域生活移行支援事業」の実施により、ホームレスが大幅に減少しました。その後、両公園ともに巡回警備員による 24 時間体制の巡視・指導を行うとともに福祉と連携して巡回相談を行い、制度等の必要な情報を提供しながら、新たな流入者に対して適切な公園利用について理解を求めています。

今後も、巡回相談や職員の現地訪問を引き続き継続し、施設管理者やＮＰＯ等支援団体と連携して、対応していきます。

②　中小規模公園

中小規模公園では、巡回相談や施設管理者による日頃の巡回等により対応していますが、大規模公園とは異なり、頑なに路上生活を続ける人もいるため、区民との軋轢を生じる場合があります。

そのため、施設管理者と連携して粘り強い巡回相談により来所を促し、適切な施策に結びつけながら、迅速に対応していきます。

③　道路等

大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区では、道路等で起居するホームレスが多数見受けられます。特に、歩行者の安全な通行のために設けられた歩道に、ダンボールハウスや荷物等を置く行為は、極めて危

険であり、違法なものといわざるを得ません。

今後も、定期的な道路管理者の巡視と併せて巡回相談を行い、粘り強く対応していきます。

④　その他の公共施設

公共施設は、それぞれの施設のルールを守った利用が行われていれば、誰もが自由に利用できます。

適正管理を行う上で留意すべき点は、利用者が安心して快適に利用できる環境を確保しながら、ホームレスの人権にも配慮することです。一方的にその場所から排除するだけでは抜本的な解決には至りません。

今後も、施設管理者や関係機関等との連携を十分に図りながら、粘り強く対応していきます。

(8)　人権啓発

近年、ホームレスに暴行を加え、生命を奪う等凶悪な犯罪が起きています。このような事件の根底にあるのは、ホームレスに対する偏見や差別意識が起因していると考えられます。また、ホームレス自身の迷惑行為から生じる区民との軋轢も後を絶ちません。

このようにホームレス問題は、様々なトラブルの引き金となるものですが、その解決にあたっては、ホームレスも区民も同じ地域に存在する人間としての人権をもつ、という観点を見失うわけにはいきません。

そのためには多くの区民が、ホームレスという様々な援護を必要とする人々の実情、路上生活にいたる原因、現在の施策、国や自治体の取組状況等を、先ず知ることが大切です。

そして、区民や地域団体、ＮＰＯ等支援団体など様々な主体が、ホームレス問題への相互理解を深めながら、「だれもが互いに支えあい、安心して

くらせるまち」として地域福祉を推進していくために、以下の啓発活動に取り組んでいきます。

①　ネットワークづくり等による啓発

多くの区民にホームレス問題を身近な問題として考えていただくために、「ふれあいトーク宅配便」による町会・自治会、地区協議会など地域団体へのホームレスの自立支援施策の説明や、環境対策会議への参加などの機会を捉え、区民や地域団体とのネットワークづくりを行います。ネットワークを活用して、ホームレスへの理解を醸成し、人権啓発を推進します。

②　第Ⅲ期推進計画を活用した啓発

第Ⅲ期推進計画そのものが、施策の体系や事業内容を説明したものであり、民生委員・児童委員をはじめ地域の人たちの勉強会などの手引書として活用していただければと考えています。この他にも、12 月の人権週間の機会などを捉え、ホームレスの人権啓発を推進します。

子どもたちに対しては、教育委員会や青少年育成委員会などを通じて、第Ⅲ期推進計画を紹介するなどにより、近年のホームレスへの暴行事件には、ホームレスに対する偏見や差別意識が根底にあることを考える機会を作り、人権啓発を図ります。また、*職業意識の醸成に努めることにより、社会的にも経済的にも自立する意思を育んでいきます。

4　ホームレスのタイプ・段階的支援イメージ

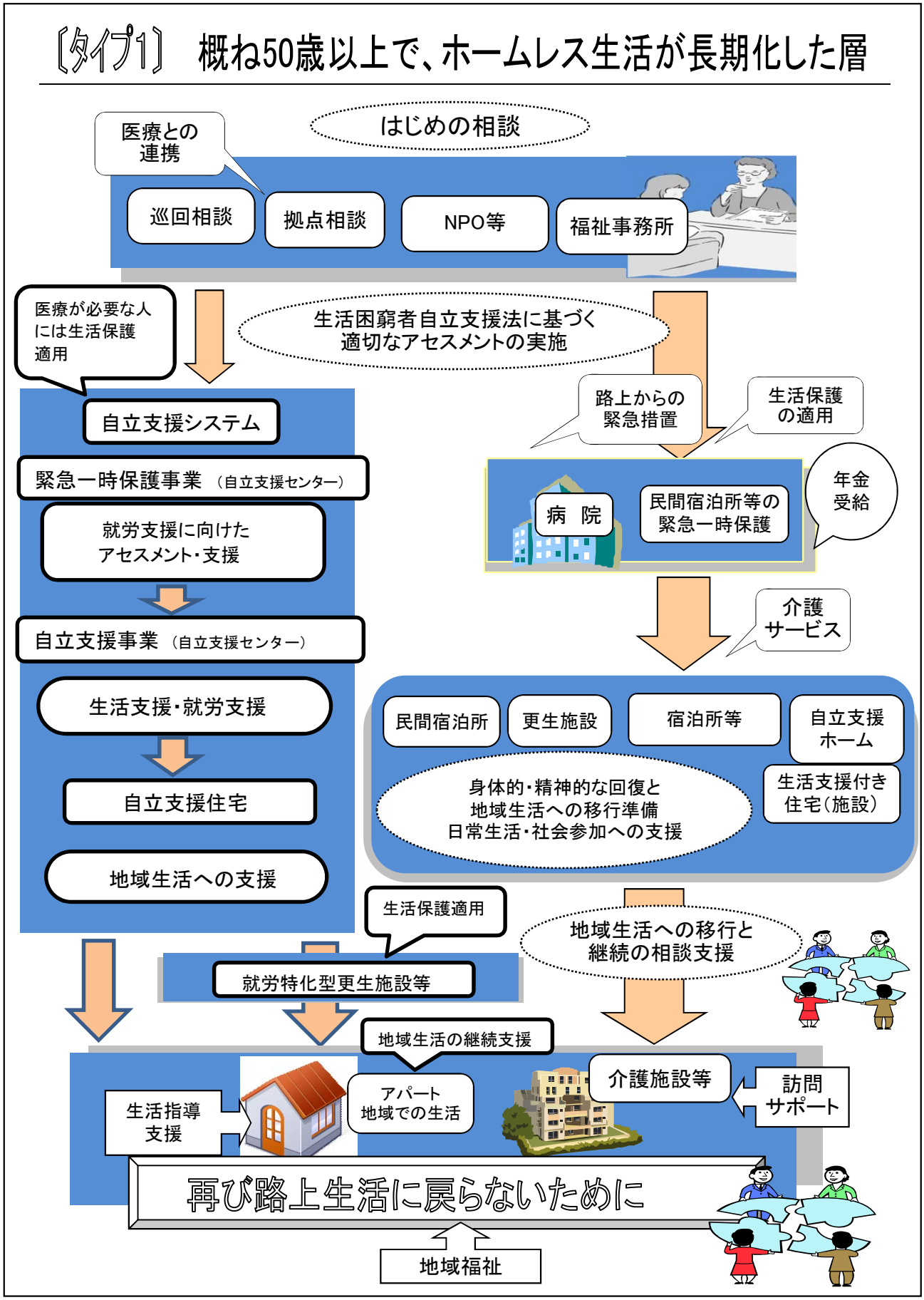

〔タイプ2〕 概ね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

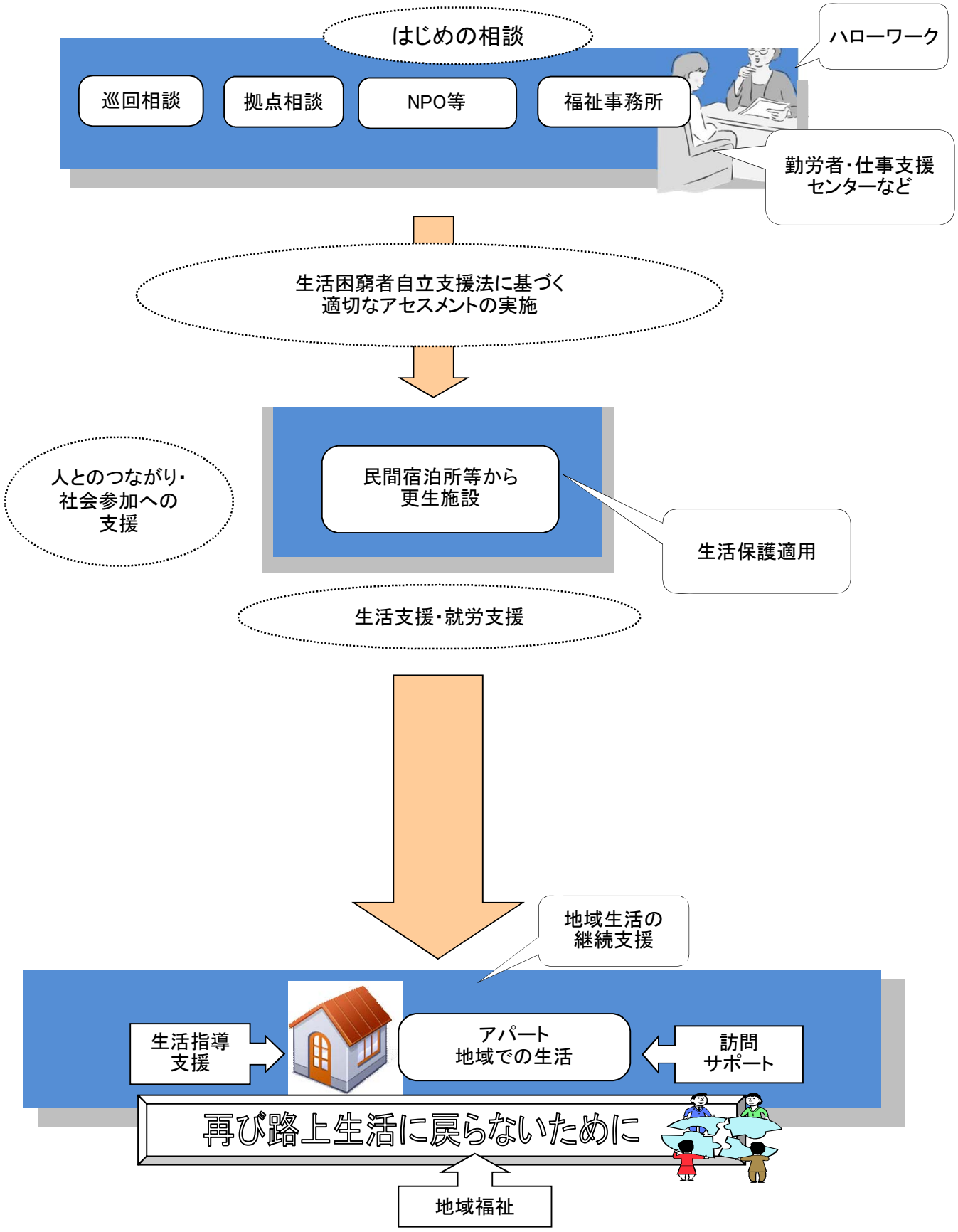

〔タイプ3〕 概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立ができる層

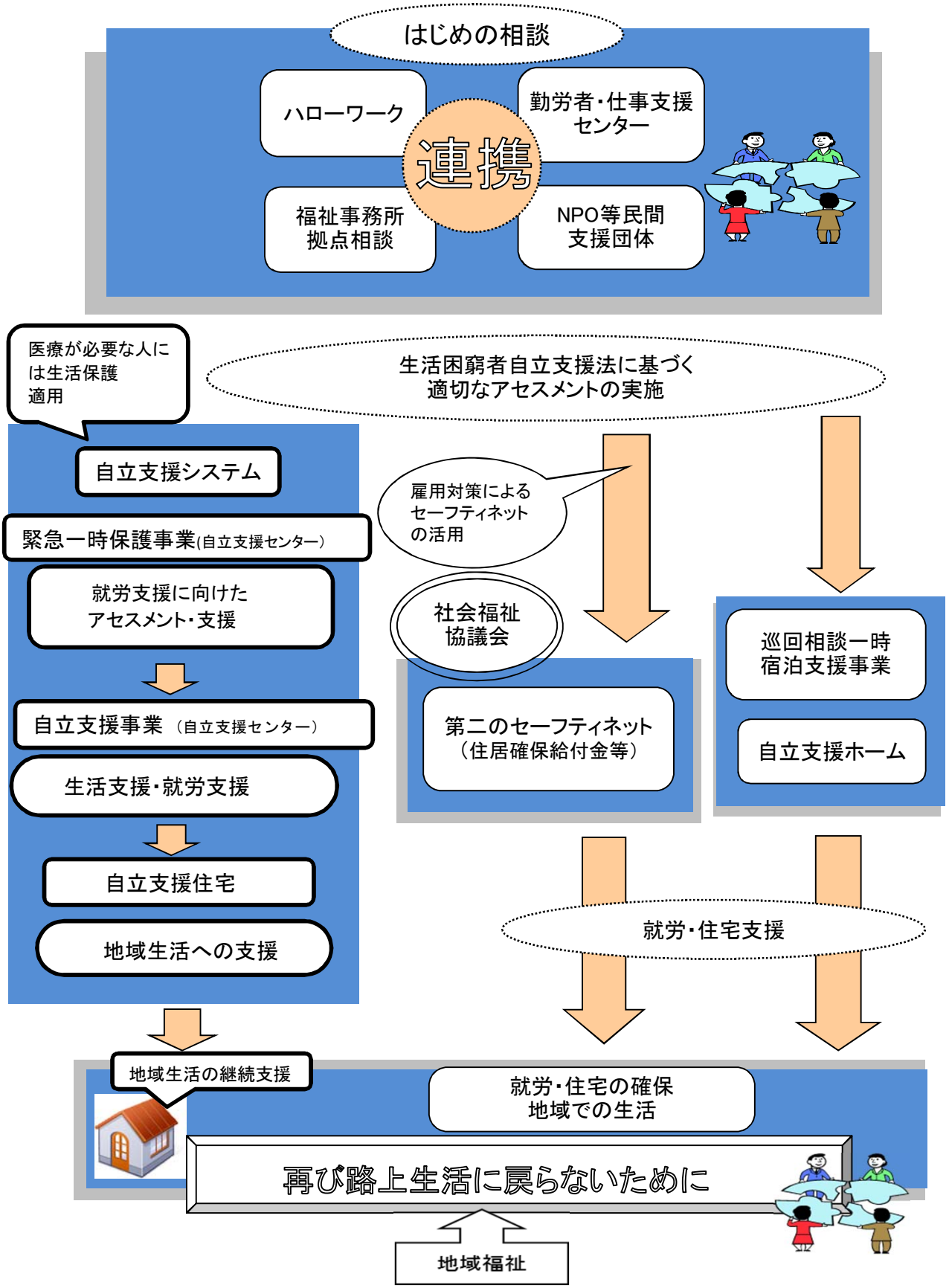

Ⅴ　計画の推進等

１　計画の推進体制

２　第Ⅲ期推進計画の見直し

Ⅴ　計画の推進等

１　計画の推進体制

(1)　庁内体制

庁内の関係部署の職員を構成員とする連絡体制を引き続き継続します。

今後も、保健所、公共施設管理、就労、住宅や安全安心等の担当部門との連携をより一層強化し、計画を総合的に推進していきます。

(2)　国・東京都・東京 23 区との連携の推進

ホームレス問題について広域的な都市問題としての解決を図り、都区共同事業を推進するために、今後も国・東京都・東京 23 区との連携に努めます。

(3)　就労・医療等関係機関との協力体制づくり

ハローワークやＴＯＫＹＯチャレンジネット、また、社会福祉協議会や医療機関等の関係機関とは、ホームレス問題に関する情報の交換を積極的に行うなど、その協力体制づくりに努めます。

(4)　ＮＰＯ等支援団体との連携強化

施設管理者を含めた各行政機関やＮＰＯ等民間支援団体等と常に連絡を取り合い、ホームレスへの自立支援と、地域における生活環境の保全とがバランス良く推進されるよう、より一層の連携強化を図ります。

２　第Ⅲ期推進計画の見直し

(1)　第Ⅲ期推進計画の計画期間は、平成 29 年度までの３年間としますが、施策の進捗状況やホームレスを取り巻く状況の変化、国の基本方針、東京都の実施計画の見直しなどを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2)　「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、法律の公布日から起算して 15 年を経過した日（平成 29 年 8 月 6 日）に効力を失うとされています。

また、「生活困窮者自立支援法」は施行後 3 年を目途として（平成 30 年度中）内容を見直すことが規定されています。

国の基本方針では、「ホームレス対策は特措法の趣旨・理念を踏まえつつ生活困窮者自立支援法において実施する」としており、特措法失効後も、新宿区では生活困窮者自立支援法のもとで所要の見直しを行いながら、ホームレスの自立支援を推進していきます。

(3)　計画の内容については、毎年度、進捗状況の検証を行うなど適切な進行管理に努めていきます。

Ⅵ 資 料

１　第Ⅲ期推進計画策定委員会

２　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

３　生活困窮者自立支援法

４　ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

５　ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画〔第３次〕

６　路上生活者対策事業実施大綱

７　新宿区のホームレス自立支援等の経緯

８　新宿区のホームレス事業に関する事業費等の推移

９　第Ⅲ期推進計画の事業と事業主体、対象タイプ一覧

10　生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント項目一覧

11　用語説明

1 第Ⅲ期推進計画策定委員会

計画の策定にあたり、区民・学識経験者・福祉関係者など９名で構成される「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置し、計画の内容について検討してきました。

平成 25 年 8 月から平成 27 年 12 月までに計５回の策定委員会を開催し、パブリック・コメントによる区民の意見等も参考に検討した結果を「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画最終報告」として、区長へ報告しました。

策定委員会の開催

第１回

日時：平成 25 年 8 月 2 日（金）14：00～16：00

議題：(1) 委員長、副委員長選任

(2) 新宿区のホームレス概況とこれまでの対策について

(3) 第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の概要と進捗状況について

(4) 第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定の方針について

(5) 第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定スケジュールについて

第２回

日時：平成 25 年 10 月 22 日（火）14：00～16：00

議題：(1) 新宿区ホームページへの会議録等の掲載について

(2) 第 1 回会議内容の確認について

(3)「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」素案の方向性について

第３回

日時：平成 26 年 8 月 4 日（月）14：00～15：40

議題：(1) 委員長、副委員長の選任

(2) 新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定状況について

(3) 今後のスケジュールについて

第４回

日時：平成 27 年 9 月 7 日（月）13：30～15：30

議題：(1) これまでの流れについて

(2) 素案について

(3) 今後のスケジュールについて

第５回

日時：平成 27 年 12 月 18 日（金）14：00～16：00

議題：(1)「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（素案）のパブリック・コメントの実施結果について

(2)「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（案）について

「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」設置要綱

平成 16 年 12 月 14 日
16 新福生庶第 556 号
改正　平成 21 年 4 月 1 日　21 新福生自第　37 号
改正　平成 25 年 5 月 22 日　25 新福生相第 343 号
改正　平成 26 年 3 月 10 日　25 新福生相第 2054 号
改正　平成 26 年 4 月 1 日　26 新福生相第 676 号

（目的及び設置）

第１条　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）第９条第２項の規定に基づき、新宿区におけるホームレスに関する問題の実状に応じた施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を改定するにあたり、学識経験者、区民、ホームレスの自立の支援等を行う民間団体等の意見を反映させるため、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、推進計画について必要な検討を行い、その結果を区長に報告する。

（組織）

第３条　策定委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。

⑴　学識経験者　２人以内
⑵　社会福祉を目的とする団体の構成員　２人以内
⑶　ホームレスの自立の支援を行う団体の構成員　３人以内
⑷　民生委員・児童委員　１人
⑸　区民　２人以内

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から第２条に規定する報告をしたときまでとする。

２　委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　策定委員会は、委員長が招集する。
２　策定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
３　策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会の設置）
第７条　委員会に、具体的事項の検討のために部会を設置することができる。
２　部会で検討した事項については、委員会に報告するものとする。
３　部会の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

（庶務）
第８条　策定委員会の庶務は、福祉部生活福祉課相談支援係において処理する。

（会議の公開）
第９条　策定委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

（委任）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は福祉部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 16 年 12 月 14 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 25 年 5 月 22 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 26 年 4 月　1 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 26 年 4 月　1 日から施行する。

「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」委員名簿

五十音順

		所　　属
1	いわた　まさみ **岩田　正美**	日本女子大学名誉教授　（平成27年4月1日～） 日本女子大学　人間社会学部教授　（～平成27年3月31日まで）
2	おおにし れん **大西　連**	特定非営利活動法人 　自立生活サポートセンター・もやい 理事長　（平成26年7月1日～） 特定非営利活動法人 　自立生活サポートセンター・もやい　（～平成26年6月30日まで）
3	おかべ　たく **岡部　卓** **（委員長）**	首都大学東京　都市教養学部教授
4	かさい　かずあき **笠井　和明**	特定非営利活動法人 　新宿ホームレス支援機構　理事長
5	さくま ひろあき **佐久間 裕章**	特定非営利活動法人 　自立支援センターふるさとの会　代表理事
6	すずき　けんいち **鈴木　謙一** **（副委員長）**	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 　自立支援センター新宿寮　施設長　（平成27年8月4日～） 社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 　自立支援センター港　寮　施設長　（～平成27年8月3日まで）
7	はら　ふみこ **原　二三子**	新宿区民生委員・児童委員　（柏木地区）
8	ますむら　きくこ **増村　喜久子**	公益社団法人 　東京社会福祉士会　理事
9	やまだ　かずお **山田　和男**	新宿区町会連合会代表 柏木地区町会連合会会長

2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

（平成十四年八月七日法律第百五号）

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四六号

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　基本方針及び実施計画（第八条・第九条）
第三章　財政上の措置等（第十条・第十一条）
第四章　民間団体の能力の活用等（第十二条―第十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条　ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一　自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三　前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

２　ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条　ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国の責務）

第五条　国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第六条　地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第七条　国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章　基本方針及び実施計画

（基本方針）

第八条　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

２　基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一　ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二　ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四　ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法 による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五　ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

３　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

（実施計画）

第九条　都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

２　前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

３　都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章　財政上の措置等

（財政上の措置等）

第十条　国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（公共の用に供する施設の適正な利用の確保）

第十一条　都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章　民間団体の能力の活用等

（民間団体の能力の活用等）

第十二条　国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

（国及び地方公共団体の連携）

第十三条　国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ホームレスの実態に関する全国調査）

第十四条　国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成二四年六月二七日法律第四六号）

この法律は、公布の日から施行する。

3 生活困窮者自立支援法

（ 平成二十五年法律第一〇五号）

目次

第一章 総則（ 第一条― 第三条）
第二章 都道府県等による支援の実施（ 第四条― 第九条）
第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（ 第十条）
第四章 雑則（ 第十一条― 第十九条）
第五章 罰則（ 第二十条― 第二十三条）
附則

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

２ この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（ 第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

３ この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4　この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5　この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（ 当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。） に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

6　この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務 ）

第三条　市（特別区を含む。）及び福祉事務所（ 社会福祉法（ 昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（ 以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関（ 次項第二号において単に「関係機関」という。） との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二　関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3　国は、都道府県及び市等（ 以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章　都道府県等による支援の実施

（生活困窮者自立相談支援事業）

第四条　都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

２　都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

３　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第五条　都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

２　前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（生活困窮者就労準備支援事業等）

第六条　都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　生活困窮者就労準備支援事業

二　生活困窮者一時生活支援事業

三　生活困窮者家計相談支援事業

四　生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

五　その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

２　第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

（市等の支弁）

第七条　次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一　第四条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二　第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三　前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四　前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

（都道府県の支弁）

第八条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一　第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二　第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三　第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四　第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

（国の負担及び補助）

第九条　国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一　第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二　第七条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三　前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四　前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

２　国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一　前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二　前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の二分の一以内

第三章　生活困窮者就労訓練事業の認定

第十条　雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

２　都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

３　都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（第十五条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

第四章　雑 則

（雇用の機会の確保）

第十一条　国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

３　公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

４　公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十二条　偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

２　前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十三条　生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十四条　租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報 告 等）

第十五条　都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要がある

と認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

２　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

３　第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提供等）

第十六条　都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

２　都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

（町村の一部事務組合等）

第十七条　町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

（大都市等の特例）

第十八条　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

（実施規定）

第十九条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰 則

第二十条　偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（ 明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十一条　第四条第三項（ 第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二　第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（検 討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）

第三条　第十条第一項の規定による認定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　生活困窮者の自立支援に関する事務

（地方財政法の一部改正）

第五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十二　生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費

（地方財政法の一部改正に伴う調整規定）

第六条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十二　生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「三十一　生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。

２　前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十一　子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とあるのは、「三十二　子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とする。

（生活保護法の一部改正）

第七条　生活保護法の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項に次の一号を加える。

六　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報

（社会福祉法の一部改正）

第八条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第九条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

（社会保険労務士法の一部改正）

第十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十三の次に次の一号を加える。

二十の二十四　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号。第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。）

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」新旧対照表（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省・国土交通省告示第１号）

新（平成 27 年基本方針）	旧（平成 25 年基本方針）
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
目次 第１　はじめに 第２　ホームレスに関する現状 　１　ホームレスの現状 　２　ホームレス対策の現状 第３　ホームレス対策の推進方策 　１　基本的な考え方 　２　各課題に対する取組方針 　３　ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針 　４　総合的かつ効果的な推進体制等 　５　基本方針のフォローアップ及び見直し 第４　都道府県等が策定する実施計画の作成指針 　１　手続についての指針 　２　実施計画に盛り込むべき施策についての指針 　３　その他	目次 第１　はじめに 第２　ホームレスに関する現状 　１　ホームレスの現状 　２　ホームレス対策の現状 第３　ホームレス対策の推進方策 　１　基本的な考え方 　２　各課題に対する取組方針 　３　ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針 　４　総合的かつ効果的な推進体制等 　５　基本方針のフォローアップ及び見直し 第４　都道府県等が策定する実施計画の作成指針 　１　手続についての指針 　２　実施計画に盛り込むべき施策についての指針 　３　その他
第１　はじめに 　ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成 14 年 8 月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成 15 年及び 19 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実	第１　はじめに 　ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成 14 年 8 月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成 15 年及び 19 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実

態調査）を踏まえ、平成15年7月及び20年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、 全国で9,576人が確認され、平成15年1月に実施された同全国調査の時点から15,720人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、ホームレスが大幅に減少してきている。一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成24年6月には、10年間の限時法であった法の期限がさらに5年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

また、平成25年12月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）の実施、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、平成27年4月1日から施行される。生活困窮者自立支援法は、生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであり、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているものについては法の趣旨・理念を踏まえつつ、基本的に生活困窮者自立支援法に基づき実施することになる。

生活困窮者自立支援法は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の生活保護受給者以外に対して包括的な支援を提供するものであることから、ホームレスも含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、あるいは就労等による自立に至る間は、生活困窮者自立支援

態調査）を踏まえ、平成15年7月及び20年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、 全国で9,576人が確認され、平成15年1月に実施された同全国調査の時点から15,720人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、ホームレスが大幅に減少してきている。一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成24年6月には、10年間の限時法であった法の期限がさらに5年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

（新設）

法による生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）をはじめとした支援が必要である。

本基本方針は、法の趣旨、平成 24 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえつつ、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、今後もよりその効果を発揮するため、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第２　ホームレスに関する現状

１　ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成 15 年よりすべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については平成 15 年、平成 19 年及び平成 24 年の概ね 5 年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を実施している。

(1)　ホームレスの数

ホームレスの数については、平成 24 年概数調査によれば、9,576 人となっており（ただし、福島県内の 9 町村については東日本大震災の影響により未実施。）、平成 15 年概数調査の 25,296 人と比べて、15,720 人（62.1%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で 2,417 人（平成 15 年概数調査においては 7,757 人）、次いで東京都が 2,368 人（同 6,361 人）となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市町村別では、全 1,742 市町村

本基本方針は、法の趣旨、平成 24 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第２　ホームレスに関する現状

１　ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成 15 年よりすべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については平成 15 年、平成 19 年及び平成 24 年の概ね 5 年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を実施している。

(1)　ホームレスの数

ホームレスの数については、平成 24 年概数調査によれば、9,576 人となっており（ただし、福島県内の 9 町村については東日本大震災の影響により未実施。）、平成 15 年概数調査の 25,296 人と比べて、15,720 人（62.1%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で 2,417 人（平成 15 年概数調査においては 7,757 人）、次いで東京都が 2,368 人（同 6,361 人）となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市町村別では、全 1,742 市町村

のうち 424 市町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が 500 人以上は 3 自治体（平成 19 年概数調査においては 7 自治体）、100 人以上は 16 自治体（同 35 自治体）であるのに対し、10 人未満は 319 自治体（同 380 自治体）と約 4 分の 3 を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成 24 年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市（仙台市を除く。）及び平成 23 年概数調査において 50 人以上のホームレスが確認された市において、全体で約 1,300 人を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は 59.3 歳（平成 19 年生活実態調査では、調査客対数が異なるものの平均年齢は 57.5 歳）であり、また、年齢分布については 65 歳以上が 29.0%（同 21.0%）となっており、ホームレスの高齢化が一層進んでいる。

イ 路上（野宿）生活の状況

(ｱ) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が 83.6%であり、このうち、「公園」が 29.7%、「河川」が 29.1%となっている。

(ｲ) 路上（野宿）生活期間については、3 年未満が 37.0%であるのに対し、5 年以上は 47.0%（10 年以上は 27.0%）となっている。これを年齢階層別にみると、高齢層（60 歳以上の者をいう。以下同じ。）ほど期間が長期化する傾向にあり、65 歳以上では 10 年以上の者が 33.6%となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係をみると、路上（野宿）生活の期間が長くなるほど「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が 3 年以上の者では、その割合は 38.8%となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が 1 年未満である者の 33.2%が、5 年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が一定程度みられた。

(ｳ) 仕事については、全体の 61.0%が仕事をしており、その内容は「廃

のうち 424 市町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が 500 人以上は 3 自治体（平成 19 年概数調査においては 7 自治体）、100 人以上は 16 自治体（同 35 自治体）であるのに対し、10 人未満は 319 自治体（同 380 自治体）と約 4 分の 3 を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成 24 年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市（仙台市を除く。）及び平成 23 年概数調査において 50 人以上のホームレスが確認された市において、全体で約 1,300 人を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は 59.3 歳（平成 19 年生活実態調査では、調査客対数が異なるものの平均年齢は 57.5 歳）であり、また、年齢分布については 65 歳以上が 29.0%（同 21.0%）となっており、ホームレスの高齢化が一層進んでいる。

イ 路上（野宿）生活の状況

(ｱ) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が 83.6%であり、このうち、「公園」が 29.7%、「河川」が 29.1%となっている。

(ｲ) 路上（野宿）生活期間については、3 年未満が 37.0%であるのに対し、5 年以上は 47.0%（10 年以上は 27.0%）となっている。これを年齢階層別にみると、高齢層（60 歳以上の者をいう。以下同じ。）ほど期間が長期化する傾向にあり、65 歳以上では 10 年以上の者が 33.6%となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係をみると、路上（野宿）生活の期間が長くなるほど「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が 3 年以上の者では、その割合は 38.8%となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が 1 年未満である者の 33.2%が、5 年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が一定程度みられた。

(ｳ) 仕事については、全体の 61.0%が仕事をしており、その内容は「廃

品回収」が77.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、1万円以上3万円未満が34.1%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が30.2%となっており、平均収入月額は約3.6万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても56.8%が収入のある仕事をしている。このように、高齢層ほど路上（野宿）生活が長期化する傾向は、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていることへの自負もその背景にあると考えられる。

ウ　路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が45.9%、製造業関係の仕事が14.6%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が42.0%と大きな割合を占め、「日雇」が25.5%、「臨時・パート・アルバイト」が23.8%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が34.1%、「倒産・失業」が28.4%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が20.4%となっている。

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が23.5%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く47.1%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が35.3%、「労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた」が17.6%、「借金取立により家を出た」が11.8%、「家庭内のいざこざ」が17.6%となっており、労働環境の変化や借金、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

エ　健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が26.2%であり、このうち治療等を受けていない者が64.3%となっている。なお、「2週間以上、毎日のように落ち込んでいた時期があった」と回答した者は

品回収」が77.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、1万円以上3万円未満が34.1%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が30.2%となっており、平均収入月額は約3.6万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても56.8%が収入のある仕事をしている。このように、高齢層ほど路上（野宿）生活が長期化する傾向は、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていることへの自負もその背景にあると考えられる。

ウ　路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が45.9%、製造業関係の仕事が14.6%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が42.0%と大きな割合を占め、「日雇」が25.5%、「臨時・パート・アルバイト」が23.8%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が34.1%、「倒産・失業」が28.4%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が20.4%となっている。

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が23.5%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く47.1%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が35.3%、「労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた」が17.6%、「借金取立により家を出た」が11.8%、「家庭内のいざこざ」が17.6%となっており、労働環境の変化や借金、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

エ　健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が26.2%であり、このうち治療等を受けていない者が64.3%となっている。なお、「2週間以上、毎日のように落ち込んでいた時期があった」と回答した者は

6.9%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

オ　福祉制度等の利用状況

(ｱ)　福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は 78.4%であり、このうち相談をしたことがある者は 38.2%となっている。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を知っている者は 65.3%であり、このうち利用したことがある者は 17.6%となっている。また、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）を知っている者は 64.4%であり、このうち利用したことがある者は 10.1%となっている。

シェルター及び自立支援センターの利用者の状況については、若年層が 44.0%、利用前の路上（野宿）生活期間では 1 ヶ月未満の者が 61.1%を占めており、高齢層における路上（野宿）生活期間が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い者が多くなっている。

また、自立支援センターの退所理由については、就労退所が 26.9%（「会社の寮・住み込み等による就労退所」が 8.2%、「アパートを確保しての就労退所」が 18.7%）を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の 28.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「病気やけが等による解雇」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」、「アパートの家賃の滞納」、「人間関係」等多面的な要因により路上に戻っている。

(ｲ)　民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く 53.2%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が 34.2%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く 40.5%となっている。

6.9%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

オ　福祉制度等の利用状況

(ｱ)　福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は 78.4%であり、このうち相談をしたことがある者は 38.2%となっている。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を知っている者は 65.3%であり、このうち利用したことがある者は 17.6%となっている。また、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）を知っている者は 64.4%であり、このうち利用したことがある者は 10.1%となっている。

シェルター及び自立支援センターの利用者の状況については、若年層が 44.0%、利用前の路上（野宿）生活期間では 1 ヶ月未満の者が 61.1%を占めており、高齢層における路上（野宿）生活期間が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い者が多くなっている。

また、自立支援センターの退所理由については、就労退所が 26.9%（「会社の寮・住み込み等による就労退所」が 8.2%、「アパートを確保しての就労退所」が 18.7%）を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の 28.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「病気やけが等による解雇」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」、「アパートの家賃の滞納」、「人間関係」等多面的な要因により路上に戻っている。

(ｲ)　民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く 53.2%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が 34.2%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く 40.5%となっている。

カ　今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く 30.5%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が 26.2%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけたい」が 11.9%となっている。

なお、年齢層が高いほど「今のままでいい」という回答が多く 65 歳以上の者では 37.0%となっている。

キ　生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は 74.7%を占めているものの、このうち、この１年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が 77.8%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は 69.9%であり、金融機関等に借金がある者は 16.0%であった。

ク　行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、仕事関連が 19.2%と最も多く、次いで住居関連が 18.5%となっている。

２　ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導並びに生活保護法による保護等の一般対策を実施している。このほか、特にホームレスを対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。また、福祉の観点からは、巡回相談等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供や職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業を実施し、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

カ　今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く 30.5%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が 26.2%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけたい」が 11.9%となっている。

なお、年齢層が高いほど「今のままでいい」という回答が多く 65 歳以上の者では 37.0%となっている。

キ　生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は 74.7%を占めているものの、このうち、この１年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が 77.8%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は 69.9%であり、金融機関等に借金がある者は 16.0%であった。

ク　行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、仕事関連が 19.2%と最も多く、次いで住居関連が 18.5%となっている。

２　ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護等の一般対策を実施している。このほか、特にホームレスを対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。また、福祉の観点からは、巡回相談等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供や職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業を実施し、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

なお、平成20年7月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（厚生労働省・国土交通省告示第1号）の策定以降、特に同年に起こったいわゆるリーマンショックの影響等に対応するため、ホームレス緊急一時宿泊事業については宿泊施設や民間賃貸住宅等の借上げによる設置形態を可能にする等、各事業について所要の拡充を図ってきたところである。

さらに、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施している各事業については、基本的に生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することとしている。具体的には、ホームレス総合相談推進事業は自立相談支援事業として、ホームレス自立支援事業は自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として、ホームレス緊急一時宿泊事業は一時生活支援事業として実施することとしている。

第３　ホームレス対策の推進方策

１　基本的な考え方

(1)　最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成24年生活実態調査においては、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、平成19年生活実態調査と同様に路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

(2)　総合的なホームレス施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつ

なお、平成20年7月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（厚生労働省・国土交通省告示第1号）の策定以降、特に同年に起こったいわゆるリーマンショックの影響等に対応するため、ホームレス緊急一時宿泊事業については宿泊施設や民間賃貸住宅等の借上げによる設置形態を可能にする等、各事業について所要の拡充を図ってきたところである。

（新設）

第３　ホームレス対策の推進方策

１　基本的な考え方

(1)　最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成24年生活実態調査においては、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、平成19年生活実態調査と同様に路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

(2)　総合的なホームレス施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつ

きめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。 特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。	きめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。 特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。
⑶　地方公共団体におけるホームレス対策の推進 地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、２の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、２の取組方針を参考としつつ、３の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。一方、国は、２の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス対策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。	⑶　地方公共団体におけるホームレス対策の推進 地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、２の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、２の取組方針を参考としつつ、３の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。一方、国は、２の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス対策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。
⑷　生活困窮者自立支援法の施行に伴うホームレス対策の更なる推進 生活困窮者自立支援法は、恒久制度としてホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、すべての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に包括的な支援を提供するものである。 平成24年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス対策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレスの実情を踏まえ、生活困窮者自立支援法の事業を適切に活用し、自立相談支援事業によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期の把握を図りつつ、必要に応じて、これ以外の一時生活支援事	（新設）

業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

２　各課題に対する取組方針

（1）　ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア　ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

イ　ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。

ウ　ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を図り、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

エ　ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレス

２　各課題に対する取組方針

（1）　ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア　ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

イ　ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。

ウ　ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を図り、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

エ　ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレス

の新たな職場への円滑な適応を促進する。	の新たな職場への円滑な適応を促進する。
オ　ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。	オ　ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。
カ　ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。	カ　ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。
キ　直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とＮＰＯ、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。	キ　直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体においてＮＰＯ等の民間団体と連携しながら、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う中間的就労（以下単に「中間的就労」という。）の場や多種多様な職種の開拓に関する情報収集及び情報提供等を行う。
ク　ホームレスの就業による自立を支援するためには、ＮＰＯ等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施において連携を図る。	ク　ホームレスの就業による自立を支援するためには、ＮＰＯ等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施において連携を図る。
(2)　安定した居住の場所の確保について ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じて就労の機会が確保されること等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。	(2)　安定した居住の場所の確保について ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じて就労の機会が確保されること等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。 ア　高齢層の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅に関わる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。 イ　民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。 (ｱ)　自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。 (ｲ)　ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。 (ｳ)　各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。 ウ　ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれ	このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。 ア　高齢層の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅に関わる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。 イ　民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。 (ｱ)　自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。 (ｲ)　ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。 (ｳ)　各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。 （新設）

のある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

(3)　保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア　ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行う等、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ　保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所、自立相談支援機関等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ　特に、結核にり患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。

エ　ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202

(3)　保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア　ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行う等、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ　保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ　特に、結核にり患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。

エ　ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法

号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

オ　保健所は、ホームレスに対する保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4)　生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア　福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第38条第2項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ　ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医等の専門職の活用を検討する。

ウ　各地方公共団体は、ＮＰＯ、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホ

（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

オ　保健所は、ホームレスに対する保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4)　生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア　福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ　ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医等の専門職の活用を検討する。

ウ　各地方公共団体は、ＮＰＯ、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶお

ームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ　自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談等を実施する機関（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)）、生活困窮者自立支援法第2条第6項の生活困窮者家計相談支援事業（以下「家計相談支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5)　ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア　ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として一体的に実施することが可能であり、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する。

(ｱ)　ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(ｲ)　ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

それがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ　相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5)　ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア　ホームレス自立支援事業について

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するホームレス自立支援事業を実施する。

(ｱ)　ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(ｲ)　ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ｳ)　ホームレス自立支援事業においては、社会生活に必要な生活習

(ｳ)　ホームレス自立支援事業においては、必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(ｴ)　自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、その再路上化を防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。また、入所期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努める。

(ｵ)　ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行う等、民間団体の活用を図る。

(ｶ)　国は、ホームレスの自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(ｷ)　自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

イ　個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分

慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(ｴ)　自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、その再路上化を防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。また、入所期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努める。

(ｵ)　ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行う等、民間団体の活用を図る。

(ｶ)　国は、ホームレスの自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(ｷ)　自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

イ　個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

(ｱ)　就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

　また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、地方公共団体においてＮＰＯ等と連携しながら、就労訓練事業の利用の機会の提供や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

　さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所していない者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(ｲ)　医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

(ｳ)　路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等、社会生活に復帰させるよう努める。

　なお、現状としては、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるように努める。

(ｴ)　若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、ＮＰＯ等と連携しながら、就労訓

(ｱ)　就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

　また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、地方公共団体においてＮＰＯ等と連携しながら、中間的就労の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

　さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(ｲ)　医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

(ｳ)　路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等、社会生活に復帰させるよう努める。

　なお、現状としては、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるように努める。

(ｴ)　若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては中間的就労に取り組んでもらうため、ＮＰＯ等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。

(ｵ)　女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立

練事業の場の推進・充実を図る。

(ｵ)　女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

(ｶ)　債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援など）などを行う家計相談支援事業の利用を促すものとする。

(ｷ)　上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6)　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者、日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともにシェルターによる当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の

支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

（新設）

(ｶ)　上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6)　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者、日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともにシェルターによる当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図

可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施する。

ウ　経済情勢の変化の中で、雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、シェルター等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、安定した住居の確保のための相談支援を行う。

エ　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

(7)　ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア　ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ｱ)　病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(ｲ)　居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。

るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施する。

ウ　経済情勢の変化の中で、雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、シェルター等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、安定した住居の確保のための相談支援を行う。

エ　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、関係機関と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

(7)　ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア　ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ｱ)　病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(ｲ)　居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。

(ｳ)　福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるととも

(ｳ)　福祉事務所、自立相談支援機関及び保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ　生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ｱ)　ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(ｲ)　ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ｳ)　居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8)　ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本

に、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ　生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ｱ)　ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(ｲ)　ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ｳ)　居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8)　ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必

でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア　ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ　人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ　自立支援センターやシェルター等のホームレスが入所する施設において、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9)　地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア　当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ　アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10)　地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア　ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ　人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ　自立支援センターやシェルター等のホームレスが入所する施設において、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9)　地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア　当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ　アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10)　地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア　パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

ア　パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

イ　地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ　緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11)　ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のＮＰＯ、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にＮＰＯ、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア　地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、ＮＰＯ、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

イ　地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や施策についての情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの要望に対して、行政担当者や専門家による協議を行う等各種の支援を行う。

ウ　また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行う等、その能力の積極的な活用を図る。

(12)　その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

イ　地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ　緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11)　ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のＮＰＯ、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にＮＰＯ、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア　地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、ＮＰＯ、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

イ　地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や施策についての情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの要望に対して、行政担当者や専門家による協議を行う等各種の支援を行う。

ウ　また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行う等、その能力の積極的な活用を図る。

(12)　その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

ア　近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の進行や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホーム

ア　近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の進行や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、このような家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという社会的孤立の問題が背景にあり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、以下のとおり地域福祉の推進を図ることが重要である。

(ｱ)　地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

(ｲ)　ＮＰＯや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、ＮＰＯ等が活動しやすい環境づくりを支援する。

(ｳ)　民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

(ｴ)　認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。

イ　若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に陥る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等、様々な要因により、そのような状況に陥っていると考えられる。 学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できる

レス問題についても、失業等に直面した場合に、このような家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという社会的孤立の問題が背景にあり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、以下のとおり地域福祉の推進を図ることが重要である。

(ｱ)　地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

(ｲ)　ＮＰＯや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、ＮＰＯ等が活動しやすい環境づくりを支援する。

(ｳ)　民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

(ｴ)　認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。

イ　若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に陥る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等、様々な要因により、そのような状況に陥っていると考えられる。 学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

よう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3　ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防ぐことが重要である。このため、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

(1)　地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきである。しかしながら、市町村レベルでほとんどホームレスがいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討する。

(2)　ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所及び自立相談支援機関だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に巡回相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。

(3)　ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあるため、既存施策の実施や充実の際には、ホームレス問題にも配慮して実施する。

4　総合的かつ効果的な推進体制等

(1)　国の役割と連携

国はホームレス対策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、又は関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

3　ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防ぐことが重要である。このため、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

(1)　地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきである。しかしながら、市町村レベルでほとんどホームレスがいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討する。

(2)　ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に巡回相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。

(3)　ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあるため、既存施策の実施や充実の際には、ホームレス問題にも配慮して実施する。

4　総合的かつ効果的な推進体制等

(1)　国の役割と連携

国はホームレス対策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、又は関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2)　地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策

(2)　地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別的かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3)　関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在であるＮＰＯ、ボランティア団体、社会福祉協議会等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受ける等、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自らが効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別的かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3)　関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在であるＮＰＯ、ボランティア団体、社会福祉協議会等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受ける等、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

５　基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については以下のとおり見直しをすることとする。

(1)　本基本方針の運営期間は、この告示の公布の日から起算して５年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。

(2)　基本方針の見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3)　基本方針の見直しに際しては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法による意見聴取手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第４　都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第９条第１項又は第２項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

１　手続についての指針

(1)　実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して５年間とする。

５　基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については以下のとおり見直しをすることとする。

(1)　本基本方針の運営期間は、この告示の公布の日から起算して５年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。

(2)　基本方針の見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3)　基本方針の見直しに際しては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法による意見聴取手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第４　都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第９条第１項又は第２項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

１　手続についての指針

(1)　実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して５年間とする。

（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）

（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）

(2)　実施計画策定前の手続

ア　現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ　基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

ウ　関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3)　実施計画の評価と次期計画の策定

ア　評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ　施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ　次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

２　実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第３の２及び３に掲げたホームレス対策の推進方策に

(2)　実施計画策定前の手続

ア　現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ　基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

ウ　関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3)　実施計画の評価と次期計画の策定

ア　評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ　施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ　次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

２　実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第３の２及び３に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で

関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。 ３　その他 　実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に際しては、1(2)ウ及び 1(3)アにより、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。 　また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。	実施する施策を記載する。 ３　その他 　実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に際しては、1(2)ウ及び 1(3)アにより、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。 　また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第３次）新旧対照表

新（東京都実施計画（第３次）（平成27年９月一部改定）

ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第３次）（平成27年９月一部改定）

目次（現行のとおり）

計画の策定に当たって

東京都が平成21年10月、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第２次）」を策定してから6年が経過します。

この間、都区共同事業による自立支援システム※の実施効果もあり、都内の路上等におけるホームレス数（国管理河川含む）は、第２次実施計画の計画期間である平成21年度の3,125人から、平成27年１月には1,498人にまで減少しました。

一方、このような路上等のホームレスの背後には、住居喪失期間は短いものの終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど、不安定な居住環境の中で路上と屋根のある場所とを行き来する層が存在しているため、雇用環境等の変化を捉えながら、引き続き積極的にホームレス対策に取り組む必要があります。

もとより、ホームレス問題は、個々の自治体の取組だけではその抜本的な解決は困難であり、第一義的には国がその責務を果たすべき課題です。そのため、都は、これまで国に対して就労・住宅・福祉などの総合的な対策の確立や自治体の取組に対する財政負担の拡充を求めてきました。

同時に、独自の取組として、住居喪失不安定就労者を支援するための生活相談・居住相談・就労相談を行う「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」を実施するなど、社会経済状況の変化に的確に対応する施策を展開しています。

平成26年６月には、これまでの施策の成果を踏まえ、今後の都のホームレス対策の方向性を示すため、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第３次）」を策定しました。

また、国は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号。以下「新法」という。）を成立させ、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成25年７月31日厚生労働省・国土交通省告示第１号）を改正したところです。

このため、本計画についても、「新法」施行後の自立支援システムの運営や国の基本方針の改正内容等を反映し、所要の改正を図ることとしました。

この計画が、ホームレスの自立に向けて真に有効に機能し、効果が発揮できるよう、都民や関係機関の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

※　「自立支援システム」とは、ホームレスの社会復帰に向け、心身の健康回復と本人の能力等の総合的な評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策です。

Ⅰ　ホームレスの現状

１　全国のホームレスの現状

国は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の制定を受けて、基本方針の策定のために「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」を、平成15年２月、19年１月及び平成24年１月に実施しています。

また、「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」は、平成19年１月以降毎年同時期に実施しています。

27年１月調査でみると、ホームレス数は全国で6,541人（対23年調査比、4,349人の減）となっており、都道府県別では、大阪府が1,657人（同、843人の減）で最大、次いで東京都が1,498人（*）（同、1,174人の減）、

旧（東京都実施計画（第３次）

ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第３次）

目次（現行のとおり）

計画の策定に当たって

東京都が平成21年10月、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第２次）」を策定してから5年が経過します。

この間、都区共同事業による自立支援システム※の実施効果もあり、都内の路上等におけるホームレス数（国管理河川含む）は、第２次実施計画の計画期間である平成21年度の3,125人から、平成25年度には1,768人にまで減少しました。

一方、このような路上等のホームレスの背後には、住居喪失期間は短いものの終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど、不安定な居住環境の中で路上と屋根のある場所とを行き来する層が存在しているため、雇用環境等の変化を捉えながら、引き続き積極的にホームレス対策に取り組む必要があります。

もとより、ホームレス問題は、個々の自治体の取組だけではその抜本的な解決は困難であり、第一義的には国がその責務を果たすべき課題です。そのため、都は、これまで国に対して就労・住宅・福祉などの総合的な対策の確立や自治体の取組に対する財政負担の拡充を求めてきました。

同時に、独自の取組として、住居喪失不安定就労者を支援するための生活相談・居住相談・就労相談を行う「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」を実施するなど、社会経済状況の変化に的確に対応する施策を展開しています。

今回、都が策定する実施計画では、「新型自立支援センター」と「自立支援住宅」を新たな核とした自立支援システムの運営や、生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進等により、ホームレスの一日も早い自立を目指すことを基本目標としています。

なお、実施に当たっては、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、最新の時点における都内のホームレスの状況を客観的に把握し、それまでに進めた施策の評価を行った上で、適宜必要な見直しを行います。

この計画が、ホームレスの自立に向けて真に有効に機能し、効果が発揮できるよう、都民や関係機関の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

※　「自立支援システム」とは、ホームレスの社会復帰に向け、心身の健康回復と本人の能力等の総合的な評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策です。

Ⅰ　ホームレスの現状

１　全国のホームレスの現状

国は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の制定を受けて、基本方針の策定のために「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」を、平成15年２月、19年１月及び平成24年１月に実施しています。

また、「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」は、平成19年１月以降毎年同時期に実施しています。

26年１月調査でみると、ホームレス数は全国で7,508人（対22年調査比、5,616人の減）となっており、都道府県別では、大阪府が1,864人（同、1,474人の減）で最大、次いで東京都が1,768人（*）（同、1,357人

以下、神奈川県 1,204 人（同、481 人の減）、愛知県 367 人（同、277 人の減）、福岡県 294 人（同、148 人の減）となり、青森県、奈良県、島根県を除く 44 都道府県でホームレスが確認されています。（* 国土交通省管理の河川分として区部 558 人及び市町村部 124 人の計 682 人を含む。）

区市町村別では、大阪市 1,527 人（同、644 人の減）、東京 23 区 1,336 人（*）（同、1,060 人の減）、横浜市 548 人（同、143 人の減）、川崎市 439 人（同、159 人の減）、名古屋市 273 人（同、173 人の減）、福岡市 183 人（同、87 人の減）、仙台市 110 人（同、20 人の減）、京都市 89 人（同、178 人の減）、北九州市 84 人（同、24 人の減）と、都市部に集中しています。

（* 東京 23 区内国土交通省管理の河川分 558 人を含む。）

2 東京都におけるホームレスの現状

(1) ホームレスの概数

東京都においては、平成 6 年度（7 年 2 月）から毎年、道路・公園・河川敷・駅舎等のホームレスの概数調査（8 年度からは夏期 8 月と冬期 1 月ないし 2 月の年 2 回調査）を行っています。

直近の 27 年 1 月調査で見ると、都内で 816 人（対前年同期比、178 人の減）となっており、そのうち区部では 778 人（対前年同期比、177 人の減）、市町村部では 38 人（対前年度同期比、1 人の減）となっています。23 区内のホームレス数の推移を見ると、冬期調査では平成 12 年 2 月の 5,521 人をピークに、夏期調査では平成 11 年 8 月の 5,798 人をピークに横ばいあるいは漸減で推移していましたが、17 年冬期調査以降、急激な減少傾向となり、現在では、調査開始以来の最低、ピーク時のおよそ七分の一になっています。

区市町村別では、台東区が 128 人で最も多く、次いで渋谷区 89 人、墨田区 81 人、新宿区 70 人となっています。市町村部では府中市の 9 人が最も多く、次いで三鷹市の 6 人となっています。

施設別では、公園（都立霊園を含む）が 411 人（50.4%）で最も多く、道路 200 人（24.5%）、河川 98 人（12.0%）、駅舎 54 人（6.6%）その他 53 人（6.5%）、となっています。

性別では、男性 789 人、女性 27 人となっています。

（いずれも、国土交通省管理の河川分を除く。）

なお、同じく 27 年 1 月調査で国土交通省管理の河川のホームレス概数は、区部合計 558 人、市町村部合計 124 人となっています。

(2) ホームレスの特徴

ホームレスになった経緯や生活状況などについて、24 年 1 月の「ホームレスの実態に関する全国調査」(*) に基づき 23 区内の特徴を見れば、以下のようになっています。

【年齢】

・ 平均年齢は 60.9 歳（19 年調査、58.9 歳）であり、年齢分布については、50 歳から 64 歳までが 51.5%（同、64.0%）また 60 歳以上でみれば 59.3%（同、47.0%）を占め、高齢化が進んでいます。

【生活の形態】

・ 生活の場所が決まっている者が 90.5%（同、80.2%）であり、このうち、生活場所としては「公園」が 33.2%（同、32.2%）、「河川」が 28.0%（同、40.1%）となっています。

【路上生活の期間】

・ 直近の路上生活期間については、「1 年未満」が 12.4%（同、16.2%）、「5 年未満」の者の合計が 45.6%（同、54.2%）である一方、「5 年以上 10 年未満」が 22.4%（同、24.8%）、「10 年以上」が 32.0%（同、21.0%）であり、長期化が進んでいます。

【仕事と収入の状況】

・ 仕事の状況としては、全体の 65.2%（同 69.2%）が仕事をしており、その種類（複数回答）は「廃品回収」77.4%（同、61.6%）、建設日雇 12.8%（同、17.1%）となっています。全国では「廃品回収」は 77.8%（同、75.5%）であり、東京 23 区の場合は全国に近い数字となっています。また、収入状況については、「1～3 万円未満」が 31.4%（同、37.7%）であるが、5 万円未満の者が全体の 71.6%（同、75.4%）を占めています。

【路上生活の直前の職業】

の減）、以下、神奈川県 1,324 人（同、490 人の減）、愛知県 380 人（同、367 人の減）、福岡県 369 人（同、245 人の減）となり、奈良県と島根県を除く 45 都道府県でホームレスが確認されています。（* 国土交通省管理の河川分として区部 626 人及び市町村部 148 人の計 774 人を含む。）

区市町村別では、大阪市 1,725 人（同、1,135 人の減）、東京 23 区 1,581 人（*）（同、1,205 人の減）、横浜市 580 人（同、130 人の減）、川崎市 490 人（同、176 人の減）、名古屋市 264 人（同、238 人の減）、福岡市 245 人（同、148 人の減）、仙台市 119 人（同、11 人の増）、京都市 113 人（同、164 人の減）、北九州市 92 人（同、49 人の減）と、都市部に集中しています。

（* 東京 23 区内国土交通省管理の河川分 626 人を含む。）

2 東京都におけるホームレスの現状

(1) ホームレスの概数

東京都においては、平成 6 年度（7 年 2 月）から毎年、道路・公園・河川敷・駅舎等のホームレスの概数調査（8 年度からは夏期 8 月と冬期 1 月ないし 2 月の年 2 回調査）を行っています。

直近の 26 年 1 月調査で見ると、都内で 994 人（対前年同期比、180 人の減）となっており、そのうち区部では 955 人（対前年同期比、162 人の減）、市町村部では 39 人（対前年度同期比、18 人の減）となっています。23 区内のホームレス数の推移を見ると、冬期調査では平成 12 年 2 月の 5,521 人をピークに、夏期調査では平成 11 年 8 月の 5,798 人をピークに横ばいあるいは漸減で推移していましたが、17 年冬期調査以降、急激な減少傾向となり、現在では、調査開始以来の最低、ピーク時のおよそ六分の一になっています。

区市町村別では、台東区が 135 人で最も多く、次いで新宿区 121 人、渋谷区 112 人、墨田区 101 人となっています。市町村部では府中市の 10 人が最も多く、次いで立川市の 6 人となっています。

施設別では、公園（都立霊園を含む）が 505 人（50.8%）で最も多く、道路 246 人（24.7%）、河川 123 人（12.4%）、駅舎 60 人（6.0%）その他 60 人（6.0%）、となっています。

性別では、男性 960 人、女性 34 人となっています。

（いずれも、国土交通省管理の河川分を除く。）

なお、同じく 26 年 1 月調査で国土交通省管理の河川のホームレス概数は、区部合計 626 人、市町村部合計 148 人となっています。

(2) ホームレスの特徴

ホームレスになった経緯や生活状況などについて、24 年 1 月の「ホームレスの実態に関する全国調査」(*) に基づき 23 区内の特徴を見れば、以下のようになっています。

【年齢】

・ 平均年齢は 60.9 歳（19 年調査、58.9 歳）であり、年齢分布については、50 歳から 64 歳までが 51.5%（同、64.0%）また 60 歳以上でみれば 59.3%（同、47.0%）を占め、高齢化が進んでいます。

【生活の形態】

・ 生活の場所が決まっている者が 90.5%（同、80.2%）であり、このうち、生活場所としては「公園」が 33.2%（同、32.2%）、「河川」が 28.0%（同、40.1%）となっています。

【路上生活の期間】

・ 直近の路上生活期間については、「1 年未満」が 12.4%（同、16.2%）、「5 年未満」の者の合計が 45.6%（同、54.2%）である一方、「5 年以上 10 年未満」が 22.4%（同、24.8%）、「10 年以上」が 32.0%（同、21.0%）であり、長期化が進んでいます。

【仕事と収入の状況】

・ 仕事の状況としては、全体の 65.2%（同 69.2%）が仕事をしており、その種類（複数回答）は「廃品回収」77.4%（同、61.6%）、建設日雇 12.8%（同、17.1%）となっています。全国では「廃品回収」は 77.8%（同、75.5%）であり、東京 23 区の場合は全国に近い数字となっています。また、収入状況については、「1～3 万円未満」が 31.4%（同、37.7%）であるが、5 万円未満の者が全体の 71.6%（同、75.4%）を占めています。

【路上生活の直前の職業】

・　路上生活の直前の職業は、建設関係の仕事が 48.7%（同、51.0%）で半数を占め、生産工程・製造作業 15.2%（同、11.5%）、サービス業 9.3%（同、10.5%）と続いています。

【路上生活に至った理由】

・　路上生活に至った理由（複数回答）は「仕事が減った」が 33.0%（同、35.8%）と最も多く、「倒産・失業」28.2%（同、27.2%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」21.7%（同、23.9%）と続いています。

【健康状態】

・　健康状態は、約 3 割の者が身体の具合が悪いと答えており、このうち、治療を受けていない者が 68.2%（同、69.5%）にのぼっています。

【福祉制度等の利用状況】

・　福祉制度等の利用状況は、これまでに巡回相談員に会ったことがある者が全体の 77.2%（同、47.0%）。緊急一時保護センターを知っている者が 75.3%（同、76.3%）、知っており利用したことがある者が 10.1%（同、19.8%）です。一方、自立支援センターを知っている者が 64.0%（同、67.3%）、知っており利用したことがある者が 8.2%（同、9.4%）です。これまでに生活保護を受けたことがある者は全体の 29.0%（同、30.7%）で、保護を受けたことがある者のうちでは、入院治療が 46.6%（同、50.3%）、宿泊所や簡易宿所での保護が 35.9%（同、26.8%）、保護施設等での保護が 18.5%（同、15.0%）と続いています（複数回答）。

【自立に向けた今後の展望】

・　自立に向けた今後の希望は、「アパートに住み、就職して自活したい」という者が 25.4%（同、「きちんと就職して働きたい」34.5%）であるのに対し、「今のままでいい」という者が 35.2%（同、21.1%）となっています。

【家族関係】

・　家族関係は、結婚していた者（離婚・死別を含む。）が 36.6%（同、40.3%）ですが、この一年間で家族・親族と連絡がない者が 76.8%（同、78.6%）となっています。

＊「平成24年　ホームレスの実態に関する全国調査」
実施時期：平成24年1月16日から25日
調査対象：東京都では23区内のホームレスを対象とし、359人に面接を行った。
調査方法：129人の調査員が、公園や河川などの居住場所を基点として個別面接の方法により実施

Ⅱ　ホームレス対策の現状

1　国における取組状況

大都市を中心にホームレスが急増し、大きな社会問題化する中で、国は、東京や大阪をはじめとする自治体などからの法制度やそれに基づいた各種施策の確立等の強い要望を受け、ホームレス対策の検討に乗り出しました。

平成 11 年 2 月、内閣内政審議室及び厚生・労働・建設・自治・警察の５省庁と東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市及び新宿区で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置されました。その後、国は平成 12 年度に自立支援事業を新たに創設し、さらに、緊急一時宿泊施設の創設などを予算化しました。

平成 14 年 8 月、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。この法律は、施策の目標、国及び地方公共団体の責務、基本方針及

・　路上生活の直前の職業は、建設関係の仕事が 48.7%（同、51.0%）で半数を占め、生産工程・製造作業 15.2%（同、11.5%）、サービス業 9.3%（同、10.5%）と続いています。

【路上生活に至った理由】

・　路上生活に至った理由（複数回答）は「仕事が減った」が 33.0%（同、35.8%）と最も多く、「倒産・失業」28.2%（同、27.2%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」21.7%（同、23.9%）と続いています。

【健康状態】

・　健康状態は、約 3 割の者が身体の具合が悪いと答えており、このうち、治療を受けていない者が 68.2%（同、69.5%）にのぼっています。

【福祉制度等の利用状況】

・　福祉制度等の利用状況は、これまでに巡回相談員に会ったことがある者が全体の 77.2%（同、47.0%）。緊急一時保護センターを知っている者が 75.3%（同、76.3%）、知っており利用したことがある者が 10.1%（同、19.8%）です。一方、自立支援センターを知っている者が 64.0%（同、67.3%）、知っており利用したことがある者が 8.2%（同、9.4%）です。これまでに生活保護を受けたことがある者は全体の 29.0%（同、30.7%）で、保護を受けたことがある者のうちでは、入院治療が 46.6%（同、50.3%）、宿泊所や簡易宿所での保護が 35.9%（同、26.8%）、保護施設等での保護が 18.5%（同、15.0%）と続いています（複数回答）。

【自立に向けた今後の展望】

・　自立に向けた今後の希望は、「アパートに住み、就職して自活したい」という者が 25.4%（同、「きちんと就職して働きたい」34.5%）であるのに対し、「今のままでいい」という者が 35.2%（同、21.1%）となっています。

【家族関係】

・　家族関係は、結婚していた者（離婚・死別を含む。）が 36.6%（同、40.3%）ですが、この一年間で家族・親族と連絡がない者が 76.8%（同、78.6%）となっています。

＊「平成24年　ホームレスの実態に関する全国調査」
実施時期：平成24年1月16日から25日
調査対象：東京都では23区内のホームレスを対象とし、359人に面接を行った。
調査方法：129人の調査員が、公園や河川などの居住場所を基点として個別面接の方法により実施

Ⅱ　ホームレス対策の現状

1　国における取組状況

大都市を中心にホームレスが急増し、大きな社会問題化する中で、国は、東京や大阪をはじめとする自治体などからの法制度やそれに基づいた各種施策の確立等の強い要望を受け、ホームレス対策の検討に乗り出しました。

平成 11 年 2 月、内閣内政審議室及び厚生・労働・建設・自治・警察の５省庁と東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市及び新宿区で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置されました。その後、国は平成 12 年度に自立支援事業を新たに創設し、さらに、緊急一時宿泊施設の創設などを予算化しました。

平成 14 年 8 月、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。この法律は、施策の目標、国及び地方公共団体の責務、基本方針及

び実施計画の策定等について定めています。平成 24 年 6 月には、10 年間の時限法であった法の期限が平成 29 年８月までさらに５年間延長されました。

国は、この法律に基づき、平成 15 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。この基本方針は、運用期間が 5 か年であり、平成 20 年 7 月、平成 25 年 7 月に改定されています。

【基本方針改定のポイント（平成 25 年 7 月）】

・ 固定・定着化が進む高齢層に対する支援

粘り強い相談支援により、社会生活に復帰させるよう努める。現状としては、一度ホームレスになりその期間が長期化した場合、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り、路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるように努める。

・ 若年層に対する支援

直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうため、ＮＰＯ等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。

また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進する。

・ 再路上化への対応

就労によりアパート等を確保したことにより、路上（野宿）生活を脱した後、再度、路上（野宿）生活に戻ることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点からも見守り支援等に取組む。

平成 27 年 3 月、「新法」の施行に伴い、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等について、特措法の趣旨・理念を踏まえつつ、「新法」に基づく事業として実施することとなり、「基本方針」は 5 か年の運用期間満了前に改定されました。

【基本方針改正の主な内容（平成 27 年 3 月）】

・ 新法は、ホームレスを含む生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであるため、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等について、特措法の趣旨・理念を踏まえつつ、新法に基づく事業として実施すること。

・ 平成 24 年 6 月に特措法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス対策に着実に取り組む観点から、各地域の実情を踏まえ、新法の自立相談支援事業によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期の把握を図りつつ、必要に応じて一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上にホームレス支援の効果を発揮することが求められること。

【国のホームレス対策事業（平成 27 年度）】

＜ホームレス総合相談推進事業＞

行政、民間団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行います。また、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施します。

なお、本事業は新法に基づく自立相談支援事業として実施します。

び実施計画の策定等について定めています。平成 24 年 6 月には、10 年間の時限法であった法の期限が平成 29 年８月までさらに５年間延長されました。

国は、この法律に基づき、平成 15 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。この基本方針は、運用期間が 5 か年であり、平成 20 年 7 月、平成 25 年 7 月に改定されています。

【基本方針改定のポイント（平成 25 年 7 月）】

・ 固定・定着化が進む高齢層に対する支援

粘り強い相談支援により、社会生活に復帰させるよう努める。現状としては、一度ホームレスになりその期間が長期化した場合、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り、路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるように努める。

・ 若年層に対する支援

直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうため、ＮＰＯ等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。

また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進する。

・ 再路上化への対応

就労によりアパート等を確保したことにより、路上（野宿）生活を脱した後、再度、路上（野宿）生活に戻ることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点からも見守り支援等に取組む。

【国のホームレス対策事業（平成 25 年度）】

＜ホームレス総合相談推進事業＞

行政、民間団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行います。また、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施します。

<ホームレス自立支援事業>

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を実施します。

なお、本事業は新法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施します。

<ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）>

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスの健康状態の悪化の防止等のため、緊急一時的な宿泊場所を提供します。

なお、本事業は新法に基づく一時生活支援事業として実施します。

<ホームレス能力活用推進事業>

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や廃品回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を実施します。

<ＮＰＯ等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業>

巡回相談、緊急一時的な宿泊所の提供、相談・指導等の事業を実施するＮＰＯ等民間団体と連携し、これらの事業を一体的に実施します。

<ホームレス保健サービス支援事業>

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所等の窓口や巡回による血圧測定、尿・血液検査、健康相談及び健康情報の提供等を実施します。

<自立の支援等に関する就職支援ナビゲーター等の配置>

自立支援センター及び自立支援センター設置地域の公共職業安定所に就職支援ナビゲーターを配置し、ホームレス等に対しきめ細かな職業相談や求人情報の提供、心理的サポート、職業定着指導等を実施します。

<自立の支援等に関する就業開拓推進員の配置>

自立支援センター設置地域の公共職業安定所等に求人者支援員を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行います。

また、事業主に対する啓発活動を実施します。

<日雇労働者等技能講習事業>

日雇労働者及びホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施し、就業機会の確保を図ります。

<トライアル雇用事業>

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用への移行を希望する日雇労働者を対象に、事業所における一定期間の試行雇用（試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給）により、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげます。

<ホームレス等就業支援事業>

就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために、就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を実施します。

2　東京都における取組状況

(1) 都区共同の取組状況

ホームレス問題については、ホームレス自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、そのためには、ホームレス個々のニーズに応じた支援プログラムが用意される必要があります。

<ホームレス自立支援事業>

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を実施します。

<ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）>

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスの健康状態の悪化の防止等のため、緊急一時的な宿泊場所を提供します。

<ホームレス能力活用推進事業>

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や廃品回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を実施します。

<ＮＰＯ等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業>

巡回相談、緊急一時的な宿泊所の提供、相談・指導等の事業を実施するＮＰＯ等民間団体と連携し、これらの事業を一体的に実施します。

<ホームレス保健サービス支援事業>

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所等の窓口や巡回による血圧測定、尿・血液検査、健康相談及び健康情報の提供等を実施します。

<自立の支援等に関する就職支援ナビゲーター等の配置>

自立支援センター及び自立支援センター設置地域の公共職業安定所に就職支援ナビゲーターを配置し、ホームレス等に対しきめ細かな職業相談や求人情報の提供、心理的サポート、職業定着指導等を実施します。

<自立の支援等に関する就業開拓推進員の配置>

自立支援センター設置地域の公共職業安定所等に求人者支援員を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行います。

また、事業主に対する啓発活動を実施します。

<日雇労働者等技能講習事業>

日雇労働者及びホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施し、就業機会の確保を図ります。

<トライアル雇用事業>

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用への移行を希望する日雇労働者を対象に、事業所における一定期間の試行雇用（試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給）により、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげます。

<ホームレス等就業支援事業>

就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために、就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を実施します。

2　東京都における取組状況

(1) 23区の取組状況

ホームレス問題については、ホームレス自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、そのためには、ホームレス個々のニーズに応じた支援プログラムが用意される必要があります。

東京都は、平成12年度から、23区との共同により自立支援事業を開始し、これまでの応急援護中心の対策から長期的かつ総合的な対策へ転換しました。平成13年3月には、一般によく知られていなかった東京のホームレスの実態を初めて明らかにし、今後進めていくべき対策について、福祉施策を中心に基本的方向を示した「ホームレス白書」をまとめました。平成13年8月には、全国に先駆けて、緊急一時保護センター、自立支援センターによる一貫した処遇システム、いわゆる自立支援システムを構築しました。

平成16年6月から、自立支援システムや生活保護の適用などでは対応が難しいホームレスに対する新たな取組として、「ホームレス地域生活移行支援事業」を開始しました。（平成19年度末で新規の事業利用は終了。）

平成17年9月、路上生活を余儀なくされていた人を対象に、就労自立に向けた支援を行う「東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）」を設立しました。

平成18年度から、ホームレスが起居する場所を巡回して面接相談を実施し、状況把握及び事業等の紹介・利用あっせんを行う「巡回相談事業」を、緊急一時保護センターを拠点として開始しました。

平成20年度から、自立支援センターを就労自立退所した者等について、地域生活を継続し再び路上生活に戻らないようにすることを目的として、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援等のアフターケアを行う「地域生活継続支援事業」を、自立支援センターを拠点として体系的に開始しました。

平成22年度から、効果・効率の観点から緊急一時保護センターと自立支援センターの機能を統合した新型自立支援センターへの順次移行を開始しました。（平成24年度中に5ブロック全てで新型化が完了）

【都区のホームレス対策の経緯】

平成6年	2月	路上生活者対策・都区検討会設置
	9月	都区検討会「中間報告」
7年	2月	「路上生活者概数調査」開始（都） （昼間の目視調査、以降8年2月・8月と年2回の実施、14年2月からは多摩地域も対象とした。また、同8月から国管理河川のデータも参考値として反映させた。）
8年	7月	都区検討会「最終報告」
	8月	都区検討会の最終報告を受けて施策検討開始
10年	4月	路上生活者対策事業の要綱制定検討委員会設置
12年	7月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」締結 路上生活者対策事業実施大綱・要綱制定 （自立支援事業の開始、応急援護から自立支援へのシフト）
	11月	自立支援センター「台東寮」開設 自立支援センター「新宿寮」開設
13年	3月	東京ホームレス白書発表（都）
	4月	自立支援センター「豊島寮」開設
	8月	都区共同の一貫した自立支援システムを構築 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正

東京都は、平成12年度から、23区との共同により自立支援事業を開始し、これまでの応急援護中心の対策から長期的かつ総合的な対策へ転換しました。平成13年3月には、一般によく知られていなかった東京のホームレスの実態を初めて明らかにし、今後進めていくべき対策について、福祉施策を中心に基本的方向を示した「ホームレス白書」をまとめました。平成13年8月には、全国に先駆けて、緊急一時保護センター、自立支援センターによる一貫した処遇システム、いわゆる自立支援システムを構築しました。

平成16年6月から、自立支援システムや生活保護の適用などでは対応が難しいホームレスに対する新たな取組として、「ホームレス地域生活移行支援事業」を開始しました。（平成19年度末で新規の事業利用は終了。）

平成17年9月、路上生活を余儀なくされていた人を対象に、就労自立に向けた支援を行う「東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）」を設立しました。

平成18年度から、ホームレスが起居する場所を巡回して面接相談を実施し、状況把握及び事業等の紹介・利用あっせんを行う「巡回相談事業」を、緊急一時保護センターを拠点として開始しました。

平成20年度から、自立支援センターを就労自立退所した者等について、地域生活を継続し再び路上生活に戻らないようにすることを目的として、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援等のアフターケアを行う「地域生活継続支援事業」を、自立支援センターを拠点として体系的に開始しました。

平成22年度から、効果・効率の観点から緊急一時保護センターと自立支援センターの機能を統合した新型自立支援センターへの順次移行を開始しました。（平成24年度中に5ブロック全てで新型化が完了）

【都区のホームレス対策の経緯】

平成6年	2月	路上生活者対策・都区検討会設置
	9月	都区検討会「中間報告」
7年	2月	「路上生活者概数調査」開始（都） （昼間の目視調査、以降8年2月・8月と年2回の実施、14年2月からは多摩地域も対象とした。また、同8月から国管理河川のデータも参考値として反映させた。）
8年	7月	都区検討会「最終報告」
	8月	都区検討会の最終報告を受けて施策検討開始
10年	4月	路上生活者対策事業の要綱制定検討委員会設置
12年	7月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」締結 路上生活者対策事業実施大綱・要綱制定 （自立支援事業の開始、応急援護から自立支援へのシフト）
	11月	自立支援センター「台東寮」開設 自立支援センター「新宿寮」開設
13年	3月	東京ホームレス白書発表（都）
	4月	自立支援センター「豊島寮」開設
	8月	都区共同の一貫した自立支援システムを構築 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正

（緊急一時保護センター、自立支援センター等を核にした自立支援システムを構築）

11月　緊急一時保護センター「大田寮」開設

14年　3月　自立支援センター「墨田寮」開設

8月　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行（国）

15年　2月　ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）

3月　緊急一時保護センター「板橋寮」開設

7月　ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（国）

16年　2月　「ホームレス地域生活移行支援事業」を都区共同で実施することを決定

3月　緊急一時保護センター「江戸川寮」開設

3月　自立支援センター「渋谷寮」開設

6月　「ホームレス地域生活移行支援事業」開始

7月　ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画策定（都）

17年　2月　緊急一時保護センター「荒川寮」開設

4月　都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正

路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正

（地域生活移行支援事業を追加）

8月　緊急一時保護センター「千代田寮」開設

（23区内に計10か所の施設設置完了）

9月　「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」（愛称：東京ジョブステーション）の設置（行政・民間・ＮＰＯ法人・都民等が参画）

10月　自立支援センター「中央寮」開設（「新宿寮」閉鎖）

10月　自立支援センター「北寮」開設（「台東寮」閉鎖）

18年　4月　都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正

路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正

（公園等現地へ出向いての面接相談、また地域で自立生活を送る元利用者へのアフターフォローを行う「巡回相談事業」追加）

4月　自立支援センター「杉並寮」開設（「豊島寮」閉鎖）

11月　緊急一時保護センター「世田谷寮」開設（「大田寮」閉鎖）

19年　1月　ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）

2月　自立支援センター「葛飾寮」開設（「墨田寮」閉鎖）

5月　東京ホームレス白書Ⅱ発表（都）

8月　「路上生活者対策事業の再構築について」策定

（効果・効率の観点から緊急・自立両センターの統合、自立支援住宅（借上げ住宅）の設置等）

（緊急一時保護センター、自立支援センター等を核にした自立支援システムを構築）

11月　緊急一時保護センター「大田寮」開設

14年　3月　自立支援センター「墨田寮」開設

8月　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行（国）

15年　2月　ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）

3月　緊急一時保護センター「板橋寮」開設

7月　ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（国）

16年　2月　「ホームレス地域生活移行支援事業」を都区共同で実施することを決定

3月　緊急一時保護センター「江戸川寮」開設

3月　自立支援センター「渋谷寮」開設

6月　「ホームレス地域生活移行支援事業」開始

7月　ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画策定（都）

17年　2月　緊急一時保護センター「荒川寮」開設

4月　都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正

路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正

（地域生活移行支援事業を追加）

8月　緊急一時保護センター「千代田寮」開設

（23区内に計10か所の施設設置完了）

9月　「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」（愛称：東京ジョブステーション）の設置（行政・民間・ＮＰＯ法人・都民等が参画）

10月　自立支援センター「中央寮」開設（「新宿寮」閉鎖）

10月　自立支援センター「北寮」開設（「台東寮」閉鎖）

18年　4月　都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正

路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正

（公園等現地へ出向いての面接相談、また地域で自立生活を送る元利用者へのアフターフォローを行う「巡回相談事業」追加）

4月　自立支援センター「杉並寮」開設（「豊島寮」閉鎖）

11月　緊急一時保護センター「世田谷寮」開設（「大田寮」閉鎖）

19年　1月　ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）

2月　自立支援センター「葛飾寮」開設（「墨田寮」閉鎖）

5月　東京ホームレス白書Ⅱ発表（都）

8月　「路上生活者対策事業の再構築について」策定

（効果・効率の観点から緊急・自立両センターの統合、自立支援住宅（借上げ住宅）の設置等）

20年	3月	緊急一時保護センター「練馬寮」開設（「板橋寮」閉鎖）
	4月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 （「路上生活者対策事業の再構築」を反映） 自立支援事業の一環として、「地域生活移行支援」（自立支援住宅による支援）をモデル事業として第1、2ブロックで開始
	7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定）（国）
21年	3月	緊急一時保護センター「江東寮」開設（「江戸川寮」閉鎖）
	3月	自立支援センター「品川寮」開設（「渋谷寮」閉鎖）
	4月	自立支援住宅をモデル事業として全ブロックで実施
	10月	ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第2次）策定（都）
	12月	「緊急一時宿泊事業」を開始。
22年	1月	緊急一時保護センター「文京寮」開設（「荒川寮」閉鎖）
	8月	緊急一時保護センター「港寮」開設（「千代田寮」閉鎖）
	9月	自立支援センター「中央寮」閉鎖
	10月	緊急一時保護センター「港寮」及び「文京寮」が新型自立支援センターに移行（「北寮」閉鎖）
23年	3月	自立支援センター「中野寮」開設（23年4月「杉並寮」閉鎖）
	11月	自立支援センター「品川寮」が新型自立支援センターに移行（「世田谷寮」閉鎖）
24年	1月	ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）
	2月	「路上生活者対策事業の今後の展開について」検討結果報告とりまとめ （路上生活者対策施設の2巡目設置の検討等）
	3月	緊急一時保護センター「江東寮」が新型自立支援センターに移行（「葛飾寮」閉鎖）
	6月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を5年間延長（国）
25年	2月	自立支援センター「中野寮」が新型自立支援センターに移行（25年3月「練馬寮」閉鎖）
	7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定）（国）
26年	3月	自立支援センター「足立寮」開設（26年3月「江東寮」閉

20年	3月	緊急一時保護センター「練馬寮」開設（「板橋寮」閉鎖）
	4月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 （「路上生活者対策事業の再構築」を反映） 自立支援事業の一環として、「地域生活移行支援」（自立支援住宅による支援）をモデル事業として第1、2ブロックで開始
	7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定）（国）
21年	3月	緊急一時保護センター「江東寮」開設（「江戸川寮」閉鎖）
	3月	自立支援センター「品川寮」開設（「渋谷寮」閉鎖）
	4月	自立支援住宅をモデル事業として全ブロックで実施
	10月	ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第2次）策定（都）
	12月	「緊急一時宿泊事業」を開始。
22年	1月	緊急一時保護センター「文京寮」開設（「荒川寮」閉鎖）
	8月	緊急一時保護センター「港寮」開設（「千代田寮」閉鎖）
	9月	自立支援センター「中央寮」閉鎖
	10月	緊急一時保護センター「港寮」及び「文京寮」が新型自立支援センターに移行（「北寮」閉鎖）
23年	3月	自立支援センター「中野寮」開設（23年4月「杉並寮」閉鎖）
	11月	自立支援センター「品川寮」が新型自立支援センターに移行（「世田谷寮」閉鎖）
24年	1月	ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）
	2月	「路上生活者対策事業の今後の展開について」検討結果報告とりまとめ （路上生活者対策施設の2巡目設置の検討等）
	3月	緊急一時保護センター「江東寮」が新型自立支援センターに移行（「葛飾寮」閉鎖）
	6月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を5年間延長（国）
25年	2月	自立支援センター「中野寮」が新型自立支援センターに移行（25年3月「練馬寮」閉鎖）
	7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定）（国）

鎖）

3月　自立支援センター「目黒寮」開設（26年3月「品川寮」閉鎖）

6月　ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）策定（都）

27年　1月　自立支援センター「台東寮」開設（27年1月「文京寮」閉鎖）

8月　自立支援センター「新宿寮」開設（27年8月「港寮」閉鎖）

(2) 区独自の取組状況

区部においては、都区共同の自立支援システムの運営のほか、健康、法律及びアルコール等に関する専門相談や、シャワー・洗濯機の利用提供など、独自の施策を展開している区もあります。

このほか、平成27年3月現在、8区で区独自の応急援護を実施しています。

(3) 市町村の取組状況

市町村部においては、平成14年2月に初めて路上生活者概数調査を実施し、176人のホームレスが確認されました。翌年同期の調査で212人に増加しましたが、これをピークとして多少の増減をしつつも全体としては減少傾向となり、平成27年1月の調査では調査開始以来最も少ない、38人にまで減少しました。

（国土交通省管理河川分を除く。）

市部においては、繁華街や大規模公園のある市及び多摩川を除き、区部のように中心部から周辺部まで広範囲にわたってホームレスがいるという実態になっていません。

このため、社会福祉法に規定する民間の無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）（平成26年8月現在178か所、定員計5,466人）等を活用した生活保護の適用や、応急援護の実施等によって対応しています。また、国や都の補助金を活用して、巡回相談事業に取り組む市もあります。

(4) その他の取組状況

「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」への対策としては、平成20年4月に、インターネットカフェや漫画喫茶等に寝泊りする不安定就労者等への支援として、住居喪失不安定就労者サポートセンター「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」を開設しました。

また、平成21年3月に、雇止め等による離職者への支援として、介護人材育成確保緊急対策事業「ＴＯＫＹＯチャレンジ介護」を開始しました。

「ＴＯＫＹＯチャレンジ介護」は平成２２年度末に終了・再構築し、平成２３年度より「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」において「介護職支援コース」として実施しています。

Ⅲ　ホームレス問題の解決に向けて

1　計画の位置づけ

(1) 計画改定の基本的方針

平成21年策定の実施計画は、5年間の計画期間を満了しました。

この間ホームレス対策事業による成果をあげながら、「住居喪失不安定就労者」や「派遣労働者の雇止め等による離職者」等の「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する新たな施策も実施してきました。

国の基本方針では、実施計画を策定する場合には、「福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携」して、基本方針に掲げた「各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体が独自で実施する施策」を計画に記載するものとされています。今回の改定に当たり、具体的には、改定前の実施計画の項目を基に、所要の修正を加えていくものとします。

(2) 市町村の取組状況

市町村部においては、平成14年2月に初めて路上生活者概数調査を実施し、176人のホームレスが確認されました。翌年同期の調査で212人に増加しましたが、これをピークとして多少の増減をしつつも全体としては減少傾向となり、平成25年8月の調査では調査開始以来最も少ない、45人にまで減少しました。

（国土交通省管理河川分を除く。）

市部においては、繁華街や大規模公園のある市及び多摩川を除き、区部のように中心部から周辺部まで広範囲にわたってホームレスがいるという実態になっていません。

このため、社会福祉法に規定する民間の無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）（平成25年8月現在38か所、定員計1,468人）等を活用した生活保護の適用や、応急援護の実施等によって対応しています。また、国や都の補助金を活用して、巡回相談事業に取り組む市もあります。

(3) その他の取組状況

「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」への対策としては、平成20年4月に、インターネットカフェや漫画喫茶等に寝泊りする不安定就労者等への支援として、住居喪失不安定就労者サポートセンター「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」を開設しました。

また、平成21年3月に、雇止め等による離職者への支援として、介護人材育成確保緊急対策事業「ＴＯＫＹＯチャレンジ介護」を開始しました。

「ＴＯＫＹＯチャレンジ介護」は平成２２年度末に終了・再構築し、平成２３年度より「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」において「介護職支援コース」として実施しています。

Ⅲ　ホームレス問題の解決に向けて

1　計画の位置づけ

(1) 計画改定の基本的方針

平成21年策定の実施計画は、5年間の計画期間を満了しました。

この間ホームレス対策事業による成果をあげながら、「住居喪失不安定就労者」や「派遣労働者の雇止め等による離職者」等の「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する新たな施策も実施してきました。

国の基本方針では、実施計画を策定する場合には、「福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携」して、基本方針に掲げた「各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体が独自で実施する施策」を計画に記載するものとされています。今回の改定に当たり、具体的には、改定前の実施計画の項目を基に、所要の修正を加えていくものとします。

○　自立支援システム等の事業成果と、国が基本方針で示した事項を踏まえ、今後のホームレス対策の方向性を示すものとします。

○　福祉・保健、就労、住宅、人権問題など総合的な施策を盛り込んだ計画とします。

○　自立支援システムの活用が難しい就労困難者、高齢者、女性など個々の対象者の状況に応じた支援策を検討します。

○　ホームレスではないが、住居喪失不安定就労者など「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する施策を盛り込みます。

(2) 計画期間

平成25年7月の国の基本方針がその運用期間を5年間としていることから、実施計画の計画期間は、平成26年度から30年度までの5年間とします。

なお、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、必要な改定を図ることとします。

(3) 基本目標

「新型自立支援センター」や「自立支援住宅」を核とした「自立支援システム」の運用及び生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進により、ホームレスの一日も早い自立と、住居喪失不安定就労者や離職者など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者がホームレスになることなく安定した生活を営めることを目指します。

2　具体的な対策の推進

(1) 自立支援システムの運営

ア　現状と課題

○　都と特別区は、全国に先駆け、都区共同の一貫した自立支援システムの構築に取り組んできました。

○　平成１２年１１月から平成２２年９月までは、２３区を５ブロックに分け、各ブロックにホームレスを保護する「緊急一時保護事業」（第１ステップ）を実施する「緊急一時保護センター」と、社会復帰を促す「自立支援事業」（第２ステップ）を実施する「自立支援センター」を１か所ずつ設置（5年ごとの各区持ち回り方式）してきました。

○　平成２２年１０月からは、「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した「新型自立支援センター」への移行を開始し、平成２５年２月に５ブロック全てで新型化が完了しました。（5年ごとの各区持ち回り方式）

○　「緊急一時保護事業」では、ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、「自立支援事業」への移行など能力に応じた支援方針を決定しています。（利用期間：原則２週間以内、但し２週間以内の延長可）

○　「自立支援事業」では、「緊急一時保護事業」利用者のうち、就労意欲があり、心身とも就労に支障がない者に対し、職業相談、就労指導等を行い、就労による自立を支援しています。（利用期間：緊急一時保護事業の利用開始から通算して6ヶ月（自立支援住宅利用を含む））

○　新型自立支援センターは、入所の早い段階から一貫した就労支援を行い、緊急一時保護センターと自立支援センターの2つの施設を通じて支援を行う「従来型」よりも就労自立の促進に効果があがっています。

〔就労自立率の実績（平成22年10月～25年3月〕

従来型自立支援センター：２３％⇒新型自立支援センター：３２％

※就労自立率：緊急一時保護事業利用者のうち自立支援事業に移行して就労自立した者の割合

また、新型自立支援センターでは、自立支援センターに附属する施設として各ブロック内に50戸の自立支援住宅（借り上げアパート）を確保し、就労を開始した利用者が地域生活を訓練する場としています。

○　自立支援システム等の事業成果と、国が基本方針で示した事項を踏まえ、今後のホームレス対策の方向性を示すものとします。

○　福祉・保健、就労、住宅、人権問題など総合的な施策を盛り込んだ計画とします。

○　自立支援システムの活用が難しい就労困難者、高齢者、女性など個々の対象者の状況に応じた支援策を検討します。

○　ホームレスではないが、住居喪失不安定就労者など「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する施策を盛り込みます。

(2) 計画期間

平成25年7月の国の基本方針がその運用期間を5年間としていることから、実施計画の計画期間は、平成26年度から30年度までの5年間とします。

なお、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、必要な改定を図ることとします。今後、生活困窮者自立支援法の施行に伴い国の基本方針が改定された場合も、同様とします。

(3) 基本目標

「新型自立支援センター」や「自立支援住宅」を核とした「自立支援システム」の運用及び生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進により、ホームレスの一日も早い自立と、住居喪失不安定就労者や離職者など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者がホームレスになることなく安定した生活を営めることを目指します。

2　具体的な対策の推進

(1) 自立支援システムの運営

ア　現状と課題

○　都と特別区は、全国に先駆け、都区共同の一貫した自立支援システムの構築に取り組んできました。

○　平成１２年１１月から平成２２年９月までは、２３区を５ブロックに分け、各ブロックにホームレスを保護する「緊急一時保護事業」（第１ステップ）を実施する「緊急一時保護センター」と、社会復帰を促す「自立支援事業」（第２ステップ）を実施する「自立支援センター」を１か所ずつ設置（5年ごとの各区持ち回り方式）してきました。

○　平成２２年１０月からは、「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した「新型自立支援センター」への移行を開始し、平成２５年２月に５ブロック全てで新型化が完了しました。（5年ごとの各区持ち回り方式）

○　「緊急一時保護事業」では、ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、「自立支援事業」への移行など能力に応じた支援方針を決定しています。（利用期間：原則２週間以内、但し２週間以内の延長可）

○　「自立支援事業」では、「緊急一時保護事業」利用者のうち、就労意欲があり、心身とも就労に支障がない者に対し、職業相談、就労指導等を行い、就労による自立を支援しています。（利用期間：緊急一時保護事業の利用開始から通算して6ヶ月（自立支援住宅利用を含む））

○　新型自立支援センターは、入所の早い段階から一貫した就労支援を行い、緊急一時保護センターと自立支援センターの2つの施設を通じて支援を行う「従来型」よりも就労自立の促進に効果があがっています。

〔就労自立率の実績（平成22年10月～25年3月〕

従来型自立支援センター：２３％⇒新型自立支援センター：３２％

※就労自立率：緊急一時保護事業利用者のうち自立支援事業に移行して就労自立した者の割合

また、新型自立支援センターでは、自立支援センターに附属する施設として各ブロック内に50戸の自立支援住宅（借り上げアパート）を確保し、就労を開始した利用者が地域生活を訓練する場としています。

○　自立支援事業の利用者の 49%が就労自立をしており（平成 24 年度末までの累計）、都区共同の自立支援システムは、成果を挙げています。

○　自立支援センターを就労自立により退所し地域生活を送っている利用者も、失職など何らかのきっかけで生活に困窮することがあり、再び路上生活に戻ることのないよう、訪問相談等のアフターケアを実施しています。（利用期間：退所後１年間）

○　路上生活の女性・家族等への対応

女性や家族のホームレスに対しては、厚生関係施設等を活用して対応しています

が、新型自立支援センターに移行してからは、自立支援住宅を活用した支援も可能になりました。

○　「ホームレスの実態に関する全国調査」（平成 24 年１月実施）によれば、公園や河川等に起居しているホームレスは、高齢者や路上生活期間が長い者の割合が増加していますが、自立支援センター利用者の状況を見ると、若年者及び路上期間の短い者の割合が増加しています。

〔自立支援センター利用者層の変化〕

４０歳代以下の者の割合：平成 14 年度 36%⇒平成 24 年度 63%

路上生活期間が１ヶ月未満の者の割合：平成 14 年度 29%⇒平成 24 年度 60%

若年の利用者の中には、就労経験の乏しい者や、不安定な就労を繰り返す者もおり、途中退所や安定した就労に結びつかない事例があります。

イ　課題への取組

路上生活者概数調査では、23 区内のホームレス数は着実に減少していますが、不安定な就労を繰り返し、住居を失いホームレスになることを余儀なくされる人たちもおり、依然として自立支援センター本体の入所率は常に９割前後となっています。

こうした状況において、自立支援システムを着実に実施し、今後も次のことに取り組みます。

○　自立支援システムと新法の関係

新法移行後も、都区共同の自立支援システムがこれまで提供してきた支援内容が変わることはありません。

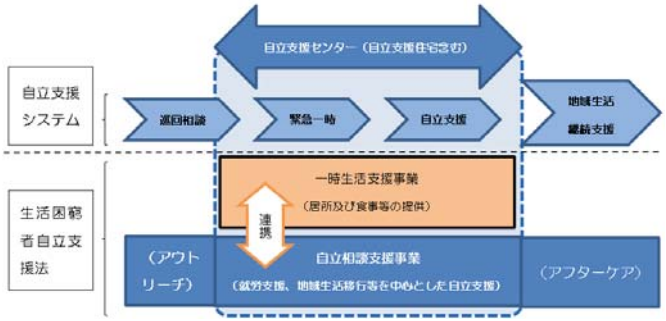

○　自立支援センターの計画的設置

施設を設置するにあたっては、地域住民に対して事業の趣旨や事業成果を丁寧に説明して理解を深めるよう努め、施設の設置を計画通り進めます。

○　自立支援センターの運営

自立支援センターでは、宿泊、食事等の提供や、健康診断や健康相談等により必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、法律その他の専門相談を通じて利用者への総合的支援をしていきます。

利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価（就労アセスメント）を行った上で、ハローワークや民間団体と連携して職業相談や職業紹介を行い、就職準備や就職、仕事の継続を支援します。

就労を開始した利用者は、住まいを確保するための貯蓄をしますが、賃貸住宅の紹介や契約上の相談には専門の住宅相談員等を通じて対応します。

○　自立支援事業の利用者の 49%が就労自立をしており（平成 24 年度末までの累計）、都区共同の自立支援システムは、成果を挙げています。

○　自立支援センターを就労自立により退所し地域生活を送っている利用者も、失職など何らかのきっかけで生活に困窮することがあり、再び路上生活に戻ることのないよう、訪問相談等のアフターケアを実施しています。（利用期間：退所後１年間）

○　路上生活の女性・家族等への対応

女性や家族のホームレスに対しては、厚生関係施設等を活用して対応しています

が、新型自立支援センターに移行してからは、自立支援住宅を活用した支援も可能になりました。

○　「ホームレスの実態に関する全国調査」（平成 24 年１月実施）によれば、公園や河川等に起居しているホームレスは、高齢者や路上生活期間が長い者の割合が増加していますが、自立支援センター利用者の状況を見ると、若年者及び路上期間の短い者の割合が増加しています。

〔自立支援センター利用者層の変化〕

４０歳代以下の者の割合：平成 14 年度 36%⇒平成 24 年度 63%

路上生活期間が１ヶ月未満の者の割合：平成 14 年度 29%⇒平成 24 年度 60%

若年の利用者の中には、就労経験の乏しい者や、不安定な就労を繰り返す者もおり、途中退所や安定した就労に結びつかない事例があります。

イ　課題への取組

路上生活者概数調査では、23 区内のホームレス数は着実に減少していますが、不安定な就労を繰り返し、住居を失いホームレスになることを余儀なくされる人たちもおり、依然として自立支援センター本体の入所率は常に９割前後となっています。

こうした状況において、自立支援システムを着実に実施し、今後も次のことに取り組みます。

○　自立支援センターの計画的設置

施設を設置するにあたっては、地域住民に対して事業の趣旨や事業成果を丁寧に説明して理解を深めるよう努め、施設の設置を計画通り進めます。

○　自立支援センターの運営

自立支援センターでは、宿泊、食事等の提供や、健康診断や健康相談等により必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、法律その他の専門相談を通じて利用者への総合的支援をしていきます。

利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価（就労アセスメント）を行った上で、ハローワークや民間団体と連携して職業相談や職業紹介を行い、就職準備や就職、仕事の継続を支援します。

就労を開始した利用者は、住まいを確保するための貯蓄をしますが、賃貸住宅の紹介や契約上の相談には専門の住宅相談員等を通じて対応します。

また、地域での生活訓練の場として自立支援住宅（借上げアパート）を活用し、定期的にまた利用者の状況に応じて訪問相談等を行い、きめ細かな支援をします。

○　利用者層の変化に対応した支援

若年者や路上生活期間の短い者、就労経験の乏しい者や不安定な就労を繰り返す者等の割合の増加に対応して、効果的なアセスメントや支援方法を検討し、実施していきます。

○　就労自立困難層への対応

自立支援センター利用者のうち、就労自立が困難な利用者については、更生施設等の活用により、再び路上に戻ることなく地域で生活できるようにします。

○　路上生活の女性・家族等への対応

女性や家族の路上生活者に対しては、今後も、特別区人事・厚生事務組合の厚生関係施設等を活用して対応していきますが、就労自立が可能と思われる者に対しては、本人の状況に応じて、自立支援住宅を活用しながら自立支援センターで行う支援を実施します。

○　自立支援センター退所後に路上生活に戻さないしくみ

自立支援センターから就労自立した者に対するアフターケアとして、相談員による自宅訪問を中心とした生活相談や、ＯＢ会の開催、職業相談や法律相談等を実施し、地域生活の継続を支援します。

⑵　就業機会の確保

ホームレスの就労による自立を図るには、就業機会を確保するための取組が重要です。しかし、長期的・安定的な雇用を維持するためには、ホームレスの個々の状況を把握し、これに対応したきめ細かな自立支援計画を実施していくことが必要となります。このため、保健・医療、生活指導、居住の場の確保など、自立支援の取組と緊密に連携しながら、働く意欲のあるホームレスの就労を効果的に支援していきます。

①　求人の確保

ア　現状と課題

○　経済・雇用情勢が悪化すると、ホームレスの就職も困難な状況が続きます。ホームレスの就職に結びつく可能性の高い求人の開拓・確保が必要です。

○　ホームレスの前歴を持つ求職者に対し、求人企業が採用を躊躇する傾向も見受けられます。

○　ホームレス及びホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者の就業による自立を促進するためには、民間事業所等から幅広い仕事を集め提供することが必要であることから、平成17年9月に民間団体と共同で東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）を設立しました。現在、国や東京都、特別区人事・厚生事務組合等が事業を委託しています。

イ　課題に対する取組

○　今後も、職業紹介権を有する東京ジョブステーション等の団体と連携し、幅広い職種の求人開拓を進めていきます。（都）

②　職業相談・職業紹介

ア　現状と課題

○　ホームレスの職業紹介に当たっては、カウンセリングを十分に行い、個々の職業経験や能力に応じた就職をあっせんすることが重要となります。

また、就職に成功しても、様々な事情から就労を継続できず離職してしまうケースもあります。

イ　課題に対する取組

○　自立支援センターには、公共職業安定所（ハローワーク）から職員が配置され、職業相談や職業紹介を行っていますが、これに加えて、東京ジョブステーションとの連携による就職支援セミナーや職業相談等を実施し、利用者一人ひとりに対して、きめ細かな支援をしていきます。

また、東京ジョブステーション等と連携し、就職先企業の協力を得ながら就労継続の支援をしていきます。

③　職業能力の開発

ア　現状と課題

また、地域での生活訓練の場として自立支援住宅（借上げアパート）を活用し、定期的にまた利用者の状況に応じて訪問相談等を行い、きめ細かな支援をします。

○　利用者層の変化に対応した支援

若年者や路上生活期間の短い者、就労経験の乏しい者や不安定な就労を繰り返す者等の割合の増加に対応して、効果的なアセスメントや支援方法を検討し、実施していきます。

○　就労自立困難層への対応

自立支援センター利用者のうち、就労自立が困難な利用者については、更生施設等の活用により、再び路上に戻ることなく地域で生活できるようにします。

○　路上生活の女性・家族等への対応

女性や家族の路上生活者に対しては、今後も、特別区人事・厚生事務組合の厚生関係施設等を活用して対応していきますが、就労自立が可能と思われる者に対しては、本人の状況に応じて、自立支援住宅を活用しながら自立支援センターで行う支援を実施します。

○　自立支援センター退所後に路上生活に戻さないしくみ

自立支援センターから就労自立した者に対するアフターケアとして、相談員による自宅訪問を中心とした生活相談や、ＯＢ会の開催、職業相談や法律相談等を実施し、地域生活の継続を支援します。

⑵　就業機会の確保

ホームレスの就労による自立を図るには、就業機会を確保するための取組が重要です。しかし、長期的・安定的な雇用を維持するためには、ホームレスの個々の状況を把握し、これに対応したきめ細かな自立支援プログラムを実施していくことが必要となります。このため、保健・医療、生活指導、居住の場の確保など、自立支援の取組と緊密に連携しながら、働く意欲のあるホームレスの就労を効果的に支援していきます。

①　求人の確保

ア　現状と課題

○　経済・雇用情勢が悪化すると、ホームレスの就職も困難な状況が続きます。ホームレスの就職に結びつく可能性の高い求人の開拓・確保が必要です。

○　ホームレスの前歴を持つ求職者に対し、求人企業が採用を躊躇する傾向も見受けられます。

○　ホームレス及びホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者の就業による自立を促進するためには、民間事業所等から幅広い仕事を集め提供することが必要であることから、平成17年9月に民間団体と共同で東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）を設立しました。現在、国や東京都、特別区人事・厚生事務組合等が事業を委託しています。

イ　課題に対する取組

○　今後も、職業紹介権を有する東京ジョブステーション等の団体と連携し、幅広い職種の求人開拓を進めていきます。（都）

②　職業相談・職業紹介

ア　現状と課題

○　ホームレスの職業紹介に当たっては、カウンセリングを十分に行い、個々の職業経験や能力に応じた就職をあっせんすることが重要となります。

また、就職に成功しても、様々な事情から就労を継続できず離職してしまうケースもあります。

イ　課題に対する取組

○　自立支援センターには、公共職業安定所（ハローワーク）から職員が配置され、職業相談や職業紹介を行っていますが、これに加えて、東京ジョブステーションとの連携による就職支援セミナーや職業相談等を実施し、利用者一人ひとりに対して、きめ細かな支援をしていきます。

また、東京ジョブステーション等と連携し、就職先企業の協力を得ながら就労継続の支援をしていきます。

③　職業能力の開発

ア　現状と課題

○　ホームレスが就業の可能性を高め、安定的な雇用を確保するためには、一定の職業能力を身につけることが必要となっています。

○　職場体験講習は、実際の作業現場で作業を体得することにより、働く上での不安解消や就労意欲の喚起に役立ちます。

イ　課題に対する取組

○　今後も、自立支援センターにおいて、利用者の適性と希望に応じて国が行う技能講習の受講を勧めます。

○　東京ジョブステーションが実施する職場体験講習を活用し、自立支援センター利用者や、宿泊所等を利用している元ホームレスの人たちが就業にむけた準備ができるようにします。

④　身元保証の確保

ア　現状と課題

○　平成 24 年 1 月のホームレス全国実態調査によると、就労するために望む支援についての回答では、「身元保証への援助」が「求人先開拓」や「求人情報の提供」を上回り、「住民票設定のためのアパートの必要性」に次いで第 2 位、17.6%（複数回答）となっており、大きな課題です。

また、同調査によると、76.8%のホームレスが、「この 1 年間家族・親族と連絡がない」と回答しています。

○　東京ジョブステーションが、平成 20 年度に「身元信用保証事業」を立ち上げましたが、就職に際しての全般的な身元保証ではなく、利用実績がありません。

> ※「身元信用保証事業」
> 支援対象者が、就職に際して雇い主から身元保証人を求められた時、損害保険会社が身元信用保証をする。
> 支援対象者が雇い主に対して物的損害を与えた場合に、金銭補償を行う。

イ　課題に対する取組

○　自立支援センター利用者に対して家族・親族等に連絡をとり関係を取り戻すよう助言するとともに、「身元信用保証事業」については今後も運用を工夫しながら活用します。

⑶　安定した居住場所の確保

住宅は生活の基盤であり、ホームレスが就労自立するためには、安定した居住場所の確保が欠かせません。

①　公営住宅の入居斡旋

ア　現状と課題

○　都営住宅については、真に住宅に困窮する低所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、都営住宅の特別割当制度を実施しています

平成 14 年度から、自立支援センターを自立により退所する者向けに、特別割当を実施しています。（平成 26 年度割当実数：20 戸）

イ　課題に対する取組

○　引き続きこれら特別割当を実施していきます。（都）

②　低家賃住宅の確保

ア　現状と課題

都内の民営借家の 1 ヶ月当たり平均賃料は、木造で約 7 万円、非木造で約 9 万円となっています。（データは平成 25 年住宅・土地統計調査、総務省）

都内の借家は約 309 万戸、うち民営借家は約 242 万戸あります。

借家全体のうち、1 ヶ月当たりの賃料が 5 万円未満の低家賃住宅は約 67 万戸。一方、約 59 万戸の借家が空き家になっています。

（データは平成 25 年住宅・土地統計調査、総務省）

○　平成 24 年 1 月のホームレス全国実態調査（うち東京 23 区版）によると、直近 3 か月平均の就労収

○　ホームレスが就業の可能性を高め、安定的な雇用を確保するためには、一定の職業能力を身につけることが必要となっています。

○　職場体験講習は、実際の作業現場で作業を体得することにより、働く上での不安解消や就労意欲の喚起に役立ちます。

イ　課題に対する取組

○　今後も、自立支援センターにおいて、利用者の適性と希望に応じて国が行う技能講習の受講を勧めます。

○　東京ジョブステーションが実施する職場体験講習を活用し、自立支援センター利用者や、宿泊所等を利用している元ホームレスの人たちが就業にむけた準備ができるようにします。

④　身元保証の確保

ア　現状と課題

○　平成 24 年 1 月のホームレス全国実態調査によると、就労するために望む支援についての回答では、「身元保証への援助」が「求人先開拓」や「求人情報の提供」を上回り、「住民票設定のためのアパートの必要性」に次いで第 2 位、17.6%（複数回答）となっており、大きな課題です。

また、同調査によると、76.8%のホームレスが、「この 1 年間家族・親族と連絡がない」と回答しています。

○　東京ジョブステーションが、平成 20 年度に「身元信用保証事業」を立ち上げましたが、就職に際しての全般的な身元保証ではなく、利用実績がありません。

> ※「身元信用保証事業」
> 支援対象者が、就職に際して雇い主から身元保証人を求められた時、損害保険会社が身元信用保証をする。
> 支援対象者が雇い主に対して物的損害を与えた場合に、金銭補償を行う。

イ　課題に対する取組

○　自立支援センター利用者に対して家族・親族等に連絡をとり関係を取り戻すよう助言するとともに、「身元信用保証事業」については今後も運用を工夫しながら活用します。

⑶　安定した居住場所の確保

住宅は生活の基盤であり、ホームレスが就労自立するためには、安定した居住場所の確保が欠かせません。

①　公営住宅の入居斡旋

ア　現状と課題

○　都営住宅については、真に住宅に困窮する低所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、都営住宅の特別割当制度を実施しています

平成 14 年度から、自立支援センターを自立により退所する者向けに、特別割当を実施しています。（平成 25 年度割当実数：20 戸）

イ　課題に対する取組

○　引き続きこれら特別割当を実施していきます。（都）

②　低家賃住宅の確保

ア　現状と課題

都内の民営借家の 1 ヶ月当たり平均賃料は、木造で約 7 万円、非木造で約 9 万円となっています。（データは平成 20 年住宅・土地統計調査、総務省）

都内の借家は約 290 万戸、うち民営借家は約 220 万戸あります。

借家全体のうち、1 ヶ月当たりの賃料が 5 万円未満の低家賃住宅は約 65 万戸。一方、約 49 万戸の借家が空き家になっています。

（データは平成 20 年住宅・土地統計調査、総務省）

○　平成 24 年 1 月のホームレス全国実態調査（うち東京 23 区版）によると、直近 3 か月平均の就労収

入月額が3万円未満の者が44.2%（19年調査では、55．5%）、5万円未満まで広げると71.6%（同、75.4%）にまで増える一方、10万円以上の者は10.2%（同、8.9%）と少なくなります。このことから、毎月の固定支出となる数万円の家賃を支出することの困難な層が大半であることがわかります。

イ　課題に対する取組

○　これまで培ってきた低家賃住宅活用のノウハウやネットワークを、自立支援センターでの自立支援住宅の設置・運営に活用していきます。（都、区）

○　居住支援の必要な者に対し、民間賃貸住宅に係わる団体と福祉部局等との連携を図っていきます。（都、区市町村）

○　生活困窮者自立支援法施行規則に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行います。また、路上生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努めます。（都、区市町村）

③　入居保証人の確保

ア　現状と課題

○　不動産流通の商慣習において、入居の際には一般に保証人を求められます。しかし、ホームレスはほとんどの場合、自らの関係者・親類縁者の中から適当な保証人を見出すことが困難な状況にあります。

○　また、最近では、保証会社を利用する際でも、緊急連絡人の登録を求められる場合があります。

イ　課題に対する取組

○　自立支援センター利用者が、賃貸住宅等の契約をする際に緊急連絡先を求められる場合は、居住支援団体等と連携して、緊急連絡先を確保できるようにします。（都、区）

○　入居保証人の確保について今後も引き続き検討していくとともに、自立支援センター利用者が住宅を確保する際には、不動産関係団体と連携して、保証人を必要としない住宅情報を提供していきます。（都、区）

⑷　保健及び医療の確保

平成24年1月のホームレス全国実態調査では、身体不調を訴える者は約3割、そのうち治療を受けていない者は7割弱となっていることから、ホームレスの自立を支援するためには保健及び医療の確保が重要です。

①　健康診断・相談サービスの提供

ア　現状と課題

○　ホームレスの多くは、長期の野宿生活による衛生状態の悪化や栄養状態が十分でないことなどにより、健康状態が悪化している者が多く、その中にはアルコール依存症や精神に疾患を有する者等も含まれています。

○　ホームレスの大半は、定期的な健康診断を受けていないため、疾病の早期発見、治療が困難な状況にあります。

イ　課題に対する取組

○　保健所等においては、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）、地域の福祉事務所、社会福祉法人、ＮＰＯとも連携して、健康診断や健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた情報や保健・医療サービスを提供していきます。（都、区、社会福祉法人、ＮＰＯ）

○　自立支援センター入所者に対しては、今後も入所初期段階に健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療を行います。（都、区）

○　一時生活支援事業には医療の給付は含まれませんが、自立支援センター入所者が国民健康保険等の医療保険制度に加入しておらず、かつ、経済的に余裕がない場合に医療機関を受診する必要が生じた際には、従前の運用を踏まえ、生活保護申請を行い、生活保護の医療単給により対応します。

②　結核罹患者への対応

入月額が3万円未満の者が44.2%（19年調査では、55．5%）、5万円未満まで広げると71.6%（同、75.4%）にまで増える一方、10万円以上の者は10.2%（同、8.9%）と少なくなります。このことから、毎月の固定支出となる数万円の家賃を支出することの困難な層が大半であることがわかります。

イ　課題に対する取組

○　これまで培ってきた低家賃住宅活用のノウハウやネットワークを、自立支援センターでの自立支援住宅の設置・運営に活用していきます。（都、区）

○　居住支援の必要な者に対し、民間賃貸住宅に係わる団体と福祉部局等との連携を図っていきます。（都、区市町村）

③　入居保証人の確保

ア　現状と課題

○　不動産流通の商慣習において、入居の際には一般に保証人を求められます。しかし、ホームレスはほとんどの場合、自らの関係者・親類縁者の中から適当な保証人を見出すことが困難な状況にあります。

○　また、最近では、保証会社を利用する際でも、緊急連絡人の登録を求められる場合があります。

イ　課題に対する取組

○　自立支援センター利用者が、賃貸住宅等の契約をする際に緊急連絡先を求められる場合は、居住支援団体等と連携して、緊急連絡先を確保できるようにします。（都、区）

○　入居保証人の確保について今後も引き続き検討していくとともに、自立支援センター利用者が住宅を確保する際には、不動産関係団体と連携して、保証人を必要としない住宅情報を提供していきます。（都、区）

⑷　保健及び医療の確保

平成24年1月のホームレス全国実態調査では、身体不調を訴える者は約3割、そのうち治療を受けていない者は7割弱となっていることから、ホームレスの自立を支援するためには保健及び医療の確保が重要です。

①　健康診断・相談サービスの提供

ア　現状と課題

○　ホームレスの多くは、長期の野宿生活による衛生状態の悪化や栄養状態が十分でないことなどにより、健康状態が悪化している者が多く、その中にはアルコール依存症や精神に疾患を有する者等も含まれています。

○　ホームレスの大半は、定期的な健康診断を受けていないため、疾病の早期発見、治療が困難な状況にあります。

イ　課題に対する取組

○　保健所等においては、地域の福祉事務所、社会福祉法人、ＮＰＯとも連携して、健康診断や健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた情報や保健・医療サービスを提供していきます。（都、区、社会福祉法人、ＮＰＯ）

○　自立支援センター入所者に対しては、今後も入所初期段階に健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療を行います。（都、区）

②　結核罹患者への対応

ア　現状と課題

○　ホームレスは結核を発病しやすい生活環境下にあり、また服薬や医療の中断等治療が不十分となりやすいことから、結核の再発や複数の結核薬に耐性を示す多剤耐性結核菌が出現しやすくなっています。

イ　課題に対する取組

○　山谷地域※等において、適切な健康診断、健康相談等の機会を提供するための結核検診や直接服薬確認療法（ＤＯＴＳ事業）を実施し、結核罹患率の低減及び感染拡大防止を図っています。（都、区、城北労働・福祉センター）

> ※山谷地域
> 　山谷地域とは、台東区、荒川区にまたがって簡易宿所等が密集する約 1.66 ｋ㎡の地域で、一般住宅や小売店の中に不安定な生活状態にある日雇労働者が宿泊する簡易宿所が混在しているという特徴がある。

③　救急医療体制の充実

ア　現状と課題

○　病気等により急迫した状態にあるホームレスが緊急搬送される場合、救急隊及び受入先の医療機関の協力が必要です。

イ　課題に対する取組

○　都内の民間医療機関が救急車により搬送されたホームレスを診療した場合に協力謝金を交付し、受入れについて引き続き協力促進を図ります。（都）

○　無料低額診療事業※施設の効果的な活用を図るよう努めます。（都）

○　日頃から福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携を図るよう努めます。（都、区市町村）

> ※無料低額診療事業
> 　社会福祉法第２条第３項に規定する、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業

⑸　生活に関する相談・指導

ホームレスの個々の状況を把握し、本人の意思に基づいた的確な支援を行っていくために、関係機関による総合的な相談体制を築くことが重要です。

来所による相談のみならず、道路、公園、河川、駅等の路上生活の現場に出向いて面接・生活相談を行い、ホームレス対策施設の利用や生活保護等の各種施策の活用についての助言を行う体制を作ることが支援策の効果を高めることにつながります。

①　窓口・街頭相談の充実

ア　現状と課題

○　福祉事務所の窓口では、応急的な援護、自立支援センターの入所申請や生活保護の相談など、何らかの援護を必要とするホームレスに対する相談を行っています。

○　来所による相談を窓口で待つだけでなく、街頭に出かけて相談活動を計画的に実施している福祉事務所もあります。

○　ホームレスが何らかの支援を受けて、路上生活からの脱却を図るためには、相談体制の拡充が必要です。

イ　課題に対する取組（都・区市）

○　自立相談支援機関等に相談に訪れたホームレスに対しては、本人の状況に応じて生活保護等や自立支援システム利用の相談のみならず、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談

ア　現状と課題

○　ホームレスは結核を発病しやすい生活環境下にあり、また服薬や医療の中断等治療が不十分となりやすいことから、結核の再発や複数の結核薬に耐性を示す多剤耐性結核菌が出現しやすくなっています。

イ　課題に対する取組

○　山谷地域※等において、適切な健康診断、健康相談等の機会を提供するための結核検診や直接服薬確認療法（ＤＯＴＳ事業）を実施し、結核罹患率の低減及び感染拡大防止を図っています。（都、区、城北労働・福祉センター）

> ※山谷地域
> 　山谷地域とは、台東区、荒川区にまたがって簡易宿所等が密集する約 1.66 ｋ㎡の地域で、一般住宅や小売店の中に不安定な生活状態にある日雇労働者が宿泊する簡易宿所が混在しているという特徴がある。

③　救急医療体制の充実

ア　現状と課題

○　病気等により急迫した状態にあるホームレスが緊急搬送される場合、救急隊及び受入先の医療機関の協力が必要です。

イ　課題に対する取組

○　都内の民間医療機関が救急車により搬送されたホームレスを診療した場合に協力謝金を交付し、受入れについて引き続き協力促進を図ります。（都）

○　無料低額診療事業※施設の効果的な活用を図るよう努めます。（都）

○　日頃から福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携を図るよう努めます。（都、区市町村）

> ※無料低額診療事業
> 　社会福祉法第２条第３項に規定する、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業

⑸　生活に関する相談・指導

ホームレスの個々の状況を把握し、本人の意思に基づいた的確な支援を行っていくために、関係機関による総合的な相談体制を築くことが重要です。

来所による相談のみならず、道路、公園、河川、駅等の路上生活の現場に出向いて面接・生活相談を行い、ホームレス対策施設の利用や生活保護等の各種施策の活用についての助言を行う体制を作ることが支援策の効果を高めることにつながります。

①　窓口・街頭相談の充実

ア　現状と課題

○　福祉事務所の窓口では、応急的な援護、自立支援センターの入所申請や生活保護の相談など、何らかの援護を必要とするホームレスに対する相談を行っています。

○　来所による相談を窓口で待つだけでなく、街頭に出かけて相談活動を計画的に実施している福祉事務所もあります。

○　ホームレスが何らかの支援を受けて、路上生活からの脱却を図るためには、相談体制の拡充が必要です。

イ　課題に対する取組（都・区市）

○　福祉事務所に相談に訪れたホームレスに対しては、本人の状況に応じて生活保護等や自立支援システム利用の相談のみならず、必要に応じ応急援護も実施していきます。

等を実施する機関（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。））、新法第2条第6項の生活困窮者家計相談支援事業（以下「家計相談支援事業」という。）を実施する機関等を紹介するとともに、必要に応じ応急援護も実施していきます。

○　巡回相談を実施していきます。

②　巡回相談事業の実施

ア　現状と課題

○　平成18年度から都区共同事業の「巡回相談事業」を開始しています。

また、一部の区市においても巡回相談が実施されています。

○　ホームレスに対して、路上生活から脱するための施策の周知が必ずしも徹底していません。このため、十分な情報が行き届きさえすれば路上生活から脱却することができる可能性のある人々までもが路上生活を続けています。

また、路上生活が長期化すると路上生活からの脱却が難しくなる実態もあり、できるだけ早期の段階で巡回相談により自立支援につなげる必要があります。

○　「ホームレスの実態に関する全国調査」によると、公園、道路、河川等に起居しているホームレスは減少していますが、高齢化、路上生活の長期化の実態があり、また、今後の生活について、「今のまま（路上〈野宿〉生活）でいい」と回答する者の割合が増えています。

・55歳以上の者　　：平成15年　66.7%⇒平成24年　77.0%
・路上期間が5年以上の者：平成15年　21･1%⇒平成24年　54.4%
・「今のままでいい」と回答：平成15年　15.8%⇒平成24年　35.2%

巡回相談員が長期間関わっても、公園、道路、河川等に固定・定着し、路上生活を続けるホームレスがいます。

また、屋根のある場所と路上とを行き来している人たちもいます。

イ　課題に対する取組（都、区）

○　自立支援センター受託法人が巡回していますが、施設管理者や福祉事務所等関係機関との連携を強化するとともに、実施体制の充実を図っていきます。

○　公園等に固定・定着しているホームレスに対しては、今後も粘り強く巡回相談を行います。

○　固定・定着層ではなく屋根のある場所と路上とを行き来する者等に対しては、対象者の実態把握に一層努めつつ、地域の実情に応じて、平日・日中に加え夜間等の巡回相談など柔軟な実施方法を工夫していきます。

③　福祉サービス総合支援事業の利用促進

ア　現状と課題

○　国制度である「日常生活自立支援事業」※の対象者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して援助するなど、東京都は「福祉サービス総合支援事業」として更なる制度の充実を図っています。

自立を目指している元ホームレスが、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を求める機会が少ない状況にあり、制度の利用促進が望まれます。

※「日常生活自立支援事業」
　地域福祉権利擁護事業（平成11年）が名称変更したもの（平成19年4月）。判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用を支援する事業

○　巡回相談を実施していきます。

②　巡回相談事業の実施

ア　現状と課題

○　平成18年度から都区共同事業の「巡回相談事業」を開始しています。

また、一部の区市においても巡回相談が実施されています。

○　ホームレスに対して、路上生活から脱するための施策の周知が必ずしも徹底していません。このため、十分な情報が行き届きさえすれば路上生活から脱却することができる可能性のある人々までもが路上生活を続けています。

また、路上生活が長期化すると路上生活からの脱却が難しくなる実態もあり、できるだけ早期の段階で巡回相談により自立支援につなげる必要があります。

○　「ホームレスの実態に関する全国調査」によると、公園、道路、河川等に起居しているホームレスは減少していますが、高齢化、路上生活の長期化の実態があり、また、今後の生活について、「今のまま（路上〈野宿〉生活）でいい」と回答する者の割合が増えています。

・55歳以上の者　　：平成15年　66.7%⇒平成24年　77.0%
・路上期間が5年以上の者：平成15年　21･1%⇒平成24年　54.4%
・「今のままでいい」と回答：平成15年　15.8%⇒平成24年　35.2%

巡回相談員が長期間関わっても、公園、道路、河川等に固定・定着し、路上生活を続けるホームレスがいます。

また、屋根のある場所と路上とを行き来している人たちもいます。

イ　課題に対する取組（都、区）

○　自立支援センター受託法人が巡回していますが、施設管理者や福祉事務所等関係機関との連携を強化するとともに、実施体制の充実を図っていきます。

○　公園等に固定・定着しているホームレスに対しては、今後も粘り強く巡回相談を行います。

○　固定・定着層ではなく屋根のある場所と路上とを行き来する者等に対しては、対象者の実態把握に一層努めつつ、地域の実情に応じて、平日・日中に加え夜間等の巡回相談など柔軟な実施方法を工夫していきます。

③　福祉サービス総合支援事業の利用促進

ア　現状と課題

○　国制度である「日常生活自立支援事業」※の対象者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して援助するなど、東京都は「福祉サービス総合支援事業」として更なる制度の充実を図っています。

自立を目指している元ホームレスが、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を求める機会が少ない状況にあり、制度の利用促進が望まれます。

※「日常生活自立支援事業」
　地域福祉権利擁護事業（平成11年）が名称変更したもの（平成19年4月）。判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用を支援する事業

イ　課題に対する取組（都、区市町村）

○　認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う「福祉サービス総合支援事業」について、区市町村と連携して幅広く周知し、利用の推進を図ります。

○　自立を目指している元ホームレスが制度の対象となる場合には、関係機関と連携を図りつつ、ふさわしい福祉サービスを利用できるよう、積極的にこの制度を活用して自立の支援を図っていきます。

(6) 緊急援助及び生活保護

ホームレス問題は、生活保護制度を含めた社会全体のセーフティネットのあり方にも大きく関わる問題です。生活保護制度は、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする制度であり、その「補足性の原理」から、年金・医療・介護・雇用等の施策や給付の限界を補完する機能をもっています。その意味において、「最後のセーフティネット」の役割を担っています。

ホームレスに対しても、一般のケースと同様、資産や稼働能力、他の法律や施策等あらゆるものを活用しても要保護状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を実施していきます。

①　緊急に行うべき援助の実施

ア　現状と課題

○　ホームレスの中には長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化し、必要な援護を受けずにいる者もいます。

○　病気等により、急迫した状況にある者については、申請がなくとも必要な保護を行うことが求められます。

イ　課題に対する取組

○　緊急的な援助を必要としているホームレスに対しては、巡回相談等の路上生活者対策事業とも連携した適切な対応に努めます。（国、都、区市）

○　区市町村の行う応急援護事業に対し、規定に基づき補助金を支出します。（都）

○　無料低額診療事業を活用し、健康相談や診療が必要に応じて利用できるよう、地域での連携の確保に努めます。（都、区市）

○　要保護者が医療機関に救急搬送された場合には、速やかに実態を把握したうえで急迫保護の要否を確認するとともに、必要な場合には適切な保護が行われるよう、福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携に努めます。（都、区市）

②　生活保護法による保護の実施

【1.相談・申請時における対応】

ア　現状と課題

○　ホームレスに対する生活保護の適用は、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでもありません。

○　したがって、ホームレスに対する保護の要否の決定にあたっては、稼働能力の判断をすることが難しいとか、居所を見つけるのが困難だという課題に直面することもありますが、それを理由としてただちに保護を適用しないということにはなりません。

○　医療機関に救急搬送されて医療扶助を適用した場合は、治療後の対応を的確に行うことが重要な課題です。入院に至るまでの状況、生活実態や病後の身体状況などを十分に確認する必要があり、その状態が要保護であると認められる場合は、再び路上生活に戻ることのないよう対応する必要があります。

○　経済・雇用情勢により、失業や不安定就労を原因として生活が困窮し、ホームレスになるおそれのある者がいます。相談者に対し、緊急雇用対策、低所得者対策等適切な施策の紹介を行うと同時に、要保護状態にある生活困窮者に対しては適切に生活保護を実施する必要があります。

イ　課題に対する取組（都、区市町村）

○　認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う「福祉サービス総合支援事業」について、区市町村と連携して幅広く周知し、利用の推進を図ります。

○　自立を目指している元ホームレスが制度の対象となる場合には、関係機関と連携を図りつつ、ふさわしい福祉サービスを利用できるよう、積極的にこの制度を活用して自立の支援を図っていきます。

(6) 緊急援助及び生活保護

ホームレス問題は、生活保護制度を含めた社会全体のセーフティネットのあり方にも大きく関わる問題です。生活保護制度は、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする制度であり、その「補足性の原理」から、年金・医療・介護・雇用等の施策や給付の限界を補完する機能をもっています。その意味において、「最後のセーフティネット」の役割を担っています。

ホームレスに対しても、一般のケースと同様、資産や稼働能力、他の法律や施策等あらゆるものを活用しても要保護状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を実施していきます。

①　緊急に行うべき援助の実施

ア　現状と課題

○　ホームレスの中には長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化し、必要な援護を受けずにいる者もいます。

○　病気等により、急迫した状況にある者については、申請がなくとも必要な保護を行うことが求められます。

イ　課題に対する取組

○　緊急的な援助を必要としているホームレスに対しては、巡回相談等の路上生活者対策事業とも連携した適切な対応に努めます。（国、都、区市）

○　区市町村の行う応急援護事業に対し、規定に基づき補助金を支出します。（都）

○　無料低額診療事業を活用し、健康相談や診療が必要に応じて利用できるよう、地域での連携の確保に努めます。（都、区市）

○　要保護者が医療機関に救急搬送された場合には、速やかに実態を把握したうえで急迫保護の要否を確認するとともに、必要な場合には適切な保護が行われるよう、福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携に努めます。（都、区市）

②　生活保護法による保護の実施

【1.相談・申請時における対応】

ア　現状と課題

○　ホームレスに対する生活保護の適用は、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでもありません。

○　したがって、ホームレスに対する保護の要否の決定にあたっては、稼働能力の判断をすることが難しいとか、居所を見つけるのが困難だという課題に直面することもありますが、それを理由としてただちに保護を適用しないということにはなりません。

○　医療機関に救急搬送されて医療扶助を適用した場合は、治療後の対応を的確に行うことが重要な課題です。入院に至るまでの状況、生活実態や病後の身体状況などを十分に確認する必要があり、その状態が要保護であると認められる場合は、再び路上生活に戻ることのないよう対応する必要があります。

○　経済・雇用情勢により、失業や不安定就労を原因として生活が困窮し、ホームレスになるおそれのある者がいます。相談者に対し、緊急雇用対策、低所得者対策等適切な施策の紹介を行うと同時に、要保護状態にある生活困窮者に対しては適切に生活保護を実施する必要があります。

イ　課題に対する取組（国、都、区市）

○　生活保護の受給を希望又は申請意思のあるホームレスに対しては、巡回相談等の路上生活者対策事業とも連携した適切な対応に努めます。

○　ホームレスからの相談に対しては、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められます。つまり、面接相談時のヒアリング等を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）を示し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な選択を行うこととなります。

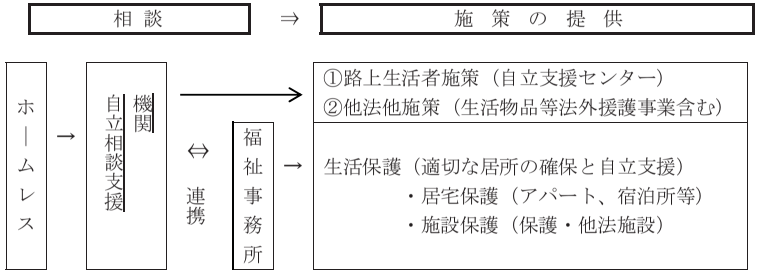

○　失業者からの生活困窮相談に対し、積極的に対応し、家賃滞納等による地域住民の路上生活化を未然に防止することが必要です。単に稼働能力があることのみをもって保護を要しないと判断せず、稼働能力の活用の有無を判断する必要があります。努力して求職活動を行っているにも拘らず、地域の求人状況等の理由によって就職に至らず困窮状態にある場合は、稼働能力活用の要件を満たし、要保護状態にあると認められます。居住地を失うと再就職自立の可能性を更に狭めることになるので、要保護者に対しては、居住地を失う前に適切に生活保護を適用していきます。

【2.ホームレスの状態に即した生活保護の適用】

ア　現状と課題

○　身体状況のみならず職歴や生活歴等の個別状況についても確認をして、一般的な保護の要否判定を行い、地域の社会資源を最大限活用しながら、適切に対応することが必要です。

○　自立のためには適切な居所の確保が重要ですが、生活保護を適用する際、直ちにアパートなどの居宅生活をすることが困難な場合が多いという現状があります。その場合には、保護施設※（都内：救護施設 10 か所、更生施設 11 か所、宿所提供施設 6 か所）を活用することになりますが、より多くの需要に対応していくため、社会福祉法に規定する無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）も保護の適用の場として活用されています。

○　生活保護を適用した者についても、自立の助長（自立支援）が課題であることは変わりありません。雇用就業施策等とも連携しながら、自立に向けた援助を行っていくことが求められます。

※保護施設（いずれも生活保護法上の施設）
・救護施設：身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
・更生施設：身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
・宿所提供施設：住居のない要保護者に対し、住宅扶助を行うことを目的とする施設

イ　課題に対する取組（国、都、区市）

イ　課題に対する取組（国、都、区市）

○　生活保護の受給を希望又は申請意思のあるホームレスに対しては、巡回相談等の路上生活者対策事業とも連携した適切な対応に努めます。

○　ホームレスからの相談に対しては、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められます。つまり、面接相談時のヒアリング等を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）を示し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な選択を行うこととなります。

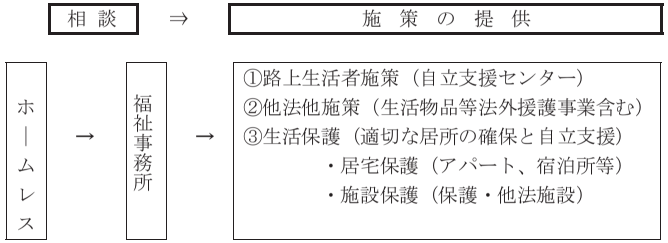

○　失業者からの生活困窮相談に対し、積極的に対応し、家賃滞納等による地域住民の路上生活化を未然に防止することが必要です。単に稼働能力があることのみをもって保護を要しないと判断せず、稼働能力の活用の有無を判断する必要があります。努力して求職活動を行っているにも拘らず、地域の求人状況等の理由によって就職に至らず困窮状態にある場合は、稼働能力活用の要件を満たし、要保護状態にあると認められます。居住地を失うと再就職自立の可能性を更に狭めることになるので、要保護者に対しては、居住地を失う前に適切に生活保護を適用していきます。

【2.ホームレスの状態に即した生活保護の適用】

ア　現状と課題

○　身体状況のみならず職歴や生活歴等の個別状況についても確認をして、一般的な保護の要否判定を行い、地域の社会資源を最大限活用しながら、適切に対応することが必要です。

○　自立のためには適切な居所の確保が重要ですが、生活保護を適用する際、直ちにアパートなどの居宅生活をすることが困難な場合が多いという現状があります。その場合には、保護施設※（都内：救護施設 10 か所、更生施設 11 か所、宿所提供施設 6 か所）を活用することになりますが、より多くの需要に対応していくため、社会福祉法に規定する無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）も保護の適用の場として活用されています。

○　生活保護を適用した者についても、自立の助長（自立支援）が課題であることは変わりありません。雇用就業施策等とも連携しながら、自立に向けた援助を行っていくことが求められます。

※保護施設（いずれも生活保護法上の施設）
・救護施設：身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
・更生施設：身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
・宿所提供施設：住居のない要保護者に対し、住宅扶助を行うことを目的とする施設

イ　課題に対する取組（国、都、区市）

○　生活保護の適用に当たっては、生活管理能力等の自立に向けた指導援助の必要性の程度を分析した上で、生活状況や利用できる社会資源の状況等を総合的に勘案し、居宅生活が可能かどうかを判断します。

○　その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された者は、保護開始時においても敷金等の支給が可能であり、必要な福祉サービスについても配慮しながら居宅化を進めていきます。

・生活歴、職歴、居住歴、路上生活に至った経緯、金銭管理能力、生活管理能力、一般居宅生活の阻害要因（保証人等）

○　また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設や宿泊所等において保護を行うことになります。

○　宿泊所※や簡易宿所※で保護を適用している世帯についても、一般居宅への移行や自立が可能かどうかの視点をもって、本人の意思を確認しながら、援助方針を検討していきます。また、施設から地域での安定した生活への移行を支援するため、保護施設通所事業※の活用を一層推進していきます。

○　居住地のない女性からの相談に対しては、女性相談センターの緊急一時保護、女性用の宿泊所等が利用されています。緊急一時保護の後、直ちに一般居宅生活への移行が困難な場合は、適切な施設への入所を検討します。緊急一時保護以降の援助方針の決定にあたっては、本人の意思を尊重し、関係機関（福祉事務所・女性相談センター・施設）が十分な連携を図れるよう努めていきます。

※宿泊所（無料低額宿泊所）
　社会福祉法第２条第３項に定める第２種社会福祉事業のうち、その第８号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設
※簡易宿所
　旅館業法に基づき、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる施設
※保護施設通所事業
　保護施設退所者を保護施設に通所させ（通所訓練）、または施設職員が居宅等を訪問する（訪問指導）ことにより、居宅での継続的自立生活の支援と退所促進による施設の有効活用を目的とする事業

【3.宿泊所等の活用】

ア　現状と課題

○　平成 25 年８月の都の調査によると、宿泊所利用者の約３割が元ホームレスであり、また利用者の９割強が生活保護受給者となっており、宿泊所が元ホームレスに対する生活保護適用の受け皿となっている実態があります。

○　宿泊所においては、精神的・身体的ケアや、日常生活、金銭管理、住宅確保、就労など、自立支援に必要な、多様なサービス提供がなされているものの、その取組内容には事業者によって大きな差が見られます。

○　宿泊所は、居宅生活に移行するための一時的な場であるが、長期間滞留する傾向も見られます。一部の区市においては、「居宅生活移行支援事業」を活用し、宿泊所を居所として生活保護を適用されている者に対して、居宅生活等への移行を支援しています。

※平成 25 年８月　（都内全域調査）
　①約３割が路上生活からの入所
　②宿泊所利用者の 93%が生活保護受給者
　③1 年以上の利用者が 44%

○　生活保護の適用に当たっては、生活管理能力等の自立に向けた指導援助の必要性の程度を分析した上で、生活状況や利用できる社会資源の状況等を総合的に勘案し、居宅生活が可能かどうかを判断します。

○　その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された者は、保護開始時においても敷金等の支給が可能であり、必要な福祉サービスについても配慮しながら居宅化を進めていきます。

・生活歴、職歴、居住歴、路上生活に至った経緯、金銭管理能力、生活管理能力、一般居宅生活の阻害要因（保証人等）

○　また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設や宿泊所等において保護を行うことになります。

○　宿泊所※や簡易宿所※で保護を適用している世帯についても、一般居宅への移行や自立が可能かどうかの視点をもって、本人の意思を確認しながら、援助方針を検討していきます。また、施設から地域での安定した生活への移行を支援するため、保護施設通所事業※の活用を一層推進していきます。

○　居住地のない女性からの相談に対しては、女性相談センターの緊急一時保護、女性用の宿泊所等が利用されています。緊急一時保護の後、直ちに一般居宅生活への移行が困難な場合は、適切な施設への入所を検討します。緊急一時保護以降の援助方針の決定にあたっては、本人の意思を尊重し、関係機関（福祉事務所・女性相談センター・施設）が十分な連携を図れるよう努めていきます。

※宿泊所（無料低額宿泊所）
　社会福祉法第２条第３項に定める第２種社会福祉事業のうち、その第８号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設
※簡易宿所
　旅館業法に基づき、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる施設
※保護施設通所事業
　保護施設退所者を保護施設に通所させ（通所訓練）、または施設職員が居宅等を訪問する（訪問指導）ことにより、居宅での継続的自立生活の支援と退所促進による施設の有効活用を目的とする事業

【3.宿泊所等の活用】

ア　現状と課題

○　平成 25 年８月の都の調査によると、宿泊所利用者の約３割が元ホームレスであり、また利用者の９割強が生活保護受給者となっており、宿泊所が元ホームレスに対する生活保護適用の受け皿となっている実態があります。

○　宿泊所においては、精神的・身体的ケアや、日常生活、金銭管理、住宅確保、就労など、自立支援に必要な、多様なサービス提供がなされているものの、その取組内容には事業者によって大きな差が見られます。

○　宿泊所は、居宅生活に移行するための一時的な場であるが、長期間滞留する傾向も見られます。一部の区市においては、「居宅生活移行支援事業」を活用し、宿泊所を居所として生活保護を適用されている者に対して、居宅生活等への移行を支援しています。

※平成 25 年８月　（都内全域調査）
　①約３割が路上生活からの入所
　②宿泊所利用者の 93%が生活保護受給者
　③1 年以上の利用者が 44%

イ　課題に対する取組（国、都、区市）

○　宿泊所は、国の基本方針において、本人の「状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者」について保護を行う場として位置づけられています。

○　元ホームレスの居宅移行を支援し、その自立を促進していくため、今後も「居宅生活移行支援事業」※などを活用した取組を実施していきます。

○　宿泊所運営指導指針を改定し、居住環境、利用者支援の一層の改善に取り組むよう誘導していきます。

> ※　居宅生活移行支援事業
> 　無料低額宿泊施設等において、入所中の被保護者に対して自立･就労支援等を行う職員を配置する等、居宅生活等への移行を促進する事業。（国庫補助事業）

③　路上生活者対策事業と生活保護制度の連携

ア　現状と課題

○　路上生活者対策施設利用者については、基本的には生活上の需要が満たされるので生活保護を適用する必要はありませんが、状況に応じて生活保護制度との適切な連携の下に運営することによって、よりその効果が発揮されます。

○　自立支援センターの利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態にある者は路上生活に戻さないよう配慮する必要があります。

イ　課題に対する取組（国、都、区）

○　自立支援センター利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態であれば生活保護を適用し、更生施設等に入所するなど個々の状況に応じた適切な対応を図るとともに、自立支援センター入所中のアセスメント結果や生活状況等を考慮して援助方針を検討するため、退所時の福祉事務所と自立支援センターの連携を強めます。

○　自立支援センターの利用期間内に就労自立ができなかった者の中で、自立の意欲があるが、生活習慣が確立していない者等に対しては、本人の希望に応じて生活保護を適用しながら更生施設利用者等社会復帰促進事業等を活用し、地域社会への安定的な移行を支援していきます。

④　多摩地域のホームレスへの対応

ア　現状と課題

○　多摩地域のホームレス数（平成27年1月概数調査）は、162人（国河川に124人、国河川以外38人）となっています。

　一方、多摩地域には民間宿泊所が42か所（定員1,576人）あり、多くの元ホームレスが生活保護を受けて入居しています。〈平成26年8月現在〉

○　中央線沿線の比較的大きな駅周辺や公園、河川敷等に暮らすホームレスに対して、自立に向けた支援を行うことが課題となっています。

○　既に民間宿泊所に入居している元ホームレスに対しても、就労を基本とした地域生活に移行できるよう、的確な支援が必要となっています。

イ　課題に対する取組

○　居宅生活移行支援事業や都「被保護者自立促進事業※」等の活用により、自立に向けた援助が必要なホームレスに対して民間宿泊所等を活用して、路上生活からの脱却に向けた支援を強化します。（国、都、市）

> ※被保護者自立促進事業
> 　生活保護法による被保護者に対して、就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援及び次世代育成支援を行い、本人及び世帯の自立の助長を図る事業

イ　課題に対する取組（国、都、区市）

○　宿泊所は、国の基本方針において、本人の「状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者」について保護を行う場として位置づけられています。

○　元ホームレスの居宅移行を支援し、その自立を促進していくため、今後も「居宅生活移行支援事業」※などを活用した取組を実施していきます。

○　宿泊所運営指導指針を改定し、居住環境、利用者支援の一層の改善に取り組むよう誘導していきます。

> ※　居宅生活移行支援事業
> 　無料低額宿泊施設等において、入所中の被保護者に対して自立･就労支援等を行う職員を配置する等、居宅生活等への移行を促進する事業。（国庫補助事業）

③　路上生活者対策事業と生活保護制度の連携

ア　現状と課題

○　路上生活者対策施設利用者については、基本的には生活上の需要が満たされるので生活保護を適用する必要はありませんが、状況に応じて生活保護制度との適切な連携の下に運営することによって、よりその効果が発揮されます。

○　自立支援センターの利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態にある者は路上生活に戻さないよう配慮する必要があります。

イ　課題に対する取組（国、都、区）

○　自立支援センター利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態であれば生活保護を適用し、更生施設等に入所するなど個々の状況に応じた適切な対応を図るとともに、自立支援センター入所中のアセスメント結果や生活状況等を考慮して援助方針を検討するため、退所時の福祉事務所と自立支援センターの連携を強めます。

○　自立支援センターの利用期間内に就労自立ができなかった者の中で、自立の意欲があるが、生活習慣が確立していない者等に対しては、本人の希望に応じて生活保護を適用しながら更生施設利用者等社会復帰促進事業等を活用し、地域社会への安定的な移行を支援していきます。

④　多摩地域のホームレスへの対応

ア　現状と課題

○　多摩地域のホームレス数（平成26年1月概数調査）は、187人（国河川に148人、国河川以外39人）となっています。

　一方、多摩地域には民間宿泊所が38か所（定員1,468人）あり、多くの元ホームレスが生活保護を受けて入居しています。〈平成25年8月現在〉

○　中央線沿線の比較的大きな駅周辺や公園、河川敷等に暮らすホームレスに対して、自立に向けた支援を行うことが課題となっています。

○　既に民間宿泊所に入居している元ホームレスに対しても、就労を基本とした地域生活に移行できるよう、的確な支援が必要となっています。

イ　課題に対する取組

○　居宅生活移行支援事業や都「被保護者自立促進事業※」等の活用により、自立に向けた援助が必要なホームレスに対して民間宿泊所等を活用して、路上生活からの脱却に向けた支援を強化します。（国、都、市）

> ※被保護者自立促進事業
> 　生活保護法による被保護者に対して、就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援及び次世代育成支援を行い、本人及び世帯の自立の助長を図る事業

(7) 山谷地域における対策

山谷地域に住む日雇労働者は、現在、失業の常態化に加え、手狭な居住空間や健康の不安を抱えながら、路上生活状態に陥るおそれのある厳しい環境に置かれています。そのため、山谷地域の簡易宿所に宿泊する日雇労働者に対し、生活支援等を行う山谷対策を実施しています。

① 雇用の安定の確保

ア 現状と課題

○ 平成25年3月の都の調査によると、簡易宿所宿泊者のうち8割以上が生活保護を受給しています。生活保護受給者の割合は徐々に高くなっている状況です。

○ しかしながら、簡易宿所にはまだある程度の日雇労働者も居住しています。

この労働者の大半が従事している土木・建設関連業界からの求人数は減少し、さらに労働者は高年齢化してきているため、雇用の安定は厳しい状況にあります。

○ こうした現状を踏まえて、就労機会の拡大と常用化の促進、新たな職種の求人開拓のほか、効果的な自立支援施策が求められます。

イ 課題に対する取組（都、城北労働・福祉センター）

○ 公共事業については、積極的に日雇労働者を雇用するように吸収促進を進めます。

○ 年間を通して安定した特別就労対策事業※の実施に努めます。

○ 雇用の常用化や長期就労の促進策のため、建設・土木関係のほか、清掃やパソコン、自動車運転、介護等の他分野への就労に有効な技能を習得する講習を実施します。

○ 土木、建設の求人開拓とともに、高年齢化が進んでいることから清掃や運搬などの他分野への就労あっせんも行っていきます。

○ 失業が常態化した日雇労働者に対し、これまで従事してきた土木・建設関連以外の分野での常用就職を目指して、介護や清掃の就労訓練を実施することによって、再び就労自立できるよう就労自立支援事業を行っていきます。

> ※特別就労対策事業
> 日雇求人が減少する梅雨、夏季及び越年越冬期に都の公共事業を実施し、日雇労働者の就労機会を拡大することにより、生活の安定を図ることを目的に実施する事業

② 地域生活の環境整備

ア 現状と課題

○ 山谷地域は一般住宅や小売店などの中に簡易宿所が混在していることから、日雇労働者と地域住民が生活圏を共有していますが、路上生活、徘徊などの地域事情から、公園、道路の整備や街路清掃、散水等の環境整備が必要です。

○ 簡易宿所に宿泊する日雇労働者が地域で生活していくためには、住民としての自覚と地元との相互理解に努めることが望ましく、山谷地域を誰もが住みやすいまちにしていくことが求められています。

イ 課題に対する取組

○ 台東区、荒川区が行う山谷地域の公園、道路等の清掃に対し経費を補助し、地域環境の整備に努めます。（都、台東区、荒川区）

○ 山谷地域を誰もが住みやすいまちにするため、町会や商店街、地域の団体などと連携して、地域の意向を踏まえつつ、生活環境の整備に努めます。（都、城北労働・福祉センター）

③ 福祉、保健、医療の連携

ア 現状と課題

(7) 山谷地域における対策

山谷地域に住む日雇労働者は、現在、失業の常態化に加え、手狭な居住空間や健康の不安を抱えながら、路上生活状態に陥るおそれのある厳しい環境に置かれています。そのため、山谷地域の簡易宿所に宿泊する日雇労働者に対し、生活支援等を行う山谷対策を実施しています。

① 雇用の安定の確保

ア 現状と課題

○ 平成25年3月の都の調査によると、簡易宿所宿泊者のうち8割以上が生活保護を受給しています。生活保護受給者の割合は徐々に高くなっている状況です。

○ しかしながら、簡易宿所にはまだある程度の日雇労働者も居住しています。

この労働者の大半が従事している土木・建設関連業界からの求人数は減少し、さらに労働者は高年齢化してきているため、雇用の安定は厳しい状況にあります。

○ こうした現状を踏まえて、就労機会の拡大と常用化の促進、新たな職種の求人開拓のほか、効果的な自立支援施策が求められます。

イ 課題に対する取組（都、城北労働・福祉センター）

○ 公共事業については、積極的に日雇労働者を雇用するように吸収促進を進めます。

○ 年間を通して安定した特別就労対策事業※の実施に努めます。

○ 雇用の常用化や長期就労の促進策のため、建設・土木関係のほか、清掃やパソコン、自動車運転、介護等の他分野への就労に有効な技能を習得する講習を実施します。

○ 土木、建設の求人開拓とともに、高年齢化が進んでいることから清掃や運搬などの他分野への就労あっせんも行っていきます。

○ 失業が常態化した日雇労働者に対し、これまで従事してきた土木・建設関連以外の分野での常用就職を目指して、介護や清掃の就労訓練を実施することによって、再び就労自立できるよう就労自立支援事業を行っていきます。

※特別就労対策事業
日雇求人が減少する梅雨、夏季及び越年越冬期に都の公共事業を実施し、日雇労働者の就労機会を拡大することにより、生活の安定を図ることを目的に実施する事業

② 地域生活の環境整備

ア 現状と課題

○ 山谷地域は一般住宅や小売店などの中に簡易宿所が混在していることから、日雇労働者と地域住民が生活圏を共有していますが、路上生活、徘徊などの地域事情から、公園、道路の整備や街路清掃、散水等の環境整備が必要です。

○ 簡易宿所に宿泊する日雇労働者が地域で生活していくためには、住民としての自覚と地元との相互理解に努めることが望ましく、山谷地域を誰もが住みやすいまちにしていくことが求められています。

イ 課題に対する取組

○ 台東区、荒川区が行う山谷地域の公園、道路等の清掃に対し経費を補助し、地域環境の整備に努めます。（都、台東区、荒川区）

○ 山谷地域を誰もが住みやすいまちにするため、町会や商店街、地域の団体などと連携して、地域の意向を踏まえつつ、生活環境の整備に努めます。（都、城北労働・福祉センター）

③ 福祉、保健、医療の連携

ア 現状と課題

○　山谷地域では日雇労働市場の機能が衰退しており、就労難に加え、労働者の高齢化や傷病等により、仕事に就けない者が増えています。そのため、生活相談、援護機能の充実を図る必要があります。また、日雇労働に従事するため、労働者の健康管理や疾病から復帰する対策が求められます。

○　山谷地域全体では、結核の罹患率が高く、アルコール依存症問題などとともに救急患者も多いことから、保健、医療の面では、結核検診の実施や民間医療機関の協力体制の確保等、保健、医療体制の充実や救急対策を推進していく必要があります。

イ　課題に対する取組

○　山谷地域に居住する日雇労働者を対象に福祉事務所と連携し、生活保護に関する相談を行うとともに、医療に関する相談、住民登録や戸籍に関する相談、交通費や一身上など生活に関する総合的な相談を実施します。また、仕事に就けず所持金もなく、その日の宿泊又は食事に困窮している相談者に対し、応急援護として宿泊援護、給食援護を実施します。（都、城北労働・福祉センター）

○　山谷地域の日雇労働者が傷病や体調不良のときのため、応急診療のできる健康相談室（診療所）において、健康管理に努めます。（都）

○　呼吸器系の診療に並行して結核の投薬治療として「ＤＯＴＳ」事業を実施し、結核の撲滅に努めます。（都、区、城北労働・福祉センター）

④　高齢者対策の実施

ア　現状と課題

○　山谷地域で高齢となった日雇労働者は、就労の機会も少なく、身体機能も衰え、生活基盤を支える収入の確保が困難です。特に、失業が続いたり、疾病等により収入が途絶えると直ちに生活困窮に陥りやすいため、生活安定の施策を推進していく必要があります。

イ　課題に対する取組（都、城北労働・福祉センター）

○　特別就労対策事業に高齢者枠（55 歳以上）を設け、高齢となった日雇労働者の生活収入のための対策を講じます。

○　山谷地域における高齢者の相互交流の場を提供するとともに、悩み等に関する相談を行います。また、敬老行事等も実施します。

⑻　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応

住居喪失不安定就労者は、健康保持や将来に向けた職業能力の蓄積を図れず、将来的には就労機会も失ってホームレスとなるおそれがあり、対策を講ずる必要があります。

国の基本方針では、定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等に寝泊りするなど、不安定な居住環境にある者について、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」としています。

ア　現状と課題

○　都は、平成 20 年 4 月、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りする住居喪失不安定就労者を支援するサポートセンター「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」を新宿区の東京都健康プラザ「ハイジア」に開設しています。

○　住居喪失不安定就労者には、

「比較的若年の男性が多い」

「住居喪失期間は短い」

「ほとんどの者が仕事をしており、月 15 万円程度の収入はあるが、非正規雇用などの不安定就労が多い」

などの特徴があり、都市雑業や建設日雇等に従事して生活する従前のホームレスとは異なる住居喪失者です。

○　「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」では次の各相談業務を行い、住居喪失不安定就労者を支援しています。

○　山谷地域では日雇労働市場の機能が衰退しており、就労難に加え、労働者の高齢化や傷病等により、仕事に就けない者が増えています。そのため、生活相談、援護機能の充実を図る必要があります。また、日雇労働に従事するため、労働者の健康管理や疾病から復帰する対策が求められます。

○　山谷地域全体では、結核の罹患率が高く、アルコール依存症問題などとともに救急患者も多いことから、保健、医療の面では、結核検診の実施や民間医療機関の協力体制の確保等、保健、医療体制の充実や救急対策を推進していく必要があります。

イ　課題に対する取組

○　山谷地域に居住する日雇労働者を対象に福祉事務所と連携し、生活保護に関する相談を行うとともに、医療に関する相談、住民登録や戸籍に関する相談、交通費や一身上など生活に関する総合的な相談を実施します。また、仕事に就けず所持金もなく、その日の宿泊又は食事に困窮している相談者に対し、応急援護として宿泊援護、給食援護を実施します。（都、城北労働・福祉センター）

○　山谷地域の日雇労働者が傷病や体調不良のときのため、応急診療のできる健康相談室（診療所）において、健康管理に努めます。（都）

○　呼吸器系の診療に並行して結核の投薬治療として「ＤＯＴＳ」事業を実施し、結核の撲滅に努めます。（都、区、城北労働・福祉センター）

④　高齢者対策の実施

ア　現状と課題

○　山谷地域で高齢となった日雇労働者は、就労の機会も少なく、身体機能も衰え、生活基盤を支える収入の確保が困難です。特に、失業が続いたり、疾病等により収入が途絶えると直ちに生活困窮に陥りやすいため、生活安定の施策を推進していく必要があります。

イ　課題に対する取組（都、城北労働・福祉センター）

○　特別就労対策事業に高齢者枠（55 歳以上）を設け、高齢となった日雇労働者の生活収入のための対策を講じます。

○　山谷地域における高齢者の相互交流の場を提供するとともに、悩み等に関する相談を行います。また、敬老行事等も実施します。

⑻　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応

住居喪失不安定就労者は、健康保持や将来に向けた職業能力の蓄積を図れず、将来的には就労機会も失ってホームレスとなるおそれがあり、対策を講ずる必要があります。

国の基本方針では、定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等に寝泊りするなど、不安定な居住環境にある者について、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」としています。

ア　現状と課題

○　都は、平成 20 年 4 月、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りする住居喪失不安定就労者を支援するサポートセンター「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」を新宿区の東京都健康プラザ「ハイジア」に開設しています。

○　住居喪失不安定就労者には、

「比較的若年の男性が多い」

「住居喪失期間は短い」

「ほとんどの者が仕事をしており、月 15 万円程度の収入はあるが、非正規雇用などの不安定就労が多い」

などの特徴があり、都市雑業や建設日雇等に従事して生活する従前のホームレスとは異なる住居喪失者です。

○　「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」では次の各相談業務を行い、住居喪失不安定就労者を支援しています。

【ＴＯＫＹＯチャレンジネット事業】
① 生活相談
・ 生活環境や健康状況等を把握する生活相談
・ インターネットカフェが多い地域を巡回し、事業の紹介や相談に応じるアウトリーチ活動
② 居住相談
・ 賃貸物件の情報提供
・ アパート確保のための初期費用や当座の生活資金の貸付
・ 家賃保証料の助成
③ 就労相談
・ 東京ジョブステーションによる就労相談
・ ハローワークによる職業紹介
※ 平成 21 年 3 月には、介護人材育成確保緊急対策事業「ＴＯＫＹＯチャレンジ介護」を開始し、介護職場への就職を目指す離職者・低所得者に対し、介護職員初任者研修講座の資格取得支援や就労支援、一時住居の提供及び生活費の貸付等をあわせて行うことにより、離職者・低所得者の生活の安定と介護人材の育成確保を図っています。

イ 課題に対する取組
○ 引き続き、住居喪失不安定就労者への支援を継続するとともに、社会経済状況の動きを注視しつつ、支援内容の見直しや関係機関との連携強化を積極的に行っていきます。（都）
○ 若年者が不安定な就労を繰り返したり住居を喪失する状況に至らぬよう、何らかの取組が必要です。
学校教育では、勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、体系的な「キャリア教育」（※）を推進します。（都、区市町村）

※キャリア教育
一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
※キャリア発達
社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程
（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」平成２３年１月３１日）

(9) ホームレスの人権擁護
ホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していくためには、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、人権意識の高揚を図ることが大切です。
① 広報・啓発活動の実施
ア 現状と課題
○ ホームレスに対する暴力事件など、ホームレスに対する人権侵害の事例が発生しています。

【ＴＯＫＹＯチャレンジネット事業】
① 生活相談
・ 生活環境や健康状況等を把握する生活相談
・ インターネットカフェが多い地域を巡回し、事業の紹介や相談に応じるアウトリーチ活動
② 居住相談
・ 賃貸物件の情報提供
・ アパート確保のための初期費用や当座の生活資金の貸付
・ 家賃保証料の助成
③ 就労相談
・ 東京ジョブステーションによる就労相談
・ ハローワークによる職業紹介
※ 平成 21 年 3 月には、介護人材育成確保緊急対策事業「ＴＯＫＹＯチャレンジ介護」を開始し、介護職場への就職を目指す離職者・低所得者に対し、介護職員初任者研修講座の資格取得支援や就労支援、一時住居の提供及び生活費の貸付等をあわせて行うことにより、離職者・低所得者の生活の安定と介護人材の育成確保を図っています。

イ 課題に対する取組
○ 引き続き、住居喪失不安定就労者への支援を継続するとともに、社会経済状況の動きを注視しつつ、支援内容の見直しや関係機関との連携強化を積極的に行っていきます。（都）
○ 若年者が不安定な就労を繰り返したり住居を喪失する状況に至らぬよう、何らかの取組が必要です。
学校教育では、勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、体系的な「キャリア教育」（※）を推進します。（都、区市町村）

※キャリア教育
一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
※キャリア発達
社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程
（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」平成２３年１月３１日）

(9) ホームレスの人権擁護
ホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していくためには、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、人権意識の高揚を図ることが大切です。
① 広報・啓発活動の実施
ア 現状と課題
○ ホームレスに対する暴力事件など、ホームレスに対する人権侵害の事例が発生しています。

○　ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮していくことが必要です。

○　ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスに対する正しい理解と認識を深めるための広報・教育啓発活動を推進することが必要です。

イ　課題に対する取組

○　ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について一般都民の理解を促進するため、広報・啓発活動を行います。（都、区市町村）

○　学校教育においては、人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム」に、「東京23区の路上生活者（ホームレス）の現状」に関わる資料や「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抜粋）」とともに、実践・指導事例を掲載します。各学校が「人権教育プログラム」を活用し、路上生活者への理解を深めるための教育を進めていきます。

さらに、地域の実態に即して、児童・生徒に対する生活指導を徹底させるとともに、家庭・地域社会や関係機関との緊密な連携を図るよう努めていきます。（都、区市町村）

○　社会教育においては、東京都・区市町村の社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象とした研修会や人権啓発学習資料等の中で、様々な人権課題の一つとして、ホームレスの人権問題について適宜取り上げるなど、啓発等に努めていきます。（都）

○　相談等を通じてホームレスに対する人権侵害の事案を認知した場合には、人権擁護機関などと連携・協力して適切な解決を図っていきます。（都、区市町村）

②　相談・支援時の人権尊重

ア　現状と課題

○　相談時やホームレスの入所施設において、ホームレスの人権が十分守られることが必要です。

イ　課題に対する取組

○　相談時や自立支援施設入所時のほか、地域生活移行後においても、（元）ホームレスの人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するように努めていきます。

そもそもホームレス状態それ自体が人権尊重に反するということでもあるので、ホームレス状態からの脱却、自立支援の施策を推進していきます。（都）

(10)　地域における生活環境の改善

ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、当該施設の適正な利用を確保し、地域における生活環境の改善を図ることが必要です。

ア　現状と課題

○　都内の公共施設におけるホームレスの概数（平成27年1月概数調査）は次のとおりです。

合計	都管理施設			区市町村管理施設			電鉄関係	その
(人)	公園･霊園	道路	河川	公園	道路	河川※1	(JR・東京メトロ・都営)	他※2
816	193	137	81	218	63	17	54	53

※１：特別区所管分のみ

※２：「その他」とは、庁舎周辺、図書館、体育館、公民館、市町村管理河川、駅前ターミナル周辺等である。

※国管理河川のホームレス数682人を除く。

○　都管理の公園・道路・河川においては、施設管理者による巡回警備や声かけ、退去指導や美化清掃等を実施し、また福祉事務所等関係機関と連携した対応をすることによって、施設内に起居するホームレスは減少しました。

○　ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮していくことが必要です。

○　ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスに対する正しい理解と認識を深めるための広報・教育啓発活動を推進することが必要です。

イ　課題に対する取組

○　ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について一般都民の理解を促進するため、広報・啓発活動を行います。（都、区市町村）

○　学校教育においては、人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム」に、「東京23区の路上生活者（ホームレス）の現状」に関わる資料や「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抜粋）」とともに、実践・指導事例を掲載します。各学校が「人権教育プログラム」を活用し、路上生活者への理解を深めるための教育を進めていきます。

さらに、地域の実態に即して、児童・生徒に対する生活指導を徹底させるとともに、家庭・地域社会や関係機関との緊密な連携を図るよう努めていきます。（都、区市町村）

○　社会教育においては、東京都・区市町村の社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象とした研修会や人権啓発学習資料等の中で、様々な人権課題の一つとして、ホームレスの人権問題について適宜取り上げるなど、啓発等に努めていきます。（都）

○　相談等を通じてホームレスに対する人権侵害の事案を認知した場合には、人権擁護機関などと連携・協力して適切な解決を図っていきます。（都、区市町村）

②　相談・支援時の人権尊重

ア　現状と課題

○　相談時やホームレスの入所施設において、ホームレスの人権が十分守られることが必要です。

イ　課題に対する取組

○　相談時や自立支援施設入所時のほか、地域生活移行後においても、（元）ホームレスの人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するように努めていきます。

そもそもホームレス状態それ自体が人権尊重に反するということでもあるので、ホームレス状態からの脱却、自立支援の施策を推進していきます。（都）

(10)　地域における生活環境の改善

ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、当該施設の適正な利用を確保し、地域における生活環境の改善を図ることが必要です。

ア　現状と課題

○　都内の公共施設におけるホームレスの概数（平成25年8月概数調査）は次のとおりです。

合計	都管理施設			区市町村管理施設			電鉄関係	その
(人)	公園･霊園	道路	河川	公園	道路	河川※1	(JR・東京メトロ・都営)	他※2
1,102	271	147	100	345	107	28	38	66

※１：特別区所管分のみ

※２：「その他」とは、庁舎周辺、図書館、体育館、公民館、市町村管理河川、駅前ターミナル周辺等である。

※国管理河川のホームレス数775人を除く。

○　都管理の公園・道路・河川においては、施設管理者による巡回警備や声かけ、退去指導や美化清掃等を実施し、また福祉事務所等関係機関と連携した対応をすることによって、施設内に起居するホームレスは減少しました。

○　しかしながら、就労できずに路上生活期間が長期化するなど、未だに多くのホームレスが存在しています。

○　今後とも、公共施設の適正な利用が妨げられることのないよう対策が必要です。

イ　課題に対する取組

○　ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、都は公共施設の管理者等の関係機関と一層緊密な連携を図った上で、ホームレスの人権に配慮し、法令等の規定に従って、以下の措置を講ずることとします。（都）

・　管理する公共施設内の巡視・警備の強化、物件の撤去指導等（新規流入・再流入の防止）

・　前記のほか、必要と認める場合には法令の規定に基づき監督処分等の必要な措置

○　洪水などの災害時においては、河川に起居するホームレスに被害が及ぶ危険があるため、河川管理者は、日頃から福祉事務所等関連機関と密接に連絡調整して対応します。

(11) 地域における安全の確保

警察は、関係機関や地域住民と緊密に連携して、ホームレスの人権に配慮しつつ、ホームレス個々の被害防止や要保護事案のほか、地域住民に与える不安感の除去など、地域の安全と平穏を守るための活動を推進していきます。

ア　現状と課題

○　法令に基づき行われる各種警察活動や、不法行為に対する検挙措置等を推進していますが、ホームレスに係わる事件の発生や緊急に救護を必要と認められるホームレスの一時保護等の問題を適正に解決していくためには、関係機関及び地域社会と連携しながら各種対策を推進することが必要です。

イ　課題に対する取組（都）

○　各警察署は、関係行政機関、管理者等との連携に努めます。

○　ホームレスの実態把握に努めるとともに、各種警察活動を通じ、地域住民の不安感の除去とホームレス自身の事件・事故を防止するための活動を推進します。

○　地域住民に不安や危害を与える事案、あるいはホームレス同士による暴行事件等については、速やかに検挙措置等を講じるとともに、再発防止に努めます。

○　公共の場所の管理者等が行う物件の撤去指導等に伴って発生する不法事案等に対し、適切に対処します。

○　緊急に救護を必要と認められる者については、警察官職務執行法等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進します。

(12) 民間団体との連携

ホームレスの自立の支援を推進していくためには、地域の実情を把握している民間団体と連携・協力を図り、ホームレス個々のニーズに即したきめ細かい支援活動を展開していくことが求められます。

ア　現状と課題

○　都内には、ホームレスに対する炊き出し、夜間パトロール、就労相談、医療相談など、独自の支援活動を定期的に行っている団体が複数存在します。

○　現在、都区共同事業である自立支援システムによる施設の運営や、巡回相談等各種支援の実施に当たり、社会福祉法人やＮＰＯ法人等との協働は欠かせないものとなっています。

○　今後、民間団体等との情報交換や意見交換、適正な役割分担による事業の推進を一層進め、ホームレスの自立を多面的に支援する仕組みを強化していくことが必要です。

イ　課題に対する取組

○　社会福祉協議会、社会福祉士会、ＮＰＯ、ボランティア団体等との定期的な情報交換や意見交換を行っていきます。（都、区市、民間団体）

(13) 民生・児童委員の理解の促進

○　しかしながら、就労できずに路上生活期間が長期化するなど、未だに多くのホームレスが存在しています。

○　今後とも、公共施設の適正な利用が妨げられることのないよう対策が必要です。

イ　課題に対する取組

○　ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、都は公共施設の管理者とともに、福祉部局等の関係機関と一層緊密な連携を図った上で、ホームレスの人権に配慮し、法令等の規定に従って、以下の措置を講ずることとします。（都）

・　管理する公共施設内の巡視・警備の強化、物件の撤去指導等（新規流入・再流入の防止）

・　前記のほか、必要と認める場合には法令の規定に基づき監督処分等の必要な措置

○　洪水などの災害時においては、河川に起居するホームレスに被害が及ぶ危険があるため、河川管理者は、日頃から福祉事務所等関連機関と密接に連絡調整して対応します。

(11) 地域における安全の確保

警察は、関係機関や地域住民と緊密に連携して、ホームレスの人権に配慮しつつ、ホームレス個々の被害防止や要保護事案のほか、地域住民に与える不安感の除去など、地域の安全と平穏を守るための活動を推進していきます。

ア　現状と課題

○　法令に基づき行われる各種警察活動や、不法行為に対する検挙措置等を推進していますが、ホームレスに係わる事件の発生や緊急に救護を必要と認められるホームレスの一時保護等の問題を適正に解決していくためには、関係機関及び地域社会と連携しながら各種対策を推進することが必要です。

イ　課題に対する取組（都）

○　各警察署は、関係行政機関、管理者等との連携に努めます。

○　ホームレスの実態把握に努めるとともに、各種警察活動を通じ、地域住民の不安感の除去とホームレス自身の事件・事故を防止するための活動を推進します。

○　地域住民に不安や危害を与える事案、あるいはホームレス同士による暴行事件等については、速やかに検挙措置等を講じるとともに、再発防止に努めます。

○　公共の場所の管理者等が行う物件の撤去指導等に伴って発生する不法事案等に対し、適切に対処します。

○　緊急に救護を必要と認められる者については、警察官職務執行法等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進します。

(12) 民間団体との連携

ホームレスの自立の支援を推進していくためには、地域の実情を把握している民間団体と連携・協力を図り、ホームレス個々のニーズに即したきめ細かい支援活動を展開していくことが求められます。

ア　現状と課題

○　都内には、ホームレスに対する炊き出し、夜間パトロール、就労相談、医療相談など、独自の支援活動を定期的に行っている団体が複数存在します。

○　現在、都区共同事業である自立支援システムによる施設の運営や、巡回相談等各種支援の実施に当たり、社会福祉法人やＮＰＯ法人等との協働は欠かせないものとなっています。

○　今後、民間団体等との情報交換や意見交換、適正な役割分担による事業の推進を一層進め、ホームレスの自立を多面的に支援する仕組みを強化していくことが必要です。

イ　課題に対する取組

○　社会福祉協議会、社会福祉士会、ＮＰＯ、ボランティア団体等との定期的な情報交換や意見交換を行っていきます。（都、区市、民間団体）

(13) 民生・児童委員の理解の促進

ホームレスの個々の状況に応じた、自立支援を的確に実施していくためには、地域の実情を把握し、きめ細かい活動を実施している民生・児童委員との連携が不可欠です。

民生・児童委員にホームレス問題や施策等の十分な情報提供を行い、理解と協力を得ることにより、地域住民へのホームレスに対する理解が促進され、ホームレスの自立支援への効果的な推進につながります。

ア　現状と課題

○　民生・児童委員との連絡会などの様々な会議、情報交換の場などを通じ、民生・児童委員に対し、ホームレスに関する情報提供と、取組への理解について説明しています。

イ　課題に対する取組（都、民生・児童委員）

○　引き続き、機会をとらえて情報提供と理解の促進に努めていきます。

Ⅳ　計画の推進及び見直し

1　計画の推進

(1) 計画の推進体制

○　ホームレスの自立支援については、安定した生活の確保とともに、保健・医療の確保、雇用・就業機会の確保、総合的な相談・支援体制の確立等、多方面での取組や広域的な連絡、調整が必要であり、行政・民間等の関係者が連携・協力して積極的な対策の推進を図っていくことが重要です。

○　計画策定後は、必要に応じ、都民及び関係者の方々の意見も踏まえ計画のフォローアップを行っていきます。

(2) 関係者の役割分担

①　東京都の役割

東京都は、国の基本方針に即して、また、独自にホームレス対策をより効果的に推進するための施策を、区市町村や民間団体とも協力しながら実施していきます。同時に、区市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための広域的な調整や実施計画の策定及び各種施策の取組に関する情報提供等の支援を行います。

②　区市町村の役割

区市町村は国の基本方針や都の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する役割を担うことが期待されています。

③　施設管理者の役割

公園等の施設管理者は、ホームレスの人権に配慮し、また自立支援策との連携を図りつつ、施設の適正な利用の確保に努めることが必要です。

④　民間団体の役割

ホームレスの自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担っています。このため、民間団体は、その団体の目的に応じて、ホームレスに関する問題の解決に資する活動に努めるとともに、都や区市町村が行う支援事業の事業実施者としての役割を担うことが期待されています。

2　計画の見直し

本実施計画は、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、最新の時点における都内のホームレスの状況を客観的に把握し、それまでに進めた施策の評価を行った上で、適宜必要な見直しを行います。

ホームレスの個々の状況に応じた、自立支援を的確に実施していくためには、地域の実情を把握し、きめ細かい活動を実施している民生・児童委員との連携が不可欠です。

民生・児童委員にホームレス問題や施策等の十分な情報提供を行い、理解と協力を得ることにより、地域住民へのホームレスに対する理解が促進され、ホームレスの自立支援への効果的な推進につながります。

ア　現状と課題

○　民生・児童委員との連絡会などの様々な会議、情報交換の場などを通じ、民生・児童委員に対し、ホームレスに関する情報提供と、取組への理解について説明しています。

イ　課題に対する取組（都、民生・児童委員）

○　引き続き、機会をとらえて情報提供と理解の促進に努めていきます。

Ⅳ　計画の推進及び見直し

1　計画の推進

(1) 計画の推進体制

○　ホームレスの自立支援については、安定した生活の確保とともに、保健・医療の確保、雇用・就業機会の確保、総合的な相談・支援体制の確立等、多方面での取組や広域的な連絡、調整が必要であり、行政・民間等の関係者が連携・協力して積極的な対策の推進を図っていくことが重要です。

○　計画策定後は、必要に応じ、都民及び関係者の方々の意見も踏まえ計画のフォローアップを行っていきます。

(2) 関係者の役割分担

①　東京都の役割

東京都は、国の基本方針に即して、また、独自にホームレス対策をより効果的に推進するための施策を、区市町村や民間団体とも協力しながら実施していきます。同時に、区市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための広域的な調整や実施計画の策定及び各種施策の取組に関する情報提供等の支援を行います。

②　区市町村の役割

区市町村は国の基本方針や都の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する役割を担うことが期待されています。

③　施設管理者の役割

公園等の施設管理者は、ホームレスの人権に配慮し、また自立支援策との連携を図りつつ、施設の適正な利用の確保に努めることが必要です。

④　民間団体の役割

ホームレスの自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担っています。このため、民間団体は、その団体の目的に応じて、ホームレスに関する問題の解決に資する活動に努めるとともに、都や区市町村が行う支援事業の事業実施者としての役割を担うことが期待されています。

2　計画の見直し

本実施計画は、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、最新の時点における都内のホームレスの状況を客観的に把握し、それまでに進めた施策の評価を行った上で、適宜必要な見直しを行います。

Ⅴ　参考資料

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）（略）
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）（略）
生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（略）
特措法と新法の関係（新設）
新法施行後の自立支援システム（新設）

特措法と新法の関係

	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	生活困窮者自立支援法
目的	ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
公布・施行日	平成 14 年 8 月 7 日公布・施行 ※　平成 24 年 6 月 20 日に、従前 10 年間であった期間を 5 年間延長する一部改正法が公布・施行。	平成 25 年 12 月 6 日公布 平成 27 年 4 月 1 日施行
法律の主な内容	○ホームレス全国調査の実施 ○国のホームレス基本指針の策定、自治体の実施計画の策定 ○法律の趣旨を踏まえた予算事業として主に以下の事業を実施 ・ホームレス総合相談推進事業 ・ホームレス緊急一時宿泊事業 ・ホームレス自立支援事業	○必須事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ○任意事業 ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計相談支援事業　等
その他	平成 29 年 8 月 7 日に期間が満了	―

Ⅴ　参考資料
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成 25 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）

新法施行後の自立支援システム

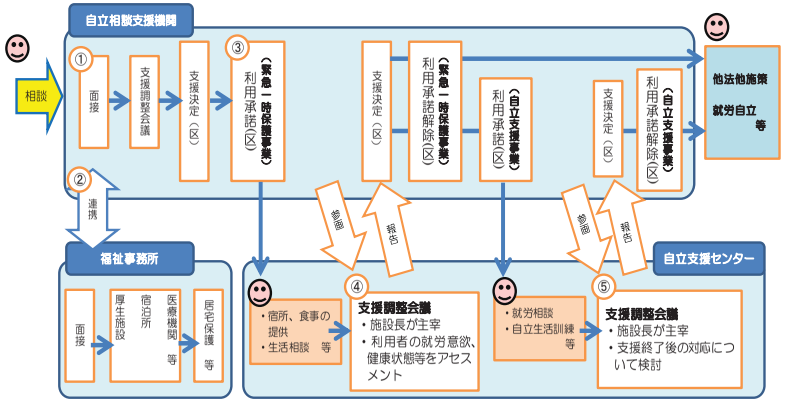

※　緊急一時保護事業～自立支援事業利用の概要

①　自立相談支援機関では、広く包括的に相談を受け付ける。
②　その後の支援について福祉事務所と連携し、生活保護が必要な場合は福祉事務所につなぐ（自立相談支援機関）。
③　支援調整会議の後、緊急一時保護事業の利用を承諾。
④　利用者の就労意欲、健康状態等をアセスメントし、自立支援事業の利用適否を判断する。
⑤　自立支援センター入所後６ヶ月以内を原則に、支援終了後の対応を検討する。

６ 路上生活者対策事業実施大綱

（趣旨）

第１ 特別区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者の一時的な保護及び就労による自立など、路上生活からの早期の社会復帰に向けた支援を行うため、東京都と特別区は共同して路上生活者対策事業を実施する。

（路上生活者対策事業の種類、目的、内容及び相互の関係）

第２ 路上生活者対策事業は、路上生活者巡回相談事業（以下「巡回相談事業」という。）、路上生活者緊急一時保護事業（以下「緊急一時保護事業」という。）、路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）及び地域生活継続支援事業とし、それぞれの目的及び内容は次のとおりとする。

① 巡回相談事業は、路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者について、関係機関と連携して必要な支援を受けられるようにすることを目的として、その起居する場所を巡回して面接相談を実施し、路上生活者の状況把握及び路上生活者対策事業等の紹介・利用あっせんを行う。

② 緊急一時保護事業は、特別区内の路上生活者の一時的な保護及びその実状に応じた社会復帰への支援をすることを目的として、宿所・食事等の提供（以下「宿泊援護」という。）生活相談及び指導、健康診断並びに利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価（以下「アセスメント」という。）を行う。

③ 自立支援事業は、原則として、緊急一時保護事業によるアセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者について、就労による自立を図ることを目的として、次に掲げる支援を行う。

ア 就労支援

宿泊援護と併せて、生活・健康・職業・住宅等の相談及び指導を行うことにより、利用者の就労自立に向けた支援を行う。

イ 地域生活移行支援

就労が確保された者を対象に、独立した住宅設備（以下「自立支援住宅」という。）を自立生活訓練の場として提供し、訪問等により、就労の継続等に関する相談及び指導並びに住宅相談その他の地域生活への移行に向けた支援を実施する。

④ 地域生活継続支援事業は、原則として自立支援事業による支援を終了した者等について、地域生活を継続し再び路上生活に戻らないようにすることを目的として、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援等のアフターケアを行う。

２ 特別区内の路上生活者に対する支援は、就労による自立と社会生活への復帰を基本とすることとし、巡回相談事業による面接相談、緊急一時保護事業による一時的な保護とアセスメント、自立支援事業による就労支援及び地域生活移行支援、地域生活継続支援事業によるアフターケアの順序で行うことを原則とする。ただし、利用者の状況により、途中過程の一部を省略することができるものとする。

（事業の実施）

第３ 路上生活者対策事業の利用承諾及び利用終了後の処遇決定は、各特別区の役割とする。

２ 巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業及び地域生活継続支援事業の実施は特別区の役割とし、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が共同処理する。

３ 前項の事業の実施に必要な自立支援住宅及び職業相談体制等の確保調整は東京都の役割とする。

４ ２に掲げる事業は、特人厚が社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

５ 特人厚は、２に掲げるもののほか、路上生活者対策事業の円滑な運営と利用後の安定的な地域生活の継続を促進するため、事業の利用調整及び調査・統計等の事務を行う。

（路上生活者対策施設の設置）

第４ 路上生活者対策事業を実施するため、路上生活者対策施設として、路上生活者自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）を、各ブロックに１か所設置する。

２ 自立支援センターは、原則として各ブロック内の路上生活者が多い特別区から順次設置するという基本的な考え方に基づき都区が協議して定めた順番により設置し、その設置期間は、原則として５年程度とする。

３ 自立支援センターの設置場所は、東京都と前項の規定により自立支援センターを設置する特別区との協議により決定する。

４ 自立支援センターの施設建設は東京都の役割とする。なお、施設の管理については特別区の役割とし、特人厚が共同処理する。

（自立支援住宅の確保）

第５ 自立支援住宅は、借上げによりブロック内の各特別区に均等に確保することを原則とする。

（費用の負担）

第６ 路上生活者対策施設の建設及び管理並びに路上生活者対策事業の実施に要する費用は、国庫補助額を除いた額について、東京都と特別区がそれぞれ２分の１ずつ負担する。ただし費用には施設開設に伴う諸経費を含むものとする。

２ 各特別区の費用負担は、均等とする。

（協議会の設置）

第７ 路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の実施を円滑に行うため、東京都、特別区及び特人厚により構成する「路上生活者対策事業運営協議会」を設置する。

（その他）

第８ この大綱に定めるもののほか、路上生活者対策事業の実施に必要な事項は、東京都福祉保健局と特別区厚生部長会が協議の上決定するものとする。

附 則

１ この大綱は、平成２０年４月１日から施行する。

２ 路上生活者対策事業実施大綱（平成１８年４月１日付、以下「旧大綱」という。）は、平成２０年３月３１日をもって廃止する。

３ 施行日において現に旧大綱に基づくホームレス地域生活移行支援事業の利用決定を受けた者で、その利用期間が終了していない者に係る同事業の実施については、なお従前の例による。

４ 第４（路上生活者対策施設の設置）中「自立支援センター」とあるのは、当分の間、「緊急一時保護センター及び自立支援センター」と読み替えるものとする。

7 新宿区のホームレス自立支援等の経緯

年度	年 月		内 容
55	昭和55年 8月		新宿西口バス放火事件（死者6人、重軽傷者14人）
3	平成 3年12月	新宿区	新宿西口で、現地出張相談開始
4	5年 2月		冬期臨時宿泊事業（第1回）開始［大田寮］
5	5年 5月		新宿西口に「ダンボールハウス」ができ始める
	6年 2月		「路上生活者問題に関する都区検討会」発足
6	6年12月		冬期臨時宿泊事業（第2回）開始［さくら寮・なぎさ寮］
7	7年12月		冬期臨時宿泊事業（第3回）開始［さくら寮・なぎさ寮］
	8年 1月	東京都	新宿西口のホームレス強制立退き（臨時保護施設入所79人）
9	9年12月		冬期臨時宿泊事業（第4回）開始［さくら寮・なぎさ寮］
	10年 2月		新宿西口ダンボールハウス火災事故（死者4人、ダンボールハウス約50軒焼失）
	2月		ダンボールハウス自主撤去（なぎさ寮入所172人、女性相談センター入所4人）
	2月	新宿区	暫定自立支援センター［北新宿寮］の設置に向け「自立支援センター設置反対協議会」と協議開始
10	10年 4月		暫定自立支援センター［さくら寮］開設（47人入所）
	4月		暫定自立支援センター［北新宿寮］開設（79人入所）
	6月	新宿区議会	「総合的な路上生活者対策を求める意見書」を国へ提出
	9月		暫定自立支援センター［北新宿寮］閉鎖
	10月	国	「ホームレス問題勉強会」（第１回）11年10月まで６回開催 （東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市、新宿区と厚生省、労働省、通産省、建設省、国土庁の各政務次官が参加）
	10月		暫定自立支援センター［さくら寮］閉鎖
	12月		冬期臨時宿泊事業（第5回）開始［さくら寮・なぎさ寮］
	11年 2月	国	「ホームレス問題連絡会議」（第１回）12年9月まで６回開催 （国と5都市参加）
11	11年 7月	国	「ホームレスの自立支援方策に関する研究会」（厚生省）発足
12	12年 7月	東京都 東京23区	「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結 実施内容は「路上生活者対策事業実施大綱」に定めた
	11月	都区共同	自立支援センター［台東寮］開設
	11月	都区共同	自立支援センター［新宿寮］開設
	13年 3月	東京都	「東京ホームレス白書」発表

年度	年	月		内 容
13	13年	4月	都区共同	自立支援センター[豊島寮] 開設
		10月	新宿区議会	「ホームレス対策特別措置法の制定に関する意見書」を国へ提出
		11月	都区共同	緊急一時保護センター[大田寮] 開設
	14年	2月	新宿区	新宿区長が「ホームレス対策特別措置法の早期制定に関する要望」を「ホームレス問題に関するワーキングチーム」（与党三党）に提出
		2月	都区共同	自立支援センター[墨田寮] 開設
14	14年	7月	国	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」制定
		9月	東京都 東京23区	東京都知事・特別区長会が「首都東京における路上生活者対策に関する要望書」を厚生大臣に提出
	15年	2月	国	「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」実施
		3月	新宿区	「路上生活者実態調査報告書」作成
		3月	都区共同	緊急一時保護センター[板橋寮] 開設
15	15年	4月	新宿区	「宿泊所等入所者相談援助事業」開始
		4月	新宿区	「巡回相談事業」開始
		7月	国	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定
	16年	3月	都区共同	緊急一時保護センター[江戸川寮] 開設
		3月	都区共同	自立支援センター[渋谷寮] 開設
16	16年	6月	都区共同	「地域生活移行支援事業」開始 平成16年度開始：新宿区立中央公園・都立戸山公園、墨田区立隅田公園 平成17年度開始：台東区立隅田公園、都立代々木公園、都立上野恩賜公園
		7月	東京都	「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」策定
	17年	2月	都区共同	緊急一時保護センター[荒川寮] 開設
17	17年	4月	東京都 東京23区	「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正（地域生活移行支援事業を追加）
		8月	都区共同	緊急一時保護センター[千代田寮] 開設
		9月		「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」（愛称：東京ジョブステーション）の設置（行政・民間・ＮＰＯ法人・都民等が参画）
		10月	都区共同	自立支援センター[北寮] 開設、[台東寮] 閉鎖
		10月	都区共同	自立支援センター[中央寮] 開設、[新宿寮] 閉鎖
	18年	2月	新宿区	「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」策定
18	18年	4月	新宿区	「拠点相談所（とまりぎ）」開始
		4月	東京都 東京23区	「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正（公園等現地に出向いての面接相談、また地域で自立生活を送る元利用者へのアフターフォローを行う「巡回相談事業」追加）
		4月	都区共同	自立支援センター[杉並寮] 開設、[豊島寮] 閉鎖
		11月	都区共同	緊急一時保護センター[世田谷寮] 開設、[大田寮] 閉鎖
	19年	1月	国	「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」実施
		2月	都区共同	自立支援センター[葛飾寮] 開設、[墨田寮] 閉鎖

年度	年 月		内 容	
19	19年	4月	新宿区	「自立支援ホーム」開始
		4月	新宿区	「地域生活安定促進事業」開始
		5月	東京都	「東京ホームレス白書Ⅱ」発表
		8月	都区共同	「路上生活者対策事業の再構築について」策定 緊急一時保護センター・自立支援センターの統合、自立支援住宅の設置
		8月	都区共同	「地域生活移行支援事業」 新宿区立西戸山公園・諏訪公園・諏訪の森公園
	20年	3月	都区共同	緊急一時保護センター[練馬寮] 開設、[板橋寮] 閉鎖
20	20年	4月	東京都 東京23区	「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正（「路上生活者対策事業の再構築」を反映）
		4月	東京都	「TOKYOチャレンジネット」開設 （新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア3F）
		7月	国	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」改定
		12月		「年越し派遣村」日比谷公園に開設
	21年	1月	新宿区	「新宿区路上生活者実態調査」実施
		2月	東京都	「東京キャリアアップハローワーク」開設 （新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9F）
		3月	都区共同	自立支援センター[品川寮] 開設、[渋谷寮] 閉鎖
		3月	都区共同	緊急一時保護センター[江東寮] 開設、[江戸川寮] 閉鎖
21	21年	10月	東京都	「ホームレスの自立の支援等に関する東京都実施計画（第２次）」策定
		12月	国 東京都	「年末年始生活総合相談」（公設派遣村）実施
	22年	1月	都区共同	緊急一時保護センター[文京寮] 開設、[荒川寮] 閉鎖
		2月	新宿区	「新宿区第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」策定
22	22年	8月	都区共同	緊急一時保護センター[港寮] 開設、[千代田寮] 閉鎖
		9月	都区共同	自立支援センター[中央寮]閉鎖
		10月	都区共同	緊急一時保護センター[港寮][文京寮]が新型自立支援センターに移行、[北寮]閉鎖
	23年	3月	都区共同	自立支援センター[中野寮] 開設
23	23年	4月	都区共同	[杉並寮] 閉鎖
		7月	国 新宿区	「新宿就職サポートナビ」開設
		11月	都区共同	自立支援センター[品川寮]が新型自立支援センターに移行、[世田谷寮]閉鎖
	24年	1月	国	「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」実施
		2月	都区共同	「路上生活者対策事業の今後の展開について」検討結果報告取りまとめ
		3月	都区共同	緊急一時保護センター[江東寮] が新型自立支援センターに移行、[葛飾寮] 閉鎖

年度	年 月		内 容	
24	24年	6月	国	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」５年間延長
	25年	2月	都区共同	自立支援センター[中野寮] が新型自立支援センターに移行 以降開設する自立支援センターは、すべて新型自立支援センターとなる
		3月	都区共同	[練馬寮] 閉鎖
25	25年	7月	国	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定(改定)
		12月	国	「生活困窮者自立支援法」公布
	26年	2月	東京都 東京23区	東京都知事・特別区長会が「都区共同の「路上生活者対策事業」実施にかかる緊急要望」を厚生労働大臣に提出
		3月	都区共同	自立支援センター[足立寮] 開設、[江東寮] 閉鎖
		3月	都区共同	自立支援センター[目黒寮] 開設、[品川寮] 閉鎖
26	26年	6月	東京都	「ホームレスの自立の支援等に関する東京都実施計画（第３次）」策定（改定）
		7月	東京都 東京23区	東京都知事・特別区長会が「ホームレス対策の更なる推進にかかる緊急要望」を厚生労働大臣に提出
		12月	東京23区	特別区長会が「福祉制度にかかる緊急要望」を厚生労働大臣に提出
	27年	1月	東京都	自立支援センター[台東寮] 開設、[文京寮] 閉鎖
		3月	国	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定（再改定）
27	27年	4月	国	「生活困窮者自立支援法」施行
		8月	都区共同	自立支援センター[新宿寮]開設、「港寮」閉鎖
		9月	東京都	「ホームレスの自立の支援等に関する東京都実施計画（第３次）」再改定
	28年	1月	新宿区	「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」策定

8 新宿区のホームレス事業に関する事業費等の推移

番号	事業費名	平成21年度予算額			平成21年度決算額			平成22年度予算額			平成22年度決算額		
		事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	22,228,000	10,804,000	11,424,000	26,084,720	5,045,000	21,039,720	36,638,000	11,250,000	25,388,000	31,064,817	5,045,000	26,019,817
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	12,272,000	6,136,000	6,136,000	12,271,600	6,136,000	6,135,600	12,272,000	6,136,000	6,136,000	12,271,600	6,135,000	6,136,600
3	ホームレス対策(③路上生活者対策事業分担金)	12,062,000	0	12,062,000	9,988,702	0	9,988,702	10,116,000	0	10,116,000	6,791,871	0	6,791,871
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	26,022,000	12,822,000	13,200,000	26,021,999	0	26,021,999	26,022,000	12,822,000	13,200,000	26,021,999	26,021,000	999
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	12,440,000	12,440,000	0	12,439,851	12,440,000	△ 149	12,440,000	12,440,000	0	12,439,851	12,440,000	△ 149
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	9,911,000	4,956,000	4,955,000	9,910,560	4,955,000	4,955,560	9,911,000	4,956,000	4,955,000	9,910,560	4,955,000	4,955,560
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)	1,010,000	0	1,010,000	1,315,750	0	1,315,750	0	0	0	0	0	0
		95,945,000	47,158,000	48,787,000	98,033,182	28,576,000	69,457,182	107,399,000	47,604,000	59,795,000	98,500,698	54,596,000	43,904,698

番号	事業費名	平成23年度予算額			平成23年度決算額			平成24年度予算額			平成24年度決算額		
		事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	43,465,000	14,900,000	28,565,000	41,120,648	10,000,000	31,120,648	36,184,000	14,600,000	21,584,000	29,976,630	10,000,000	19,976,630
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	12,272,000	6,136,000	6,136,000	12,271,600	12,272,000	△ 400	12,272,000	12,272,000	0	12,271,600	12,272,000	△ 400
3	ホームレス対策(③路上生活者対策事業分担金)	1,217,000	0	1,217,000	568,770	0	568,770	1,596,000	0	1,596,000	601,026	0	601,026
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	27,778,000	27,778,000	0	27,776,999	27,776,000	999	29,875,000	29,875,000	0	29,874,390	29,874,000	390
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	25,040,000	25,040,000	0	25,039,851	25,040,000	△ 149	25,040,000	25,040,000	0	25,039,851	25,040,000	△ 149
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	9,911,000	4,955,000	4,956,000	9,910,560	4,955,000	4,955,560	12,020,000	6,010,000	6,010,000	12,019,920	6,010,000	6,009,920
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		119,683,000	78,809,000	40,874,000	116,688,428	80,043,000	36,645,428	116,987,000	87,797,000	29,190,000	109,783,417	83,196,000	26,587,417

番号	事業費名	平成25年度予算額			平成25年度決算額			平成26年度予算額			平成26年度決算額		
		事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	36,504,000	15,330,000	21,174,000	28,270,663	10,000,000	18,270,663	34,363,000	10,000,000	24,363,000	24,087,730	10,000,000	14,087,730
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	12,272,000	12,272,000	0	12,271,600	12,271,600	0	12,623,000	12,623,000	0	12,551,846	12,551,846	0
3	ホームレス対策(③路上生活者対策事業分担金)	6,623,000	0	6,623,000	4,855,891	0	4,855,891	6,623,000	0	6,623,000	4,950,768	0	4,950,768
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	29,875,000	29,875,000	0	29,937,390	29,937,000	390	30,729,000	30,729,000	0	30,663,144	30,663,000	144
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	25,040,000	25,040,000	0	25,039,851	25,039,851	0	25,756,000	25,756,000	0	25,755,276	25,755,276	0
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	12,020,000	6,010,000	6,010,000	12,019,920	6,010,000	6,009,920	12,364,000	6,182,000	6,182,000	12,363,344	6,182,000	6,181,344
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)	1,113,000	0	1,113,000	353,425	0	353,425	767,000	0	767,000	163,060	0	163,060
		123,447,000	88,527,000	34,920,000	112,748,740	83,258,451	29,490,289	123,225,000	85,290,000	37,935,000	110,535,168	85,152,122	25,383,046

番号	事業費名	平成27年度予算額		
		事業費	特定財源	一般財源
1	ホームレス対策（①宿泊所の確保等）	36,743,000	22,797,000	13,946,000
2	ホームレス対策（②宿泊所等入所者相談援助事業）	12,623,000	6,311,000	6,312,000
3	ホームレス対策（③路上生活者対策事業分担金）	67,291,000	42,808,000	24,483,000
4	ホームレス対策（④拠点相談事業）	24,622,000	18,174,000	6,448,000
5	ホームレス対策（⑤地域生活安定促進）	22,063,000	11,031,000	11,032,000
6	ホームレス対策（⑥自立支援ホーム）	12,364,000	8,778,000	3,586,000
7	ホームレス対策 （⑦自立支援等に関する推進計画の改定）	767,000	0	767,000
		176,473,000	109,899,000	66,574,000

番号	事業費名	平成21年度実績			
		第Ⅲ期推進計画の事業名		事業実績	受託者
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	(3)福祉的支援の条件整備	①応急援護事業	福祉事務所・拠点相談所での食料提供 延べ59,023人	
		(4)施設・住宅資源の確保	①民間宿泊所の借上げ： 給食宿泊場所の確保	宿泊所利用泊数 延べ3,151泊	中高年事業団やまて企業組合新宿支部
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	(1)相談体制の機能強化	④地域生活サポート： 宿泊所等入所者相談援助事業	相談実績（施設内）延べ 756件 （施設外）延べ1,250件	スープの会地域生活支援ホーム
3	ホームレス対策(③地域生活移行支援事業等分担金)	(4)施設・住宅資源の確保	②緊急一時保護事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(緊急一時保護センター) 千代田寮入所者248人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 ※中央寮の宿所提供及び建物管理等：特定非営利活動法人エス・エス・エス（事務局：特別区人事・厚生事務組合） ※このほかに、(1) 相談体制の機能強化 ②巡回相談事業(都区共同)、⑥地域生活継続支援事業(都区共同)及び(4) 施設・住宅資源の確保 ⑤自立支援事業(自立支援住宅)（都区共同)等を含む
		(4)施設・住宅資源の確保	④自立支援事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(自立支援センター) 中央寮入所者 148人	
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	(1)相談体制の機能強化	①拠点相談所	相談件数 延べ10,191件	社団法人 東京社会福祉士会
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	(1)相談体制の機能強化	⑤訪問サポート： 地域生活安定促進事業	新規対象者数383人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	(4)施設・住宅資源の確保	③自立支援ホーム	入所者 10人	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)	新宿区第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画 平成21年度に策定委員会を5回開催し、パブリック・コメントを実施して改定した。平成22年2月施行。			

番号	事業費名	平成22年度実績			
		第Ⅲ期推進計画の事業名		事業実績	受託者
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	(3)福祉的支援の条件整備	①応急援護事業	福祉事務所・拠点相談所での食料提供 延べ32,831人	
		(4)施設・住宅資源の確保	①民間宿泊所の借上げ： 給食宿泊場所の確保	宿泊所利用泊数 延べ6,037泊	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構 中高年事業団やまて企業組合新宿支部
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	(1)相談体制の機能強化	④地域生活サポート： 宿泊所等入所者相談援助事業	相談実績（施設内）延べ1,226件 （施設外）延べ1,270件	スープの会地域生活支援ホーム
3	ホームレス対策(③地域生活移行支援事業等分担金)	(4)施設・住宅資源の確保	②緊急一時保護事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(緊急一時保護センター) 千代田寮入所者207人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 ※中央寮の宿所提供及び建物管理等：特定非営利活動法人エス・エス・エス（事務局：特別区人事・厚生事務組合） ※このほかに、(1) 相談体制の機能強化② 巡回相談事業(都区共同)、⑥ 地域生活継続支援事業(都区共同)及び(4) 施設・住宅資源の確保 ⑤ 自立支援事業(自立支援住宅)（都区共同)等を含む。
		(4)施設・住宅資源の確保	④自立支援事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(自立支援センター) 中央寮入所者116人	
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	(1)相談体制の機能強化	①拠点相談所	相談件数 延べ7,674件	社団法人 東京社会福祉士会
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	(1)相談体制の機能強化	⑤訪問サポート： 地域生活安定促進事業	新規対象者数230人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	(4)施設・住宅資源の確保	③自立支援ホーム	入所者10人	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)				

番号	事業費名	平成23年度実績			
		第Ⅲ期推進計画の事業名		事業実績	受託者
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	(3)福祉的支援の条件整備	①応急擁護事業	福祉事務所・拠点相談所での食料提供 延べ23,454人	
		(4)施設・住宅資源の確保	①民間宿泊所の借上げ： 給食宿泊場所の確保	宿泊所利用泊数 延べ8,863泊	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構 中高年事業団やまて企業組合新宿支部
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	(1)相談体制の機能強化	④地域生活サポート： 宿泊所等入所者相談援助事業	相談実績（施設内）延べ1,940件 （施設外）延べ 776件	スープの会地域生活支援ホーム
3	ホームレス対策(③地域生活移行支援事業等分担金)	(4)施設・住宅資源の確保	②緊急一時保護事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(緊急一時保護事業) 港寮入所者140人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 (事務局:特別区人事・厚生事務組合) ※このほかに、(1) 相談体制の機能強化② 巡回相談事業(都区共同)、⑥ 地域生活継続支援事業(都区共同)及び(4) 施設・住宅資源の確保 ⑤ 自立支援事業(自立支援住宅) (都区共同)等を含む
		(4)施設・住宅資源の確保	④自立支援事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(自立支援事業) 港寮入所者110人	
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	(1)相談体制の機能強化	①拠点相談所	相談件数 延べ6,646件	社団法人 東京社会福祉士会
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	(1)相談体制の機能強化	⑤訪問サポート： 地域生活安定促進事業	生活サポート事業 新規依頼数259人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
		(4)施設・住宅資源の確保		区外宿泊者サポート事業 新規依頼数 126人	特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	(4) 施設・住宅資源の確保	③自立支援ホーム（新宿区）	入所者9人	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)				

番号	事業費名	平成24年度実績			
		第Ⅲ期推進計画の事業名		事業実績	受託者
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	(3)福祉的支援の条件整備	①応急援護事業	福祉事務所・拠点相談所での食料提供 延べ15,917人	
		(4)施設・住宅資源の確保	①民間宿泊所の借上げ： 給食宿泊場所の確保	宿泊所利用泊数 延べ6,868泊	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構 中高年事業団やまて企業組合新宿支部
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	(1)相談体制の機能強化	④地域生活サポート： 宿泊所等入所者相談援助事業	相談実績（施設内）延べ1,649件 （施設外）延べ 764件	スープの会地域生活支援ホーム
3	ホームレス対策(③地域生活移行支援事業等分担金)	(4)施設・住宅資源の確保	②緊急一時保護事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(緊急一時保護事業) 港療入所者126人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 (事務局:特別区人事・厚生事務組合) ※このほかに、(1) 相談体制の機能強化② 巡回相談事業(都区共同)、⑥ 地域生活継続支援事業(都区共同)及び(4) 施設・住宅資源の確保 ⑤ 自立支援事業(自立支援住宅) (都区共同)等を含む
		(4)施設・住宅資源の確保	④自立支援事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(自立支援事業) 港療入所者146人	
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	(1)相談体制の機能強化	①拠点相談所	相談件数 延べ5,727件	社団法人 東京社会福祉士会
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	(1)相談体制の機能強化	⑤訪問サポート： 地域生活安定促進事業	生活サポート事業 新規依頼数204人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
		(4)施設・住宅資源の確保		区外宿泊者サポート事業 新規依頼数 21人	特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	(4)施設・住宅資源の確保	③自立支援ホーム（新宿区）	入所者13人	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)				

番号	事業費名	平成25年度実績			
		第Ⅲ期推進計画の事業名		事業実績	受託者
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	(3)福祉的支援の条件整備	①応急擁護事業	福祉事務所・拠点相談所での食料提供 延べ10,292人	
		(4)施設・住宅資源の確保	①民間宿泊所の借上げ： 給食宿泊場所の確保	宿泊所利用泊数 延べ6,563泊	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構 中高年事業団やまて企業組合新宿支店
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	(1)相談体制の機能強化	④地域生活サポート： 宿泊所等入所者相談援助事業	相談実績（施設内）延べ1,802件 （施設外）延べ 721件	スープの会地域生活支援ホーム
3	ホームレス対策(③地域生活移行支援事業等分担金)	(4)施設・住宅資源の確保	②緊急一時保護事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(緊急一時保護事業) 港寮入所者142人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 (事務局:特別区人事・厚生事務組合) ※このほかに、(1) 相談体制の機能強化② 巡回相談事業(都区共同)、⑥地域生活継続支援事業(都区共同)及び(4) 施設・住宅資源の確保 ⑤ 自立支援事業(自立支援住宅) (都区共同)等を含む
		(4)施設・住宅資源の確保	④自立支援事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(自立支援事業) 港寮入所者172人	
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	(1)相談体制の機能強化	①拠点相談所	相談件数 延べ3,971件	公益社団法人 東京社会福祉士会
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	(1)相談体制の機能強化	⑤訪問サポート： 地域生活安定促進事業	生活サポート事業 新規対象者数284人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
		(4)施設・住宅資源の確保		区外宿泊者サポート事業 新規対象者数 45人	特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	(4) 施設・住宅資源の確保	③自立支援ホーム（新宿区）	入所者11人	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)	新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画 策定委員会を2回開催した。			

番号	事業費名	平成26年度実績			
		第Ⅲ期推進計画の事業名		事業実績	受託者
1	ホームレス対策(①宿泊所の確保等)	(3)福祉的支援の条件整備	①応急擁護事業	福祉事務所・拠点相談所での食料提供 延べ9,292人	
		(4)施設・住宅資源の確保	①民間宿泊所の借上げ： 給食宿泊場所の確保	宿泊所利用泊数 延べ5,611泊	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構 中高年事業団やまて企業組合新宿支店
2	ホームレス対策(②宿泊所等入所者相談援助事業)	(1)相談体制の機能強化	④地域生活サポート： 宿泊所等入所者相談援助事業	相談実績（施設内）延べ1,691件 （施設外）延べ 746件	スープの会地域生活支援ホーム
3	ホームレス対策(③地域生活移行支援事業等分担金)	(4)施設・住宅資源の確保	②緊急一時保護事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(緊急一時保護事業) 港療入所者172人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 (事務局:特別区人事・厚生事務組合) ※このほかに、(1) 相談体制の機能強化② 巡回相談事業(都区共同)、⑥地域生活継続支援事業(都区共同)及び(4) 施設・住宅資源の確保 ⑤ 自立支援事業(自立支援住宅) (都区共同)等を含む
		(4)施設・住宅資源の確保	④自立支援事業(自立支援センター) 〔都区共同〕	(自立支援事業) 港療入所者165人	
4	ホームレス対策(④拠点相談事業)	(1)相談体制の機能強化	①拠点相談所	相談件数 延べ3,235件	公益社団法人 東京社会福祉士会
5	ホームレス対策(⑤地域生活安定促進)	(1)相談体制の機能強化	⑤訪問サポート： 地域生活安定促進事業	生活サポート事業 新規依頼数335人	社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
		(4)施設・住宅資源の確保		区外宿泊者サポート事業 新規依頼者 54人	特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会
6	ホームレス対策(⑥自立支援ホーム)	(4) 施設・住宅資源の確保	③自立支援ホーム（新宿区）	入所者7人	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構
7	ホームレス対策 (⑦自立支援等に関する推進計画の改定)	新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画 策定委員会を1回開催した。			

9 第Ⅲ期推進計画の事業と事業主体、対象タイプ一覧表

八つの基本施策	事業名	事業主体					ホームレスのタイプ		
		国	東京都	都区共同	新宿区	民間団体	タイプ1	タイプ2	タイプ3
(1) 相談体制の機能強化									
〔はじめの相談〕	① 拠点相談所				○		○	○	○
	② 巡回相談事業			○			○	○	○
〔施設入所中の相談〕	③ 巡回相談一時宿泊支援事業				○	○			○
	④ 地域生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業				○		○	○	
〔アパート生活後の相談〕	⑤ 訪問サポート：地域生活安定促進事業				○		○	○	
	⑥ 地域生活継続支援事業			○			○		○
(2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント（支援方法の判断・評価）									
	生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント（支援方法の判断・評価）				○	○	○	○	○
(3) 福祉的支援の条件整備									
	① 応急擁護事業				○		○	○	○
	② 心身の健康に関する支援			○	○		○	○	○
	③ 年金の調査				○		○	○	○
	④ 住民登録の設定				○		○	○	○
(4) 施設・住宅資源の確保									
〔緊急対応型〕	① 民間宿泊所の借上げ：給食宿泊場所の確保				○		○	○	
	② 緊急一時保護事業（自立支援センター）			○			○		○
〔地域生活移行：定着型〕	③ 自立支援ホーム				○		○		○
	④ 自立支援事業（自立支援センター）			○			○		○
	⑤ 自立支援事業（自立支援住宅）			○			○		○
	⑥ 生活支援付き住宅（施設）の整備	○	○		○		○		
	⑦ 住宅の確保	○	○				○		
(5) 就労支援									
	① 就労支援	○	○		○			○	○
	② 就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化	○	○		○			○	○
	③ 雇用対策における第二のセーフティネットの充実	○	○					○	○
(6) 人的資源の開発とネットワークづくり									
	① ホームレスの自立支援策の周知				○				
	② 福祉関係職員の研修等の実施			○					
	③ 広域的な関係機関会議の設置	○	○						
	④ 関係機関・団体等との連絡会議の設置				○				
(7) 公共施設の適正管理									
	① 大規模公園（新宿中央公園・都立戸山公園）				○		○	○	○
	② 中小規模公園				○		○	○	○
	③ 道路等				○		○	○	○
	④ その他の公共施設				○		○	○	○
(8) 人権啓発									
	① ネットワークづくり等による啓発				○	○			
	② 第Ⅲ期推進計画を活用した啓発				○	○			

10 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント項目一覧

1 相談申込・受付票

① 基本情報

氏名、性別、生年月日、住所、電話、携帯、メールアドレス、来談者の氏名・電話、来談者のご本人との関係

② ご相談の内容

2 インテーク・アセスメントシート

① 相談経路・相談歴

当初相談経路、相談歴の有無、相談歴の概況・相談経緯

② インテーク時の本人の主訴・状況

本人の訴えや状況、同居者、別居の家族、婚姻、子ども、家族の状況、地域との関係、健康状態、住居、健康保険、課税状況

3 インテーク・アセスメントシート

① 状況

就労状況、収入状況、直近の離職後、障害手帳、職歴、公的給付、資格技術、生活保護の受給歴、最終学歴

② アセスメント結果の整理

ア 課題と背景の要因

イ 結果のチェック項目

病気、けが、障害（手帳有）、障害（疑い）、自死企図、その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）、住まい不安定、ホームレス、経済的困窮、多重・過重債務、家計管理の課題、就職活動困難、就職定着困難、生活習慣の乱れ、社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む）、家族関係・家族の問題、不登校、非行、中卒・高校中退、ひとり親、ＤＶ・虐待、外国籍、刑余者、コミュニケーションが苦手、本人の能力の課題（識字・言語・理解等）

ウ 家族関係図

エ 地域や周囲との関係性

4 支援経過記録シート

実施日、支援方法、対応相手先、関与した関係機関・関係者、対応内容記録、詳細記録（聞き取り事項・確認した事実、対応状況等）

5 支援経過記録シート

実施日、担当者、方法、対応相手先、関与した関係機関・関係者、対応内容記録

6 プラン兼サービス利用申込書

解決したい課題、長期目標、本プランにおける達成目標、実施すること、関係機関、期間、頻度、法に基づくサービス（種別、利用有無、支援方針、期間、実施機関、給付額）、その他関連する事業等（種別、利用有無、支援方針、期間、実施機関、給付額等）

7 詳細アセスメントシート

① 健康面

疾病・傷病、健康上の課題の具体的な内容、通院先、服薬状況、健康保険納付状況、障害の状況・程度、介護保険の受給状況、利用している福祉・介護サービス

② 住まい

住民票の有・無、住居所有の有・無、公共料金、家賃・地代

③ 収入や経済状態

世帯収入、本人と家族の収入、世帯の毎月の生活費と内訳、本人の年金加入状況及び年金種類、貸付・債務、住民税の滞納の有無

④ 仕事について

これまでの就労状況（期間、業種・職種等、雇用形態、経験業務、退職理由）、現在の求職活動状況、職業訓練や中間的就労の経験状況、保有資格・スキル、仕事に関する希望・条件、雇用保険の加入状況、雇用保険の失業等給付の状況

⑤ 生活管理

１日のタイムスケジュール、１週間のタイムスケジュール、生活管理能力

⑥ 地域との関係・社会参加について（ひきこもりを含む）

外出頻度・行先、ひきこもり等社会参加に係る課題、交友関係（つきあいのある人、頼りにしている人）

⑦ 生活歴（ライフヒストリー）

学歴、過去の課題、生活歴で留意すべきこと

⑧ 家族

家族関係で気になること、家族が抱える課題

⑨ DV・虐待について

ＤＶ・虐待のおそれの有無、被害者の属性、加害者の属性、ＤＶ・虐待の状況、これまで関わりがあった機関、保護・措置の経験、保護命令の発令歴

⑩ 子どもの状況・子どもが抱える課題

就学・就園段階、子どもが抱える課題、子どもが抱える課題の背景要因

⑪ 国籍・言語について

国籍、言語能力

⑫ 本人の能力

話を聞いて理解する力、書く力（識字力）、本人が得意なこと、本人が苦手に感じていること

11 用語説明 (あいうえお順)

あ　アウトリーチ

ホームレスが福祉事務所へ相談のため来所するのを待つだけでなく、相談員等が公園や路上などに出向き相談を受けること。

アセスメント

生活歴や仕事歴などから相談者の状態・意識や生活課題、活用できる社会資源などを総合的に評価すること。 (P. 42･69 参照)

か　介護人材育成確保緊急対策事業

介護職場への就職を目指す離職者に対して、ホームヘルパー２級（平成 25 年度から介護職員初任者研修講座）の資格取得支援を行うことで、離職者の生活の安定と介護人材の育成・確保を図る事業。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」平成 23 年 1 月 31 日）

拠点相談所「とまりぎ」

平成 18 年に新宿区が開設したホームレス専門の相談所。食料、シャワーなどの提供のほか、法律、健康、借金などの専門相談もある。公益社団法人東京社会福祉士会に委託している。 (P. 20･37･67 参照)

緊急一時宿泊事業

東京都と東京 23 区が共同で実施した自立支援システムの事業のひとつ。平成 21 年 12 月から路上生活者になるおそれのある失業者等にアパート等を借り上げ、緊急一時的な宿泊援護等を実施した。本来の事業目的であった住宅資金給付事業等の利用が見込まれる方への宿泊援護が減少し、現に就労し、又は就職が決定している方等の利用が主となったため、平成 27 年 3 月に廃止された。

緊急一時保護センター（緊急一時保護事業）

東京都と東京 23 区が共同で実施している自立支援システムの事業のひとつ。「緊急一時保護」と「自立支援に向けたアセスメント」を目的とした入所施設。

平成 22 年 10 月以降、自立支援センター機能を併せ持つ新型自立支援センターに移行し、平成 25 年 2 月に移行が完了した。現在は、自立支援センターの緊急一時

保護事業として実施している。

さ　暫定自立支援センター

平成 8 年に都区検討委員会で路上生活者のための自立支援センターを設置する答申が出たが、平成 10 年 2 月に新宿駅西口地下広場で起きたダンボールハウス火災事故をきっかけに、新宿区内の 2 箇所に暫定の自立支援センターが設置された。

若年化しつつある層

本計画の「若年化しつつある層」とは、従来、ホームレスの大部分を占めていた路上生活者が高齢化していくなかで、新たにホームレスとなり、また、ホームレスとなるおそれがある、いわゆる「若年層」を指す。

国の基本計画では、「若年層」を 45 歳以下の層としているが、策定委員会において、①「若年層」には 40 歳前後と 20 歳前後の層があり、一括りに「若年層」とすると混乱が生じる。②若年層＝見えにくいホームレスではない、という議論があり、「若年層」の表現を「若年化しつつある層」とした。

住宅手当

平成 21 年 10 月から開始した住宅手当は、平成 25 年 4 月に住宅支援給付となり、平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法の住居確保給付金として実施している。

巡回相談事業

東京都と東京 23 区が共同で実施している自立支援システムの事業のひとつ。巡回相談員が公園等を巡回してホームレスの相談にのり自立を支援する。(P. 29･33･67 参照)

職業意識の醸成

社会性や職業経験が十分でない若年層に対する根本的な自立対策として、働くことの意義や大切さを子どもたちが理解し、社会的にも経済的にも自立する意思を育むことが非常に大切であるため、本計画では、職業意識の醸成を人権啓発と並ぶ子どもたちへの啓発内容とした。

自立支援システム

東京都と東京 23 区が共同で実施しているホームレスの自立支援施策。「緊急一時保護事業」「自立支援事業」「巡回相談事業」「地域生活継続支援事業」の 4 つの事業を柱としている。 (P. 29 参照)

自立支援住宅

東京都と東京 23 区が共同で実施している自立支援システムの事業のひとつ。自立支援センターから就労自立してアパート生活を始める準備をするためのアパート。自立支援センターの事業として職員が様々な相談にのり、自立を支援する。(P. 32･72 参照)

自立支援センター（自立支援事業）

東京都と東京23区が共同で実施している自立支援システムの事業のひとつ。就労による自立を支援するための入所施設。

現在は緊急一時保護センターの機能を併せ持った新型自立支援センターを指し、従来の機能は自立支援事業として実施している。原則 6 か月の入所期間の中で、利用者の緊急一時保護から就労自立までを支援している。(P.31･72 参照)

自立支援ホーム

平成19年に開始した新宿区独自の事業。就労意欲の高いホームレスに居室を提供し、原則３ヶ月の入居期間中に転居費用を貯蓄し、アパートへ移る。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業及び自立相談支援事業として実施している。(P.46･72 参照)

新型自立支援センター

就労からアパート生活への一貫した支援を強化するために、従来の緊急一時保護センターと自立支援センター両施設の機能を併せ持った新型自立支援センターへ平成22年10月から順次移行した。平成25年2月に移行が完了し、現在はすべての自立支援センターが新型自立支援センターとして機能している。(P.29 参照)

新宿区とＮＰＯ等支援団体の独自調査

新宿区は平成21年1月21日に、ＮＰＯ等支援団体は平成20年12月19日に、それぞれ夜間の独自調査を行い、新宿駅西口・東口周辺で300人前後のホームレスを確認した。二つの調査と、同時期に新宿区全体で昼間に確認した東京都の概数調査を比較すると、新宿駅西口・東口周辺の調査だけでほぼ同数であり、夜間に地下街などで相当数のホームレスが寝泊りしていることが推測された。

新宿就職サポートナビ

新宿区と東京労働局、ハローワーク新宿で、雇用の相談窓口と福祉の窓口を一体化し、低所得者やひとり親家庭等の早期の自立を支援するもの。新宿区在住の生活保護受給者、児童扶養手当受給者・住居確保給付金受給者及び新宿区在住及び在住が見込まれる低所得者などで新宿区が就労支援を必要と認める人を対象に求人情報の提供、職業紹介・相談、職業訓練受講の斡旋などを行っている。

生活サポート特別貸付事業

ＴＯＫＹＯチャレンジネットでの援助・指導を受けることにより、安定的な自立した生活が営めると判断された人に貸付する住宅資金・生活資金。(P.51 参照)

た　ダンボールハウス火災事故

平成10年2月に新宿駅西口地下広場で起きた失火による火災事故。就寝中のホームレス4名が死亡、14名が重軽傷を負い、約50軒のダンボールハウスが焼失した。火災の後、ほとんどのホームレスが暫定自立支援センターへ入所した。

地域生活移行支援事業

東京都と東京 23 区が共同で平成 16 年度から平成 19 年度にかけて行った事業。大規模公園に住むホームレスに低額家賃のアパートと就労を斡旋して自立を促した。これにより、2,000 人近いホームレスがアパートに入居した。平成 16 年度は東京都の単独事業、平成 17 年度からは都区共同事業として実施した。

地域生活継続支援事業

東京都と東京 23 区が共同で実施している自立支援システムの事業のひとつ。自立支援センターを就労自立により退所した利用者が地域生活を継続し、再び路上に戻さないよう、訪問相談等のアフターケアを行う。

東京ジョブステーション

就労意欲のある元ホームレスの人を対象に、就労に関する相談やカウンセリング、職場体験、就業開拓などを支援する「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」のこと。国・東京都・東京 23 区等の委託を受け、就業支援を行っている。

ＴＯＫＹＯチャレンジネット

住まいを失い、ネットカフェ等で寝泊りしながら不安定な就労に従事している人や離職者をサポートする相談窓口。住居がないことによる生活不安の相談から、住宅確保に向けてのサポート、適性に合った就労相談まで総合的な相談を行っている。東京都の委託事業として実施している。（P. 18 参照）

都区共同事業

ホームレスの自立を支援するために東京都と東京 23 区が共同で実施する事業の総称。「自立支援システム」などがある。

都区共同事業による公的な既存資源

厚生関係施設や自立支援住宅を指す。

特別区人事・厚生事務組合

東京 23 区が共同で処理する事務を行う特別地方公共団体。主な事務として、23 区職員の研修、更生施設や宿所提供施設、宿泊所の管理運営、路上生活者対策事業がある。

都市雑業

ホームレスが日々の暮らしの収入を得るために行う資源回収等のこと。

は　ホームレスの結核予防検診

新宿区では保健所でレントゲン撮影による結核健診や健康相談を実施している。結核と診断された場合は、保健所の直接服薬確認療法（ＤＯＴＳ事業）及び療養支援を実施し、結核罹患率の低減や感染拡大の防止を図っている。

ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）

「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」の策定及び見直しにあたり、平成15年、19年、24年の1月に国が地方自治体の協力を得て、ホームレスの生活実態を面接等により詳細に調査した。（P.14参照）

訪問サポート（地域生活安定促進事業）

生活保護を受給しながら施設で暮らす元ホームレスを訪問して金銭管理や健康管理などの生活支援を行い、アパートへの転居を促す事業。（P.40･68参照）

ま　無料低額宿泊所

生活困窮者に無料又は低額で居室を提供し、自立を支援する民間の施設。社会福祉法の第二種社会福祉事業に位置づけられ、都道府県知事に届ければ、個人でも開設でき、施設運営の法的基準はない。

見えにくいホームレス

路上等に起居する「見える」ホームレスに対して、ネットカフェやサウナ等の住居ではない所や知人等他者の住居に起居している人等を「見えにくい」ホームレスという。主として不安定な就労や求職活動をしている人が多い。ホームレスの新規流入層は、これらの見えにくい居所を経由してから路上へ来る場合も少なくない。

ら　路上生活者概数調査

東京都が平成6年から実施しているホームレスの概数調査。毎年1月と8月の昼間に道路・公園・河川敷・駅舎等に起居するホームレスを目視で確認する。ただし、国が管理する河川に起居するホームレスの数は含まない。

新宿区 第Ⅲ期 ホームレスの自立支援等に関する推進計画

平成２８年（２０１６年）１月

印刷物作成番号
2015-15-2924

編集・発行　新宿区　福祉部　生活福祉課
〒160-0022　新宿区新宿５丁目１８番２１号
電話　（０３）３２０９－１１１１
FAX　（０３）３２０９－０２７８

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
この冊子は、森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。